

令和8・9年度			
受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 北部第一水再生センター 担当者 電 話 572-2281
設 計 書			
1	委 託 名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
2	履 行 場 所	北部第一水再生センターほか	
3	履 行 期 間 又 は 期 限	☒ 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで ☐ 期限 契約締結の日から 令和 年 月 日 まで	
4	契 約 区 分	☐ 確定契約 ☒ 概算契約	
5	その他特約事項	なし	
6	現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要	
7	委 託 概 要	本委託は、北部第一水再生センター等の庁舎の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の機械を常に最適な状況に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持するものである。	

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

8 部 分 払 ☒する(24回以内)

☐しない

軽微な修繕等の支払いについては各年の3月にまとめて支払うものとする。

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
令和8年度 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	12月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和8年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1, 2月	8	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	12月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和9年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1, 2月	8	回		

委 託 代 金 額 ()

内 訳 業 務 価 格 ()

消費税及び地方消費税相当額 ()

委 託 内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
令和8年度 庁舎総合管理業務		(1)	式		()	第1号内訳書の通り
令和9年度 庁舎総合管理業務		(1)	式		()	第2号内訳書の通り
業務価格					()	
消費税及び 地方消費税相当額		(1)	式		()	
委託代金額					()	

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

委 託 内 訳 書

第1号内訳書 令和8年度 庁舎総合管理業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
建物総合管理業務		(1)	式		()	第1号代価内訳書の通り	
庁舎清掃業務		1	式			第2号代価内訳書の通り	
エレベータ設備保守点検業務		1	式			第3号代価内訳書の通り	
防災設備保守点検業務		1	式			第4号代価内訳書の通り	
空調設備保守点検業務		1	式			第5号代価内訳書の通り	
飲料水用受水槽点検清掃業務		1	式			第6号代価内訳書の通り	
レジオネラ属菌水質検査業務		1	式			第7号代価内訳書の通り	
計					()	(令和8年度 庁舎総合管理業務)	

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

- 4 -

第 1 号
内 訳 書

代 価 内 訳 書

第2号代価内訳書 庁舎清掃業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
直接業務費							
日常清掃		12	月				
定期清掃1		4	回				
定期清掃2		2	回				
電気機械室定期清掃		1	回				
窓ガラス清掃1 (建物内部)		2	回				
窓ガラス清掃2 (建物内部)		1	回				
小計							
直接物品費		1	式				
計							(直接業務費)
業務管理費		1	式				
合計							(直接業務費＋業務管理費)
一般管理費等		1	式				
計							(庁舎清掃業務)

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
北部第一水再生センター (前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(北部第一水再生センター 業務価格)	

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
元宮ポンプ所・雨水滞水池 (前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による 直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(元宮ポンプ所・雨水 滞水池 業務価格)

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
末吉ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(末吉ポンプ場 業務 価格)	

横浜市下水道河川局

- 11 -

第 4 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
北綱島ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による 直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(北綱島ポンプ場 業務価格)

横浜市下水道河川局

- 12 -

第 4 号
代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
樽町ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(樽町ポンプ場 業務 価格)	

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

- 13 -

第 4 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
江ヶ崎ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による 直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(江ヶ崎ポンプ場 業務価格)

横浜市下水道河川局

- 14 -

第 4 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
上末吉ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(上末吉ポンプ場 業務価格)

横浜市下水道河川局

- 15 -

第 4 号
代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
高田ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による 直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(高田ポンプ場 業務 価格)

横浜市下水道河川局

- 16 -

第 4 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
綱島第二ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(綱島第二ポンプ場 業務価格)

横浜市下水道河川局

- 17 -

第 4 号
代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
南綱島ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(南綱島ポンプ場 業務価格)

横浜市下水道河川局

- 18 -

第 4 号
代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
鶴見地下道ポンプ場 (前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(鶴見地下道ポンプ場 業務価格)	
合計						(防災設備保守点検 業務)	

横浜市下水道河川局

- 19 -

第 4 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第5号代価内訳書 空調設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)		摘 要
直接業務費							
空調設備(室内機)	冷房能力33.5kW以上56.0kW未満 リモートコンデンサ型	1	台				制御盤含む
空調設備(室内機)	天井カセット形 セパレート型	4	台				制御盤含む
空調設備(室内機)	壁掛形 セパレート型	1	台				制御盤含む
空調設備(室内機)	床置形 セパレート型	1	台				制御盤含む
空調設備(室外機)	リモートコンデンサ型	2	台				制御盤含む
空調設備(室外機)	冷房能力 11.2kW未満 セパレート型	1	台				制御盤含む
空調設備(室外機)	冷房能力33.5kW以上56.0kW未満 セパレート型	3	台				制御盤含む
エアハンドリングユニット	床置形	1	台				
エアハンドリングユニット	床置形	1	台				
全熱交換器	床置形	1	台				
計							(空調設備保守点検費)
点検管理費		1	式				
合計							(直接業務費)
直接経費		1	式				備・消耗品費含む
技術経費		1	式				
間接業務費		1	式				
業務原価							
諸経費		1	式				
計							(空調設備保守点検業務)

代 価 内 訳 書

第9号代価内訳書 庁舎清掃業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
直接費業務							
日常清掃		12	月				
定期清掃1		4	回				
定期清掃2		2	回				
電気機械室定期清掃		1	回				
窓ガラス清掃1 (建物内部)		2	回				
窓ガラス清掃2 (建物内部)		1	回				
小計							
直接物品費		1	式				
計							(直接業務費)
業務管理費		1	式				
合計							(直接業務費＋業務管理費)
一般管理費等		1	式				
計							(庁舎清掃業務)

横浜市下水道河川局

- 24 -

第 9 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
北部第一水再生センター (前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(北部第一水再生センター 業務価格)	

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
元宮ポンプ所・雨水滞水池 (前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による 直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(元宮ポンプ所・雨水 滞水池 業務価格)

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
末吉ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(末吉ポンプ場 業務 価格)	

横浜市下水道河川局

- 28 -

第 11 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
北綱島ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による 直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(北綱島ポンプ場 業務価格)

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
樽町ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(樽町ポンプ場 業務 価格)	

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

- 30 -

第 11 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
江ヶ崎ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(江ヶ崎ポンプ場 業務価格)	

横浜市下水道河川局

- 31 -

第 11 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
上末吉ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
見積による 直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(上末吉ポンプ場 業務価格)

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
高田ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(高田ポンプ場 業務 価格)	

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
綱島第二ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(綱島第二ポンプ場 業務価格)

横浜市下水道河川局

- 34 -

第 11 号
代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
南綱島ポンプ場						
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
小計(直接人件費)						
直接物品費		1	式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費等		1	式			
業務価格(後期業務)						
計						(南綱島ポンプ場 業務価格)

横浜市下水道河川局

- 35 -

第 11 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
鶴見地下道ポンプ場 (前期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
小計(直接人件費)							
直接物品費		1	式				
小計(直接物品費)							
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費等		1	式				
業務価格(後期業務)							
計						(鶴見地下道ポンプ場 業務価格)	
合計						(防災設備保守点検 業務)	

横浜市下水道河川局

- 36 -

第 11 号

代 価 内 訳 書

代 価 内 訳 書

第12号代価内訳書 空調設備保守点検業務							
名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
直接業務費							
空調設備(室内機)	天井カセット形 セパレート型	22	台			制御盤含む	
空調設備(室内機)	天井吊形 セパレート型	5	台			制御盤含む	
空調設備(室内機)	壁掛形 セパレート型	1	台			制御盤含む	
空調設備(室外機)	冷房能力 11.2kW未満 セパレート型	8	台			制御盤含む	
空調設備(室外機)	冷房能力11.2kW 以上33.5kW未満 セパレート型	12	台			制御盤含む	
エアハンドリングユニット	床置形	1	台				
エアハンドリングユニット	床置形	1	台				
全熱交換器	床置形	1	台				
計						(空調設備保守点検 費)	
点検管理費							
合計						(直接業務費)	
直接経費		1	式			備・消耗品費含む	
技術経費		1	式				
間接業務費		1	式				
業務原価							
諸経費		1	式				
計						(空調設備保守点検 業務)	

令和 6 年 3 月 13 日

委 託 仕 様 書

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

第 2 章 共通仕様

(提出書類)

第 2 条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「立会職員」という。）に提出しなければならない。

提 出 書 類	提 出 期 限	部 数
(1) 委託業務着手届出書	契約締結後 5 日以内 (休日を除く)	各 1 部
(2) 委託代金内訳書		
(3) 工程表		
(4) 現場責任者・業務従事者選定通知書		
(5) 委託組織表		

2 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提 出 書 類	提 出 期 限	部 数
(1) 打合せ議事録（A 4 版）	打合せ後遅滞なく	各 1 部
(2) 業務実施計画書（A 4 版）		

3 受託者は、業務委託履行中次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提 出 書 類	提 出 期 限	部 数
(1) 委託業務日報（A 4 版）	毎日作業終了後	1 部
(2) 委託業務写真（必要に応じて） サービス判、カラー写真でアルバムとじ 込み（ネガフィルム又は電子媒体を含む。）	完了検査前	各 1 部
(3) 成果報告書		

(使用許可申請書)

第 3 条 受託者は、業務委託の実施に当たり、火気、電気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を立会職員に提出し、委託者の同意を受けなければならない。ただし、委託者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

(検査)

第 4 条 受託者は、委託業務が完了したとき（履行済み部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を立会職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部
履行済部分に係る委託完了届出書	履行済み部分に係る委託業務完了のとき	1部

(支払)

第5条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を立会職員に提出し、委託代金の支払を請求するものとする。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部
	履行済み部分の検査合格後	1部

(労働安全衛生)

第6条 受託者は、安全衛生管理に努め、別に定める横浜市「水再生センター及び汚泥資源化センター工事等安全衛生基準」（以下「安全衛生基準」という）に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

なお、「安全衛生基準」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

なお、「個人情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項)

第8条 受託者は、電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(業務遂行時に発生する副産物の処分)

第9条 受託者は、業務の遂行に伴い発生する副産物（交換部品等）を委託者の指定場所に置くこと。

(横浜市グリーン購入の推進に関する事項)

第10条 受託者は、業務の遂行にあたり、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に記された内容を十分に理解し、これを推進すること。

なお、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び、(別記)「特定調達物品等」は、次の横浜市ウェブページを参照のこと。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

業務共通仕様書

(目的)

第1条

本業務は、北部第一水再生センター、元宮ポンプ所及び各ポンプ場（末吉ポンプ場、北綱島ポンプ場、樽町ポンプ場、上末吉ポンプ場、江ヶ崎ポンプ場、高田ポンプ場、南綱島ポンプ場、綱島第二ポンプ場、鶴見地下道ポンプ場）の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持することを目的とする。

(履行期間)

第2条 本委託の業務委託期間は以下のとおりである。

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(施設概要)

第3条 本委託の施設は以下の表のとおりである。

場所	住所	備考
北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	
北部第一水再生センター 元宮ポンプ所	鶴見区元宮二丁目5番67号	
末吉ポンプ場	鶴見区下末吉二丁目1番2号	
北綱島ポンプ場	港北区日吉六丁目14番1号	
樽町ポンプ場	港北区樽町三丁目9番11号	
上末吉ポンプ場	鶴見区上末吉二丁目19番3号	
江ヶ崎ポンプ場	鶴見区矢向一丁目20番4号	
高田ポンプ場	港北区高田西一丁目8番7号	
南綱島ポンプ場	港北区綱島東一丁目12番2号	
綱島第二ポンプ場	港北区綱島西三丁目25番14号	
鶴見地下道ポンプ場	鶴見区佃野町1番1号	

(建物管理における用語の定義)

第4条

- (1) 「保全」とは、点検や保守等により建築物や設備の安全を確保することをいう。
- (2) 「個別業務」とは、仕様書に定める対象業務をいう。
- (3) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭、異音、温度異常、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (4) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検を含めていう。
- (5) 「法定点検」とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (6) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(建物管理者に関する用語の定義)

第5条

- (1)「総合管理責任者」とは、本委託を総合して管理を行う責任者であり、特記仕様書1の責任者をいう。
- (2)「業務責任者」とは、総合管理責任者の下で業務を行うものであり、特記仕様書2～7の責任者をいう。

(業務内容)

第6条

基本的な業務の内容は次のとおりとし、詳細は各業務の仕様書を参照すること。

なお、履行予定月は、別表1のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 建物総合管理業務 | (特記仕様書1) |
| (2) 庁舎清掃業務 | (特記仕様書2) |
| (3) エレベータ設備保守点検業務 | (特記仕様書3) |
| (4) 防災設備保守点検業務 | (特記仕様書4) |
| (5) 空調設備保守点検業務 | (特記仕様書5) |
| (6) 飲料水用受水槽点検清掃業務 | (特記仕様書6) |
| (7) レジオネラ属菌水質検査業務 | (特記仕様書7) |

(法令、基準類等の遵守)

第7条

本業務の実施に当たっては、各業務の内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱のほか標準仕様書、マニュアル、基準、指針、解説版、ガイドラインなどを遵守すること。

関係法令、各種基準などについては、受託者の責任において調査し、各々の許認可などの手続き上設定される基準日に、最新のものを採用すること。

(共通事項)

第8条

(1) 体制

ア 業務体制

本業務を実施するうえで、各業務内容について委託者が求める期間内で履行が完了できる体制を構築するとともに、各業務内容に適した経験者を配置・従事させ、履行品質の維持・確保に努めること。

なお、委託契約約款第6条に基づき、全部又は主たる部分(総合管理業務)を除いて、一部を第三者に委任託(以下「再委託」という。)する場合は、あらかじめ、再委託に関して本市の承諾を得てから履行すること。

また、再委託先については、「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨に基づき、市内中小企業者の受注機会の確保に努めること。

イ 連絡体制

緊急時における連絡網を委託者に提出すること。

本委託では常駐は求めない(常駐することも妨げない)。受託者は、総合管理責任者を選任し、

委託者に届け出ること。総合管理責任者は平日 9:00～17:00 の間、常に委託者と連絡・調整が可能な状態とする。

ウ 安全衛生管理体制

受託者は、本委託契約の履行に伴う業務に関して、安全衛生管理に努め、本業務の履行に関する全ての担当者に周知徹底させなければならない。また、本委託履行のために入場するものに対し、危険個所の通知や安全指導を行い、適切に管理する。

(2) 業務の実施

ア 委託者の立会い

受託者は作業等に際して委託者の立会いを求める場合は事前に申し出ること。

イ 書類の保管

受託者は、本業務において作成し、及び保有する資料並びに市から貸与を受けた資料を常に整理し、委託者の求めに応じて提供できるよう保管すること。

(3) 業務の検査等

ア 受託者は、部分払いを請求しようとするとき、又は業務が完了した時は、その旨を委託者に通知し、検査を受けなければならない。

イ 受託者は、検査を受ける際は予め下記の資料を整備し委託者に提出しなければならない。

(7) 契約図書（委託契約書、仕様書等）

(4) 業務計画書、作業計画書、作業報告書

(7) 成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料

別表 1

履行予定月

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	建物総合管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	庁舎清掃業務 床の日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	床以外の日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	床の定期清掃 1			○			○			○			○
	床の定期清掃 2						○						○
	電気機械室の定期清掃						○						
	窓ガラス清掃 1（建物内部）						○						○
	窓ガラス清掃 2（建物内部）						○						
(3)	エレベータ設備保守点検業務			○			○			○			○
(4)	防災設備保守点検業務						○						○
(5)	空調設備保守点検業務						○						
(6)	飲料水用受水槽点検清掃業務											○	
(7)	レジオネラ属菌水質検査業務				○				○				○

(特記仕様書 1)

建物総合管理業務

(全体管理)

第1条

(1) 業務全般における委託者との連携

業務全般における委託者への報告・連絡・調整、定例会議の主催及び出席、議事録の作成

(2) 関係法令の情報収集及び法改正への対応

関係法令の改正に関する情報収集及び委託者の法改正への対応に対する支援

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律だけにとどまらず、建築基準法や消防法、廃棄物の処理や環境配慮、バリアフリー関連など本委託契約に関わるものをすべて含む。

(3) 総合管理責任者の主な業務

各業務責任者への指示・取りまとめ・指導を行い、適正に各業務が履行されるよう対応すること。

ア 各業務の計画立案、報告には総合管理責任者が立ち会うこと。

イ 各業務において、日常的なものを除く点検や作業等に原則総合管理責任者が立ち会うこと。立ち会った場合は実施確認、口頭及び日報による報告を行うこと（立会い時間、内容、結果等）

(4) 昇降設備点検業務

昇降設備（エレベータ）点検業務は特記仕様書 3 に記載の製造業者（当該昇降装置設備の保守点検実績のある業者を含む）が点検実施すること。

(5) 各種書類の作成

受託者は各仕様書に定める提出物のほか、下表の書類を委託者に提出すること。本仕様書に定めない書類についても、委託者からの指示があった場合は作成し、提出すること。

ア 計画書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務計画書	業務実施体制、実施方針、業務計画及び各業務の報告書式等、業務全般について具体的に記載したもの	業務開始前・内容変更時
2	作業計画書	上記計画書に基づき、業務別に実施日時、作業内容、作業範囲、業務従事者名等を記載したもの	業務開始前・内容変更時
3	年間予定表	業務別に、年間の作業実施計画を記載したもの	年度開始前・内容変更時
4	月間予定表	業務別に、月間の作業実施計画を記載したもの	毎月末までに翌月分を提出

イ 報告書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総管理業務報告書 ※月次及び年次	業務全体の実施状況、計画に対する進捗状況を記載したもの	月次：月末 年次：各年度の3月末
2	随時報告書	修繕等の対応内容を記載したもの	随時

(軽微な修繕等の実施)

第2条

- (1) 受託者は、防災設備保守点検業務、空調設備保守点検業務等において点検結果により必要となった軽微な修繕、または突発的に発生する緊急対応等を実施すること。
実施内容及び結果について委託者に報告する。
- (2) 本業務は、受託者が材料等を手配し主体的に行うことを原則とするが、特殊な部品の調達や専門的知識等を要する場合は外注も可能とする。外注により軽微な修繕を実施する場合、受託者の責任において業者を指導監督し、修繕等を実施する。
- (3) 年間総額は300万円相当(税抜き)とする。年度開始前に1年間の修繕・予定項目と予算を計画し、緊急対応として費用が必要となった際には協議して執行項目を決定する。

(特記仕様書 2)

庁舎清掃業務

(水再生センターに係る履行場所)

第1条 本委託のうち、水再生センターに係る履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
北部第一水再生センター (元宮ポンプ所含む)	鶴見区元宮二丁目6番1号
	鶴見区元宮二丁目5番67号

(水再生センターに係る清掃内容)

第2条 本委託業務のうち、水再生センターに係る清掃場所・作業内容・清掃周期・面積等は、次のとおりである。ただし、作業内容・清掃周期の詳細は別表ー1「作業内容等詳細」のとおりとする。

1 建物内部の清掃

(1) 床の日常清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール(Ⅰ)	弾性床・硬質床	除塵及び部分水拭き	毎日	91.75 m ²
センター長室	弾性床	除塵及び部分水拭き	毎日	33.75 m ²
事務室	弾性床	除塵及び部分水拭き	毎日	205.25 m ²
水質事務室	弾性床	除塵及び部分水拭き	毎日	27.50 m ²
会議室	弾性床	除塵及び部分水拭き	毎日	185.43 m ²
廊下(Ⅰ)	弾性床・硬質床	除塵及び部分水拭き	毎日	119.36 m ²
便所(Ⅰ)	弾性床・硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	87.85 m ²
湯沸室(Ⅰ)	弾性床	除塵及び全面水拭き	毎日	26.17 m ²
階段(Ⅰ)	弾性床	除塵及び部分水拭き	毎日	191.44 m ²

※ ごみ収集を含む。

(2) 床以外の日常清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期
玄関ホール(Ⅰ)	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き 什器備品除塵、ごみ収集、金属部分除塵	毎日
センター長室	ごみ収集	毎日
事務室	ごみ収集	毎日
水質事務室	ごみ収集	毎日
廊下(Ⅰ)	ごみ収集	毎日
便所	ごみ収集、扉・便所へだて部分拭き 洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄 衛生消耗品補充、汚物容器汚物収集	毎日
湯沸室	流し台洗浄及び厨芥容器厨芥収集	毎日
階段(Ⅰ)	手すり拭き	毎日

※ ごみ収集を含む。

(3) 床の定期清掃1

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール(Ⅰ)	弾性床・硬質床	表面洗浄	3か月	53.00 m ²
展示室	繊維床	除塵	3か月	285.00 m ²
廊下(Ⅰ)	弾性床・繊維床	表面洗浄・除塵	3か月	116.71 m ²
階段(Ⅰ)	弾性床	表面洗浄	3か月	150.64 m ²

※ ごみ収集を含む。

(4) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール(Ⅱ)	弾性床・硬質床	表面洗浄	6 か月	42.01 m ²
センター長室	弾性床	表面洗浄	6 か月	33.75 m ²
事務室	弾性床	表面洗浄	6 か月	205.25 m ²
水質事務室	弾性床	表面洗浄	6 か月	27.50 m ²
会議室	弾性床	表面洗浄	6 か月	185.43 m ²
廊下・通路(Ⅱ)	弾性床	表面洗浄	6 か月	639.19 m ²
更衣室	弾性床	表面洗浄	6 か月	43.05 m ²
水質試験室	硬質床	表面洗浄	6 か月	243.75 m ²
洗濯室及び書庫	弾性床	表面洗浄	6 か月	25.83 m ²
中央操作室	弾性床	表面洗浄	6 か月	176.42 m ²
便所(Ⅱ)	硬質床	表面洗浄	6 か月	42.64 m ²
湯沸室(Ⅱ)	弾性床	表面洗浄	6 か月	26.17 m ²
階段(Ⅱ)	弾性床・硬質床	表面洗浄	6 か月	294.00 m ²

※ ごみ収集を含む。

(5) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	弾性床	表面洗浄	1 年	2,569.73 m ²
制御室	弾性床	表面洗浄	1 年	686.97 m ²

※ ごみ収集を含む。

(6) 床以外の定期清掃

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6 か月	706.00 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	231.00 m ²

(ポンプ場に係る履行場所)

第3条 本委託のうち、ポンプ場に係る履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
末吉ポンプ場	鶴見区下末吉二丁目1番2号
北綱島ポンプ場	港北区日吉六丁目14番1号
樽町ポンプ場	港北区樽町三丁目9番11号
上末吉ポンプ場	鶴見区上末吉二丁目19番3号
江ヶ崎ポンプ場	鶴見区矢向一丁目20番4号
高田ポンプ場	港北区高田西一丁目8番7号

(ポンプ場に係る清掃内容)

第4条 本委託業務のうち、ポンプ場に係る清掃場所・作業内容・清掃周期・面積等は、次のとおりである。ただし、作業内容・清掃周期の詳細は別表-1「作業内容等詳細」のとおりとする。

1 建物内部の清掃

(1) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール(Ⅱ)	弾性床・硬質床	表面洗浄	6 か月	136.91 m ²
詰所	弾性床	表面洗浄	6 か月	82.00 m ²
廊下・通路(Ⅱ)	弾性床	表面洗浄	6 か月	938.73 m ²

便所(Ⅱ)	硬質床	表面洗浄	6 か月	80.24 m ²
湯沸室	弾性床	表面洗浄	6 か月	26.50 m ²
階段(Ⅱ)	弾性床・硬質床	表面洗浄	6 か月	542.63 m ²

※ ごみ収集を含む。

(2) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	弾性床	表面洗浄	1 年	1,258.40 m ²
制御室	弾性床	表面洗浄	1 年	678.00 m ²
機械室等	硬質床	表面洗浄	1 年	1,897.17 m ²

※ ごみ収集を含む。

(3) 床以外の定期清掃

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	875.08 m ²

2 ポンプ場別面積

ポンプ場名	床の定期清掃 2	電気機械室定期清掃	窓ガラス清掃 2
末吉ポンプ場	87.80 m ²	0.00 m ²	61.89 m ²
北綱島ポンプ場	97.00 m ²	0.00 m ²	140.00 m ²
樽町ポンプ場	938.68 m ²	0.00 m ²	227.19 m ²
上末吉ポンプ場	178.00 m ²	797.10 m ²	224.00 m ²
江ヶ崎ポンプ場	140.53 m ²	665.97 m ²	94.00 m ²
高田ポンプ場	365.00 m ²	2,370.50 m ²	128.00 m ²

(清掃作業の実施日及び時間)

第5条 本委託業務の清掃作業の実施日及び作業時間は、次のとおりである。

清掃種別	実施日	作業時間
日常清掃	毎日(土曜、日曜、祝日、休庁日を除く)	別途協議
定期清掃	別途協議	別途協議
窓ガラス清掃	別途協議	別途協議

(注) 実施日及び作業時間については、委託者受託者協議により決定すること。

(一般事項)

第6条 清掃器材等は、作業の内容に最も適したものをを用いるものとし、その使用にあたっては立会職員に申し出ること。

- 2 作業員が事務室等に立入り、作業を行う場合には、立会職員に申し出を行うこと。また、貸与した鍵は慎重に取扱い、業務を行うために必要な時間と場所に限り使用すること。
- 3 清掃作業に使用する器材等は、特に指定のない限り受託者が準備すること。
- 4 清掃作業を実施するにあたっては、常に火災等の事故が発生することのないように十分注意を払うこと。
- 5 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻しておくこと。
- 6 覆蓋の上には乗らないようにすること。やむを得ず乗る場合は、足場材等で安全対策を行うこと。

(支給品及び貸与品)

第7条 本委託業務で支給及び貸与する品目は、次のとおりである。

- (1) 水・電力
- (2) 補充用トイレトペーパー、補充用身体洗浄液
- (3) 日常清掃の作業員控室
- (4) そのほかセンター長が必要と認めるもの

（作業予定表等の提出）

第8条 特記仕様書1 第1条（5）のとおり。

（完了検査）

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－１ 作業内容等詳細

１ 建物内部の清掃

(１) 床の清掃

ア 弾性床(ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、フリークレスフロア等)

作業項目		作業内容
除 塵	自在箒又はフロアダスターによる除塵	・自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	真空掃除機による除塵	・真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水 拭 き	部分水拭き	・汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
	全面水拭き	・床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
洗 浄	表面洗浄	・椅子等軽微な什器の移動を行う。 ・床面の除塵を行う。(除塵の項参照) ・適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 ・洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ・吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ・２回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) ・樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布し、十分に乾燥した後塗り重ねる。 ・樹脂床維持材の塗布回数は２回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに１回重ね塗りをする。 ・移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

イ 硬質床(陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等)

作業項目		作業内容
除 塵	自在箒又はフロアダスターによる除塵	自在箒、フロアダスター(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	真空掃除機による除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水 拭 き	部分水拭き	汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
	全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
洗 浄	表面洗浄	・椅子等軽微な什器の移動を行う。 ・床面の除塵を行う。(除塵の項参照) ・床面を十分にぬらした後、適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ・適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 ・洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 ・吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ・２回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) ・移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

ウ 繊維床（カーペット、じゅうたん等）

作業項目		作業内容
除塵	カーペットスィーパーによる除塵	床表面の粗ごみをカーペットスィーパーで回収して除塵する。
	真空掃除機による除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。

(2) 場所別の清掃

ア 玄関ホール

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
	硬質床	1 (1) 床の清掃イによる。	
床以外の清掃	フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。
	扉ガラス	部分拭き	汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭き
	什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器を拭く。
	金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。

イ センター長室・事務室・水質事務室

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
床以外 の清掃	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器を拭く。

ウ 会議室・更衣室・展示室・洗濯室及び書庫・詰所

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
	繊維床	1 (1) 床の清掃ウによる。	

エ 廊下・通路

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
	硬質床	1 (1) 床の清掃イによる。	
	繊維床	1 (1) 床の清掃ウによる。	
の床以外 清掃	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器を拭く。

オ 水質試験室・便所

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
	硬質床	1 (1) 床の清掃イによる。	

床以外の清掃（便所のみ）	壁	部分拭き	汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	扉及び便所へだて	部分拭き	汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器を拭く。
	洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	鏡	拭き	乾拭きして仕上げる。
の床清掃以外	衛生陶器	洗浄	専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同じに金属類も拭きあげる。
	衛生消耗品	補充	トイレットペーパーや水石鹸等を補充する。
	汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器を洗浄する。

※便所・洗面所の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

カ 湯沸室

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃 の床清掃以外	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
	流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで、丁寧に洗浄する。
	厨芥容器	厨芥収集	厨芥を収集する。 容器を中性洗剤で洗浄する。

キ 階段

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
	硬質床	1 (1) 床の清掃イによる。	
	共通	洗浄時には幅木、ノンスリップの清掃を行う。	
の床清掃以外	手すり	拭き	タオルで水拭きする。

ク 中央操作室・電気室・制御室・機械室等

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1 (1) 床の清掃アによる。	
	硬質床	1 (1) 床の清掃イによる。	

(3) ごみ収集

作業対象		作業項目	作業内容
運搬	分別・梱包	各所から集積所までの運搬	各所で集められた塵芥・厨芥などを区別して運搬する。
		分別	集められたごみを種類ごとに分類する。
		梱包	集められたごみを適当な分量に梱包する。

(4) 作業項目及び周期

ア 床の清掃 (1/3)

			玄関ホール	玄関ホール	センター長室	事務室	水質事務室	会議室	展示室	廊下
作業対象	作業項目		(Ⅰ)	(Ⅱ)						(Ⅰ)
弾性床	日常	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機	毎日		毎日	毎日	毎日	毎日		毎日
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き	毎日		毎日	毎日	毎日	毎日		毎日
		洗浄 表面洗浄	3 か月	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月	6 か月		3 か月
	定期	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機	毎日							毎日
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き	毎日							毎日
		洗浄 表面洗浄	3 か月	6 か月						
硬質床	日常	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機	毎日							毎日
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き	毎日							毎日
		洗浄 表面洗浄	3 か月	6 か月						
	定期	除塵 カーペットスライパー 真空掃除機							3 か月	3 か月
繊維床	日常	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機								
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き								
		洗浄 表面洗浄								
	定期	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機								
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き								
		洗浄 表面洗浄								

ア 床の清掃 (2/3)

			廊下・通路	更衣室	詰所	水質試験室	洗濯室及び書庫	中央操作室	便所	便所
作業対象	作業項目		(Ⅱ)						(Ⅰ)	(Ⅱ)
弾性床	日常	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機							毎日	
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き							毎日	
		洗浄 表面洗浄	6 か月	6 か月	6 か月		6 か月	6 か月		
	定期	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機							毎日	
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き							毎日	
		洗浄 表面洗浄				6 か月				6 か月
硬質床	日常	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機							毎日	
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き							毎日	
		洗浄 表面洗浄								
	定期	除塵 自在箒・フロアダスター 真空掃除機								
		水拭き 部分水拭き 全面水拭き								
		洗浄 表面洗浄								

ア 床の清掃 (3/3)

			湯 沸 室	湯 沸 室	階 段	階 段	電 気 室	制 御 室	機 械 室 等
作業対象	作業項目		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅰ)	(Ⅱ)			
弾性床	日常	除塵 自在箒・フロアスター 真空掃除機	毎日		毎日				
		水拭き							
		部分水拭き 全面水拭き	毎日		毎日				
	定期	洗浄 表面洗浄		6 か月	3 か月	6 か月	1 年	1 年	
硬質床	日常	除塵 自在箒・フロアスター 真空掃除機							
		水拭き							
		部分水拭き 全面水拭き							
	定期	洗浄 表面洗浄				6 か月			1 年

イ 床以外の清掃

			玄 関 ホ ー ル	セ ン タ ー 長 室	事 務 室	水 質 事 務 室	廊 下	便 所	湯 沸 室	階 段
作業対象	作業項目		(Ⅰ)				(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)	(Ⅰ)
壁	日常	部分拭き								
		除塵								
フロアマット	日常	除塵	毎日							
		洗浄								
扉ガラス	日常	部分拭き	毎日							
		全面洗浄								
什器備品	日常	除塵	毎日							
		拭き								
ごみ箱	日常	ごみ収集	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日		
金属部分	日常	除塵	毎日							
扉及び便所へだて	日常	部分拭き						毎日		
洗面台	日常	拭き						毎日		
鏡	日常	拭き						毎日		
衛生陶器	日常	洗浄						毎日		
衛生消耗品	日常	補充						毎日		
汚物容器	日常	汚物収集						毎日		
流し台	日常	洗浄							毎日	
厨芥容器	日常	厨芥収集							毎日	
壁・扉・操作盤	日常	部分拭き								
扉溝	日常	除塵								
手すり	日常	拭き								毎日
窓台	日常	拭き								
換気扇	日常	洗浄								

(5) 窓ガラス清掃（内部）

作業項目	作業内容
洗浄	・ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイジーで汚水を切る。 ・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただし、サッシの溝やサッシの溝拭きは含まない。

※熱線反射ガラスやフィルムが貼りつけてあるガラスは、傷等に注意して清掃すること。

エレベータ設備保守点検業務

(仕様)

第1条 本委託業務の対象となるエレベータの仕様は、次のとおりである。

項 目	仕 様
用途	乗用
制御方式	ボールネジ式
定員・積載量	2名 220kg
速度	3.0m/min
電源	AC 200V 3相 50Hz
停止か所・階	2か所
昇降工程	2m
昇降路全高	2m
かご内寸法	間口 800mm × 奥行き 1400mm
扉開閉方式	手動式
巻上げ電動機	0.75kW(1時間定格)
操作方式	押し続けボタン操作
製造会社	クマリフト(株)

(関係法規)

第2条 本委託業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・同法施行令（昭和47年政令第318号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）等の関係法規の規定に基づき、本委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を履行すること。

2 前項の規定等に定めのない細部の事項については、委託者・受託者協議して決定すること。

(履行内容)

第3条 受託者は、エレベータ設備の電気・機械的性能及び安全装置の機能を維持保全するため、専門知識・経験を有する技術者により3か月に1回の定期保守点検を実施すること。

2 受託者は、適切な保守を計画的に実施し、点検・調整から修理部品の取替えまで機能の維持に必要な保守のすべてを行うこと。

(緊急点検)

第4条 委託者がエレベータ設備に異常を認め通知した場合は、速やかに措置を講じること。

(費用負担)

第5条 本委託業務に要する費用は、別表－1に係わる調整・点検及び部品交換等すべて受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用については、委託者の負担とする。

- (1) 塗装、かご床タイル、意匠部品の取替え
- (2) 業務に必要な電気、水道料金

(報告書の提出)

第6条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

(完了検査)

第7条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1

点検内容一覧表

点検及び調整する部分
オートブレーカー及びコントローラ ギヤードモーター及びブレーキ 操作押釦 自動停止スイッチ ゲージ 昇降路及びピット 各階ドア及びドア用各安全スイッチ
給油する部分
機能・性能上必要な摺動・回転部

(特記仕様書 4)

防災設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本委託業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所	備考
北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	管理棟 水処理棟 揚水棟 送泥棟 水処理電気室 センター構内
元宮ポンプ所・雨水滞水池	鶴見区元宮二丁目5番67号	元宮ポンプ所 1・2期滞水池 3期滞水池
上末吉ポンプ場	鶴見区上末吉二丁目19番3号	
末吉ポンプ場	鶴見区下末吉二丁目1番2号	
北綱島ポンプ場	港北区日吉六丁目14番1号	第一施設 第二施設
樽町ポンプ場	港北区樽町三丁目9番11号	第一施設 第二施設
高田ポンプ場	港北区高田西一丁目8番7号	
江ヶ崎ポンプ場	鶴見区矢向一丁目20番4号	
南綱島ポンプ場	港北区綱島東一丁目12番2号	
綱島第二ポンプ場	港北区綱島西三丁目25番14号	
鶴見地下道ポンプ場	鶴見区佃野町1番1号	

※各々の施設名毎に当該設備の加算すべき歩掛りの最大値を1回加算

(業務内容)

第2条 本委託の業務内容は、次のとおりである。

(1) 点検の周期

防災設備の種類	点検内容	点検の周期 (点検時期)
消火器具 誘導灯及び誘導標識 非常コンセント設備 連結送水管	機器点検	2回／1年 (前期・後期実施)
屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備 ハロゲン化物消火設備 移動式粉末消火設備 自動火災報知設備 非常警報設備 避難器具 排煙設備(防火戸・防火ダンパー等を含む) 非常電源専用受電設備	機器点検	2回／1年 (前期・後期実施)
	総合点検	1回／1年 (後期実施)
配線	総合点検	1回／1年 (後期実施)

(2) 点検方法・点検項目は、消防法等関連法令等に基づいて実施するものである。

(3) 防災設備の機器・数量は、「別表-1」各表のとおりである。

(ハロゲン化物消火設備の点検)

第3条 ハロゲン化物消火設備の総合点検時に行う放出試験は、窒素ガスを試験用ガスとして使用する。試験内容は、指定の防護区画の起動装置及び選択弁等の動作状態、ガス放射状態、制御装置等の点検を行う。

なお、各配管系統のガス漏洩試験も合わせて行うこと。

放出試験の数量の内訳は、「別表—2」のとおりである。

(屋内消火栓の放水試験)

第4条 屋内消火栓の放水試験は、年1回総合点検のときに実施すること。

(連結送水管の耐圧点検)

第5条 連結送水管の耐圧性能点検は、後期に空気圧予備試験を含め行うこと。

(補修等)

第6条 点検によって、部品の交換又は補修等を必要とする箇所を発見した場合は、立会職員に速やかに報告すること。

なお、補修の負担は委託者と受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要と思われる軽微な機器等の補修は、受託者の負担とする。

(注意事項)

第7条 本委託業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容、業務範囲を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 専門技術者を確保し、点検項目等は消防法等に基づいて実施すること。
- (3) 各室内等への立入りは、立会職員と打合せのうえ行うこととし、指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。また、覆蓋の上には絶対乗らないこと。
- (4) 点検員は、会社名、氏名を書いた名札とヘルメットを着用すること。
- (5) 現場責任者は業務実施に先立ち、実施体制及び全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務実施計画書を作成し、立会職員の承諾を受けること。

(報告書の提出)

第8条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

なお、報告書は法令等に基づいた様式とする。

2 消防法施行規則第31条の6の規定に基づく報告を所轄の消防署長に提出する際、立会職員に同伴すること。

(完了検査)

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－１－１ 防災設備等の機器・数量（北部第一水再生センター）

１ 自動火災報知設備

１－１ 管理棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
副受信機 59回線	1面	P型１級発信器	10個
差動式スポット型感知器	47個	表示灯	10灯
定温式スポット型感知器	7個	音響装置	10個
煙感知器	33個		

１－２ 水処理棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P型１級 43回線	1面	P型１級発信器	13個
差動式分布型感知器	19個	表示灯	13灯
差動式スポット型感知器	27個	音響装置	15個
定温式スポット型感知器*	12個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	36個	予備電源	1組

*防爆型１個含む。

１－３ 送泥棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機 P型１級 5回線	1面	表示灯	4灯
差動式スポット型感知器	5個	音響装置	4個
煙感知器	21個	常用電源（交流電源）	1組
P型１級発信器	4個	予備電源	1組

１－４ 揚水棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機 P型１級 12回線	1面	表示灯	6灯
差動式スポット型感知器	27個	音響装置	7個
定温式スポット型感知器	1個	消火栓起動装置	1個
煙感知器	31個	常用電源（交流電源）	1組
P型１級発信器	6個	予備電源	1組

２ 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備

２－１ 管理棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	8灯
制御盤	1面	音響装置	8組
消火栓 屋内型	8組	水源	1組
起動用スイッチ	8個	放水試験	1式

別表－１－１ 防災設備等の機器・数量（北部第一水再生センター）

２－２ 水処理棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	8灯
制御盤	1面	音響装置	8組
消火栓 屋内型	8組	水源	1組
起動用スイッチ	8個	放水試験	1式

２－３ 揚水棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	6灯
制御盤	1面	音響装置	6組
消火栓 屋内型	6組	水源	1組
起動用スイッチ	6個	放水試験	1式

３ 移動式粉末消火設備（型式：ヤマトプロテック製 YDA-75CAJ）

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末タンク（操作部を含む）	1基	ホースリール	1個
加圧用窒素容器	1基	放出試験＊	1式

＊放出試験用ガス（窒素ガス）の必要数量は1L型（150L）ボンベ1本分とする。

４ 排煙設備

４－１ 管理棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
ダンパー（FD以外）	6個	機械排煙設備起動盤	1面
排煙口	3個	自動起動装置 （定温式スポット型感知器）	3個
電動式シャッター	1枚	自動起動装置（煙感知器）	2個
防火戸ドア式（両開き扉・常開）	1枚	自動起動装置（多信号式煙感知器）	3個
機械排煙設備（モーター駆動）	1台	各種動作試験	1式

４－２ 水処理棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤（複合盤）8回線	1面	機械排煙設備起動盤	1面
排煙口	1個	各種動作試験	1式
機械排煙設備（モーター駆動）	1台		

４－３ 揚水棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤 5回線	1面	機械排煙設備起動盤	1面
排煙口	5個	各種動作試験	1式
機械排煙設備（モーター駆動）	1台		

別表－１－１ 防災設備等の機器・数量（北部第一水再生センター）

５ 消火器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	143本	粉末大型消火器（車載式）	13本

６ 避難器具

機 器 名	数 量
避難はしご 建築物の地上階数２ ロープ又は金属	1組

７ 誘導灯及び誘導標識

７－１ 管理棟

機 器 名	数 量
誘導灯	24灯

７－２ 水処理棟

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
誘導灯	3灯	誘導標識	3枚

７－３ 送泥棟

機 器 名	数 量
誘導灯	14灯

７－４ 水処理電気室

機 器 名	数 量
誘導灯	8灯

７－５ センター構内

機 器 名	数 量
誘導灯	3灯

８ 非常電源専用受電設備

８－１ 管理棟

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

８－２ 水処理棟

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

８－３ 揚水棟

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

別表－１－２ 防災設備等の機器・数量（元宮ポンプ所・雨水滞水池）

１ 自動火災報知設備

１－１ 元宮ポンプ所

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P型1級 41回線	1面	P型1級発信器	16個
差動式スポット型感知器	98個	表示灯	16灯
定温式スポット型感知器*	51個	音響装置	16個
煙感知器	52個	常用電源（交流電源）	1組
光電式分離型感知器	6セット	予備電源	1組

*防爆型2個含む。

１－２ １・２期滞水池

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機 P型1級 13回線	1面	音響装置	18個
煙感知器	4個	常用電源（交流電源）	1組
P型1級発信器	12個	予備電源	1組
表示灯	12灯		

１－３ ３期滞水池

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機 P型1級 7回線	1面	音響装置	8個
煙感知器	7個	常用電源（交流電源）	1組
P型1級発信器	6個	予備電源	1組
表示灯	6灯		

２ 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	16灯
制御盤	1面	音響装置	16組
消火栓 屋内型	16組	水源	1組
起動用スイッチ	16個	放水試験	1式

３ 排煙設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤(複合盤) 2回線	1面	自動起動装置 (定温式スポット型感知器)	1個
ダンパー (FD以外)	2個	自動起動装置 (煙感知器)	5個
電動式シャッター	1枚	各種動作試験	1式

４ 消火器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末小型消火器 (蓄圧式)	120本	粉末大型消火器 (車載式)	3本

別表－１－２ 防災設備等の機器・数量（元宮ポンプ所・雨水滞水池）

５ 誘導灯及び誘導標識

５－１ 元宮ポンプ所

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
誘導灯	99灯	誘導標識	4枚

５－２ １・２期滞水池

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
誘導灯	24灯	誘導標識	7枚

５－３ ３期滞水池

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
誘導灯	16灯	誘導標識	3枚

６ 避難器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
避難はしご 建築物の地上階数 2 ロープ又は金属	1組	避難はしご 建築物の地上階数 3 ロープ又は金属	1組

７ ハロゲン化物消火設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
消火剤貯蔵容器	54基	圧力スイッチ	2個
容器弁開放器(ガス圧式)	54個	逆止弁	2個
起動用ガス容器	2個	開口部自動閉鎖装置	28個
起動用操作箱	2個	放出表示灯箱	9個
音響装置	10組	ヘッド	29個
音声盤	1面	作動試験	1式
表示盤	1面	放出試験	1式
電源装置	1組		

８ 非常警報設備

８－１ 元宮ポンプ所

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
増幅器操作部 放送設備360W	1台	常用電源	1組
スピーカー回線・スピーカー	62個	予備電源	1組
音量調整器	2個	音圧確認、非常電源による総合作動等 (１・２期滞水池、３期滞水池含む)	1式
放送設備 起動装置 押しボタン	1個		

８－２ １・２期滞水池

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
スピーカー回線・スピーカー	6個	音量調整器	6個

８－３ ３期滞水池

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
スピーカー回線・スピーカー	6個	音量調整器	5個

別表－１－２ 防災設備等の機器・数量（元宮ポンプ所・雨水滞水池）

9 非常コンセント設備

機 器 名	数 量
非常コンセント（100V）	7個

10 非常電源専用受電設備

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

別表－１－３ 防災設備等の機器・数量（上末吉ポンプ場）

1 自動火災報知設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機 P 型 1 級 27 回線	1 面	表示灯	10 灯
副受信機 28 回線	1 面	音響装置	10 個
差動式分布型感知器	14 個	消火栓起動装置	1 個
定温式スポット型感知器＊	42 個	常用電源（交流電源）	1 組
煙感知器	70 個	予備電源	1 組
P 型 1 級発信器	10 個		

＊防爆型2個含む。

2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1 組	音響装置	8 組
制御盤	1 面	呼水装置	1 組
消火栓 屋内型	8 組	水源	1 組
起動用スイッチ	8 個	放水試験	1 式
表示灯	8 灯		

3 消火器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	31 本	粉末大型消火器（車載式）	5 本

4 誘導灯及び誘導標識

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
誘導灯	20 灯	誘導標識	9 枚

5 ハロゲン化物消火設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
消火剤貯蔵容器	24 基	逆止弁	3 個
容器弁開放器（ガス圧式）	24 個	開口部自動閉鎖装置	11 個
起動用ガス容器	4 個	放出表示灯箱	10 個
起動用操作箱	4 個	選択弁	4 個
音響装置	5 組	ヘッド	19 個
音声盤	1 面	作動試験	1 式
表示盤	1 面	放出試験	1 式
電源装置	1 組		

6 非常コンセント設備

機 器 名	数 量
非常コンセント（100V）	4 個

別表－１－４ 防災設備等の機器・数量（末吉ポンプ場）

１ 自動火災報知設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P型1級 7回線	1面	表示灯	4組
差動式スポット型感知器	6個	音響装置	4個
定温式スポット型感知器	7個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	14個	予備電源	1組
P型1級発信器	4個		

２ 排煙設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤(複合盤) 2回線	1面	自動起動装置（煙感知器）	1個
ダンパー（FD以外）	1個	各種動作試験	1式
電動式シャッター	1枚		

３ 消火器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	30本	粉末大型消火器（車載式）	2本

４ 誘導灯及び誘導標識

機 器 名	数 量
誘導灯	12灯

別表－１－５ 防災設備等の機器・数量（北綱島ポンプ場）

１ 自動火災報知設備

１－１ 第一施設

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機 P 型 1 級 10 回線	1 面	表示灯	4 灯
差動式スポット型感知器	19 個	音響装置	4 個
定温式スポット型感知器	11 個	消火栓起動装置	1 個
煙感知器	32 個	常用電源（交流電源）	1 組
P 型 1 級発信器	4 個	予備電源	1 組

１－２ 第二施設

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P 型 1 級 14 回線	1 面	P 型 1 級発信器	6 個
差動式分布型感知器	3 個	表示灯	6 灯
差動式スポット型感知器	33 個	音響装置	11 個
定温式スポット型感知器*	14 個	常用電源（交流電源）	1 組
煙感知器	42 個	予備電源	1 組

* 防爆型 2 個含む。

２ 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1 組	表示灯	4 灯
制御盤	1 面	音響装置	4 組
消火栓 屋内型	4 組	水源	1 組
起動用スイッチ	4 個	放水試験	1 式

３ 排煙設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤(複合盤) 9 回線	1 面	機械排煙設備（モーター駆動）	1 台
ダンパー（FD 以外）	4 個	機械排煙設備起動盤	1 面
排煙口	5 個	自動起動装置（煙感知器）	2 個
電動式シャッター	1 枚	各種動作試験	1 式

４ 消火器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	45 本	粉末大型消火器（車載式）	3 本

５ 誘導灯及び誘導標識

５－１ 第一施設

機 器 名	数 量
誘導灯	5 灯

５－２ 第二施設

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
誘導灯	28 灯	誘導標識	5 枚

別表－１－５ 防災設備等の機器・数量（北綱島ポンプ場）

6 ハロゲン化物消火設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
消火剤貯蔵容器	18基	圧力スイッチ	2個
容器弁開放器(ガス圧式)	18個	逆止弁	2個
起動用ガス容器	2個	開口部自動閉鎖装置	15個
起動用操作箱	2個	放出表示灯箱	8個
音響装置	7組	選択弁	2個
音声盤	1面	ヘッド	24個
表示盤	1面	作動試験	1式
電源装置	1組	放出試験	1式

7 非常警報設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
増幅器操作部 放送設備160W	1台	常用電源	1組
スピーカー回線・スピーカー	20個	予備電源	1組
音量調整器	1個	音圧確認、非常電源による総合作動等	1式
放送設備 起動装置 押しボタン	1個		

8 非常コンセント設備

機 器 名	数 量
非常コンセント（100V）	5個

9 連結送水管

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
連結送水管放水用器具格納箱	4組	連結送水管放水口	4組
連結送水管送水口	1組	耐圧試験（建屋内配管・65mm）＊	1式

＊初年度のみ対象とする。

10 非常電源専用受電設備

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

別表－１－６ 防災設備等の機器・数量（樽町ポンプ場）

１ 自動火災報知設備

１－１ 第一施設

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P型1級 12回線	1面	P型1級発信器	10個
差動式分布型感知器	1個	表示灯	10灯
差動式スポット型感知器	64個	音響装置	10個
定温式スポット型感知器	11個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	24個	予備電源	1組

１－２ 第二施設

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P型1級 36回線	1面	P型1級発信器	20個
副受信機 12回線	1面	表示灯	21灯
差動式分布型感知器	16個	音響装置	23個
差動式スポット型感知器	1個	消火栓起動装置	1個
定温式スポット型感知器*	12個	常用電源（交流電源）	1組
煙感知器	148個	予備電源	1組
光電式分離型感知器	1セット		

*防爆型2個含む。

２ 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	17灯
制御盤	1面	音響装置	17組
消火栓 屋内型	17組	水源	1組
起動用スイッチ	17個	放水試験	1式

３ 排煙設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤(複合盤) 87回線	1面	自動起動装置（煙感知器）	3個
ダンパー（FD以外）	92個	各種動作試験	1式
防火戸ドア式（片開き扉・常開）	3枚		

４ 消火器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	94本	粉末大型消火器（車載式）	6本

５ 誘導灯及び誘導標識

５－１ 第一施設

機 器 名	数 量
誘導灯	15灯

別表－１－６ 防災設備等の機器・数量（樽町ポンプ場）

５－２ 第二施設

機 器 名	数 量
誘導灯	111灯

６ ハロゲン化物消火設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
消火剤貯蔵容器	49基	電源装置	1組
容器弁開放器(ガス圧式)	49個	逆止弁	6個
起動用ガス容器	3個	放出表示灯箱	15個
起動用操作箱	3個	選択弁	3個
音響装置	8組	ヘッド	15個
音声盤	1面	作動試験	1式
表示盤	1面	放出試験	1式

７ 非常コンセント設備

機 器 名	数 量
非常コンセント（100V）	8個

８ 非常電源専用受電設備

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

別表－１－７ 防災設備等の機器・数量（高田ポンプ場）

1 自動火災報知設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P型1級 38回線	1面	表示灯	23灯
差動式分布型感知器	9個	音響装置	27個
定温式スポット型感知器	3個	消火栓起動装置	1個
煙感知器	214個	常用電源（交流電源）	1組
炎感知器	13個	予備電源	1組
P型1級発信器	23個		

2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	17灯
制御盤	1面	音響装置	17組
消火栓 屋内型	17組	水源	1組
起動用スイッチ	17個	放水試験	1式

3 排煙設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤(複合盤) 17回線	1面	自動起動装置(煙感知器)	15個
ダンパー (FD以外)	24個	各種動作試験	1式
電動式シャッター	4枚		

4 消火器具

機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	64本

5 誘導灯及び誘導標識

機 器 名	数 量
誘導灯	45灯

6 ハロゲン化物消火設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
消火剤貯蔵容器	54基	圧力スイッチ	2個
容器弁開放器(ガス圧式)	54個	逆止弁	4個
起動用ガス容器	2個	開口部自動閉鎖装置	22個
起動用操作箱	2個	放出表示灯箱	7個
音響装置	7組	選択弁	2個
音声盤	1面	ヘッド	34個
表示盤	1面	作動試験	1式
電源装置	1組	放出試験	1式

7 非常電源専用受電設備

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

別表－１－８ 防災設備等の機器・数量（江ヶ崎ポンプ場）

1 自動火災報知設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
受信機(複合盤) P型1級 19回線	1面	表示灯	13灯
差動式分布型感知器	16個	音響装置	14個
差動式スポット型感知器	9個	消火栓起動装置	1個
定温式スポット型感知器*	4個	常用電源(交流電源)	1組
煙感知器	71個	予備電源	1組
P型1級発信器	9個		

*防爆型1個含む。

2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	5灯
制御盤	1面	音響装置	5組
消火栓 屋内型	5組	水源	1組
起動用スイッチ	5個	放水試験	1式

3 排煙設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
制御盤(複合盤) 12回線	1面	機械排煙設備(モーター駆動)	1台
ダンパー(FD以外)	4個	機械排煙設備起動盤	1面
排煙口	6個	自動起動装置(煙感知器)	12個
電動式シャッター	2枚	各種動作試験	1式

4 消火器具

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
粉末小型消火器(蓄圧式)	20本	粉末大型消火器(車載式)	2本

5 誘導灯及び誘導標識

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
誘導灯	25灯	誘導標識	47枚

6 ハロゲン化物消火設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
消火剤貯蔵容器	51基	圧力スイッチ	2個
容器弁開放器(ガス圧式)	51個	逆止弁	4個
起動用ガス容器	2個	開口部自動閉鎖装置	11個
起動用操作箱	2個	放出表示灯箱	7個
音響装置	6組	選択弁	2個
音声盤	1面	ヘッド	25個
表示盤	1面	作動試験	1式
電源装置	1組	放出試験	1式

別表－１－８ 防災設備等の機器・数量（江ヶ崎ポンプ場）

7 非常警報設備

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
増幅器操作部 放送設備80W	1台	常用電源	1組
スピーカー回線・スピーカー	19個	予備電源	1組
音量調整器	1個	音圧確認、非常電源による総合作動等	1式
放送設備 起動装置 押しボタン	1個		

8 非常コンセント設備

機 器 名	数 量
非常コンセント（100V）	4個

9 連結送水管

機 器 名	数 量	機 器 名	数 量
連結送水管放水用器具格納箱	4組	連結送水管放水口	4組
連結送水管送水口	1組	耐圧試験（建屋内配管・65mm）＊	1式

＊初年度のみ対象とする。

10 非常電源専用受電設備

機 器 名	数 量
低圧受電設備	1式

別表－１－９ 防災設備等の機器・数量（南綱島ポンプ場）

１ 消火器具

機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	２本

別表－１－１０ 防災設備等の機器・数量（綱島第二ポンプ場）

１ 消火器具

機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	２本

別表－１－１１ 防災設備等の機器・数量（鶴見地下道ポンプ場）

１ 消火器具

機 器 名	数 量
粉末小型消火器（蓄圧式）	１本

別表－１－１２ 配線点検の数量

点 検 名 称	数 量
絶縁抵抗測定・回路点検	１７棟

別表－２ ハロゲン化物消火設備放出試験（後期）対象数量

施設名	ガス種別	内容積 / 充填量	設置容器数量	放出試験用ガス 使用容器数量＊
元宮ポンプ所	ハロン 1301	68L / 50kg	54 本	1 本
上末吉ポンプ場	ハロン 1301	76L / 54.4kg	24 本	1 本
北綱島ポンプ場	ハロン 1301	68L / 60kg	18 本	1 本
樽町ポンプ場	ハロン 1301	68L / 49kg	49 本	1 本
高田ポンプ場	ハロン 1301	68L / 50kg	54 本	1 本
江ヶ崎ポンプ場	ハロン 1301	68L / 60kg	51 本	1 本

＊放出試験用ガス（窒素ガス）47L型（7000L）ボンベ使用時の数量。

(特記仕様書 5)

空調設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本委託の履行場所は、以下のとおりである。

施 設 名	履 行 場 所
北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号
末吉ポンプ場	鶴見区下末吉二丁目1番2号
樽町ポンプ場	港北区樽町三丁目9番11号
北綱島ポンプ場	港北区日吉六丁目14番1号

(業務内容)

第2条 本委託の業務内容は、次のとおりである。

	業 務 内 容	点検回数／年
1	空調設備の点検	1回
2	エアハンドリングユニットの点検	1回
3	全熱交換器の点検	1回

(保守点検対象機器の仕様)

第3条 本委託の保守点検対象機器の仕様は、別表1-1、2、3のとおりである。

(保守点検対象機器の点検項目)

第4条 本委託の保守点検対象機器の点検項目は、別表2-1、2、3のとおりである。

(点検管理)

第5条 点検管理は、次のとおりである。

- (1) 機器、設備の点検内容の確認及び工程の打合せ
- (2) 点検チェックリストの作成
- (3) 点検完了後の点検報告書の作成
- (4) その他必要な事項

(注意事項)

第6条 本委託における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容、業務範囲を十分理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 専門技術者を確保し、点検項目等に基づいて実施すること。
- (3) 指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。
- (4) 覆蓋の上には乗らないようにすること。やむを得ず乗る場合は、足場材等で安全対策を行うこと。

(機器の補修等)

第7条 受託者は保守点検によって、部品の交換または特別の資材を必要とする補修等の故障を発見したときは、委託者に対し、速やかに故障内容を報告すること。

2 保守点検時に必要となる軽微な機器の補修は、受託者の負担とする。

(報告書の提出)

第8条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり

(完了検査)

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表 1 - 1 保守点検対象機器の仕様（空調設備）

施設名	設置場所	仕様	室内機 台数	室外機 台数	点検年度	
					R 8	R 9
北部第一水再生センター	水処理棟計算機室 (PAC-1)	冷房能力 40kW、 床置き形、セパレート型	1	2	○	
	水処理棟計算機室 (PAC-3)	冷房能力 40kW、 床置き形、リモートコンデンサ型	1	2	○	
	水処理棟 2 F 制御室 (PAC-4)	冷房能力 25kW、 天井吊形、セパレート型	2	2		○
	管理棟 1 F 水質試験室 (ACP-1K(1))	冷房能力 14kW、 天井カセット形、 セパレート型	3	1		○
	管理棟 1 F 水質試験室 (ACP-1K(2))	冷房能力 12.5kW、 天井カセット形、 セパレート型	4	2		○
	管理棟 1 F 水質試験室 (ACP-2K)	冷房能力 3.6kW、 天井カセット形、 セパレート型	1	1		○
	管理棟 1 F 水質試験室 (ACP-3K)	冷房能力 3.6kW、 天井カセット形、 セパレート型	1	1		○
	管理棟 1 F 水質試験室 (ACP-4K)	冷房能力 3.6kW、 天井カセット形、 セパレート型	1	1		○
	管理棟 1 F 水質試験室 (ACP-5K)	冷房能力 12.5kW、 天井カセット形、 セパレート型	1	1		○
	管理棟 2 F 事務室 (ACP-6K(1))	冷房能力 12.5kW、 天井カセット形、 セパレート型	4	2		○
	管理棟 2 F 事務室 (ACP-6K(2))	冷房能力 12.5kW、 天井カセット形、 セパレート型	4	2		○
	管理棟 2 F センター長室 (ACP-7K)	冷房能力 7.1kW、 天井カセット形、 セパレート型	1	1		○

	管理棟 2 F 会議室 (ACP-21K)	冷房能力 7.1kW、 天井カセット形、 セパレート型	2	2		○
	水処理棟材料倉庫屋上 (室外機) (ACP-3M)	冷房能力 40kW、 天井カセット形、 セパレート型	-	1	○	
	水処理棟 2 F 第二会議 室 (室内機) (ACP-31M)	冷房能力 7.1kW、 天井カセット形、 セパレート型	4	-	○	
樽 町 ボ ン プ 場	制御室 (AC-1)	冷房能力 20kW、 天井吊形、 セパレート型	1	1		○
	制御室 (AC-2)	冷房能力 14kW、 天井吊形、 セパレート型	1	1		○
	制御室 (AC-3)	冷房能力 7.1kW、 天井吊形、 セパレート型	1	1		○
北 綱 島 ボ ン プ 場	事務室	冷房能力 4.5kW、 壁掛け形、 セパレート型	1	1		○
末 吉 ボ ン プ 場	事務室	冷房能力 5.6kW、 壁掛け形、 セパレート型	1	1	○	

別表 1-2 保守点検対象機器の仕様(エアハンドリングユニット)

施設名	設置場所	仕様	台数	点検年度	
				R 8	R 9
北部 第一 水 再 生 セ ン タ ー	管理棟 3 階機械室 (ACU-1K)	木村工機(株) 室内機:FCV-105ZLX(改) 室外機:KM-DX24 (DX10S+DX14S) 2 組 風量:7600m3/h 冷房能力:118.1kW 加湿器:WM-VHF50-2312-11/CYZ	1	○	○
	水処理棟 1 階空調機械室 (ACU-1M)	木村工機(株) 室内機:FCV-150ZMX(改) 室外機:KM-DX20 風量:11000m3/h 冷房能力:53.5kW 加湿器:WM-VHF50-0513-11/CYZ	1	○	○

別表 1－3 保守点検対象機器の仕様(全熱交換器)

施設名	設置場所	仕様	台数	点検年度	
				R 8	R 9
北部第一水再生センター	管理棟 3階機械室 (HEU-2K)	三菱電機(株) LF-200X2-50 風量:2000m ³ /h×250Pa×1.39kW 加湿器(ウェットマスター社製 WM-VSC24)	1	○	○

注) 全熱交換器の加湿器は、設置高さ FL より約 2650mm です。

別表 2－1 保守点検対象機器点検項目(空調設備)

設備名	構成機器	点検項目
空調設備	圧縮機 送風機 熱交換器 電気ヒータ 加湿器 室外機	1 パッケージ本体の清掃
		2 エアフィルタ清掃、ドレンパンの清掃
		3 運転回路、電機機器の点検
		4 冷媒ガス系統の漏れ点検、油量の点検
		5 送風機の点検 (ファンベルトの点検及び調整)
		6 電気関係の絶縁抵抗測定
		7 加湿器の点検清掃
		8 ベアリング関係の点検
		9 冷温水関係の水漏れ等点検、ストレーナの点検及びエア抜き
		10 運転状態の確認
		11 その他必要事項

別表 2－2 保守点検対象機器点検項目(エアハンドリングユニット)

設備名	構成機器	点検項目
エアハンドリングユニット	送風機 熱交換器 エアフィルタ 加湿器 室外機 圧縮機	1 パッケージ本体の清掃
		2 エアフィルタ清掃、ドレンパンの清掃
		3 運転回路の点検
		4 冷媒ガス系統の漏れ点検、油量の点検
		5 送風機の点検 (ファンベルトの点検及び調整)
		6 モーター等電気機器関係の点検 (絶縁抵抗測定等)
		7 加湿器の点検清掃
		8 ベアリング関係の点検 (グリス給油など)
		9 熱交換器の点検及び清掃

		10 運転状態の確認
		11 その他必要事項

別表 2－3 保守点検対象機器点検項目(全熱交換器)

設備名	構成機器	点検項目
全熱交換器	本体	1 外観点検清掃及び運転状態の確認
		2 エレメント点検清掃、フィルタの清掃
		3 機器のベアリング関係の点検
		4 電気関係の絶縁抵抗測定
		5 その他必要事項

(特記仕様書 6)

飲料水受水槽点検清掃業務

(適用法令)

第1条 水道法（昭和32年・法律第177号）及び関係法令、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に準拠すること。

(業務内容)

第2条 本委託の業務内容は、次のとおりである。

- (1) 受水槽及び高置水槽の点検及び清掃
- (2) 水質検査
- (3) その他必要と考えられる業務

(履行場所)

第3条 本委託業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号
樽町ポンプ場	港北区樽町三丁目9番11号

(業務の対象水槽)

第4条 業務の対象水槽は、次のとおりである。

水槽名	設置場所	ビル管理法の適用の有無	受水槽の区分	有効容量 寸法
受水槽	北部第一水再生センター 管理棟1階	無	小規模受水槽	8.0m ³ (縦3.0m×横2.0m×深さ2.0m)
高置水槽	北部第一水再生センター 管理棟屋上	—	—	3.0m ³ (縦1.5m×横1.5m×深さ2.0m)
高置水槽	北部第一水再生センター 水処理棟屋上	—	—	3.0m ³ (縦1.5m×横1.5m×深さ1.5m)
受水槽	樽町ポンプ場 第二施設1階	無	小規模受水槽	3.0m ³ (縦1.5m×横1.0m×深さ2.0m)
高置水槽	樽町ポンプ場 第二施設屋上	—	—	1.0m ³ (縦1.0m×横1.0m×深さ1.1m)

（点検項目）

第5条 受水槽及び高置水槽の点検項目と点検内容は、別表－1のとおりである。

なお、業務実施前に点検項目の詳細を提出し、委託者に申し出ること。

（消毒）

第6条 受水槽及び高置水槽を清掃した後、50～100ppmの次亜塩素酸ナトリウムを使用して、槽内を2回以上消毒すること。

（自主検査）

第7条 清掃完了後、次の水質5項目の水質検査を実施し、委託者に報告書を提出すること。

- (1) 残留塩素測定（0.1mg/リットル以上であること）
- (2) 色度（5度以下であること）
- (3) 濁度（2度以下であること）
- (4) 臭気（異常でないこと）
- (5) 味（異常でないこと）

（費用の負担）

第8条 次に掲げる費用等は、委託者の負担とする。

- (1) 本業務に必要な電気、上水の使用料金
- (2) 老朽化による機材の更新または交換の必要が生じた場合の補修費用

（注意事項）

第9条 注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容及び業務範囲を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 清掃用具は、滅菌消毒済みのものを使用すること。
- (3) 原則として覆蓋上の通行を禁止する。やむを得ず通行する場合は、補強板等で補強すること。
- (4) 作業回数は年1回行うこと。

（完了検査）

第10条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－１ 点検項目

点 検 項 目		判 定		判 定 基 準 等
		番号	適否	
（ 受 水 槽 施 設 の 外 観 点 検	受水槽の 周囲の状 態	1		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
		2		水槽の周囲にたまり水、湧水等がないこと。
		2－ 2		点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
	受水槽本 体の状況	☆ 3		亀裂、漏水か所がないこと。
				雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。
				水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されていること。
		3－ 2		内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
	受水槽上 部の状況	4		水槽の蓋の直接上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。
		5		水槽の上床板の直接上部には、水を汚す恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。
		5－ 2		水槽上部は、水溜まりができない状態であり、埃その他衛生上有害なものが堆積していないこと。
	受水槽内 部の状況	☆ 6		汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
		☆ 7		清掃が年 1 回定期的に行われていることが明らかなこと。
		☆ 8		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		☆ 9		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		9－ 2		外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。
		9－ 3		受水口と揚水口が接近していないこと。
	マンホール の状況	10		蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること。
		11		点検等を行う者以外が容易に開閉できないものであること。
		12		マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立上りがっていること。
		13		管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		14		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
				防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		☆15		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		16		管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
	通気管の 状態	17		管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		18		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
				防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。

☆印に否又は×が付くと検査は、不合格となります。その他の欄に否又は×が付いた場合は、再清掃、整備、改善の措置を講じること。

点 検 項 目		判 定		判 定 基 準 等
		番号	適否	
	水抜管の 状態	19		通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
		20		管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		21		管端部と配水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
（ 高 置 水 槽 ） 施 設 の 外 観 点 検	高置水槽 本体の状 態	☆22		亀裂、漏水か所がないこと。
				雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。
				水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されていること。
	高置水槽 の周囲の 状態	22－ 2		内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
		22－ 3		点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
		22－ 4		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
	高置水槽 上部の状 態	22－ 5		水槽の周囲に溜水等がないこと。
		22－ 6		水槽の蓋の直接上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。
		22－ 7		水槽の上床板の直接上部には、水を汚す恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。
	高置水槽 内部の状 態	22－ 8		水槽上部は、水溜まりができない状況であり、埃その他衛生上有害なものが堆積していないこと。
		☆23		汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
		☆24		清掃が年 1 回定期的に行われていることが明らかなこと。
	マンホール の状 態	☆25		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		☆26		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		26－ 2		外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。
	マンホール の状 態	26－ 3		受水口と揚水口が接近していないこと。
		27		蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること。
		28		点検等を行う者以外が容易に開閉できない構造であること。
	オーバー フロー管 の状 態	29		マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立上っていること。
		30		管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		31		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
				防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
	マンホール の状 態	☆32		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		33		管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。

☆印に否又は×が付くと検査は、不合格となります。その他の欄に否又は×が付いた場合は、再清掃、整備、改善の措置を講じること。

点 検 項 目		判 定		判 定 基 準 等
		番号	適否	
	通気管の 状態	34		管端部から、埃その他衛生上有害なものが入らない状態であること。
		35		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
				防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		36		通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
	水抜管の 状態	37		管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		38		管端部と配水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
そ の 他	水管等の 状態	☆39		当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。
		☆40		水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していないこと。
水 質 検 査	臭気	☆41		給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。
	味	☆42		給水栓における水に異常な味が認められないこと。
	色度	☆43		給水栓における水に異常な色が認められないこと。
	濁度	☆44		給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。
	残留塩素	☆45		給水栓における水に遊離残留塩素（0.1ppm以上）が認められること。
書 類 点 検	書類の整 備保存の 状況	46		簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。
		47		受水槽の周囲の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。
		48		水槽の掃除の記録が整理保存されていること。
		49		その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。

☆印に否又は×が付くと検査は、不合格となります。その他の欄に否又は×が付いた場合は、再清掃、整備、改善の措置を講じること。

(特記仕様書 7)

レジオネラ属菌水質検査業務

(業務内容)

第 1 条 本業務委託内容は、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、樽町・高田・北綱島・上末吉・江ヶ崎ポンプ場・北部第一水再生センターにおいて冷却塔水等検査対象水を回収し、レジオネラ属菌の水質検査を行うものである。ただし、採水作業は、別途センター職員が行うこととする。

なお、試験方法においては、厚生労働省監修「新版レジオネラ症防止指針」掲載の試験方法とする。

(回収場所)

第 2 条 本業務委託の検査対象水回収場所は次のとおりである。

名 称：北部第一水再生センター
住 所：鶴見区元宮二丁目 6 番 1 号
電話番号：0 4 5 - 5 7 2 - 2 2 8 1

(検査対象水数)

第 3 条 本業務委託の検査対象水数は別表 1、採水場所名称は別表 2 のとおりである。

(本市への貸与品)

第 4 条 検査対象水の採取にあたり、検査対象水相当数の滅菌済保存容器を北部第一水再生センターに事前に貸与するものとする。

(注意事項)

第 5 条 本業務委託の実施における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 検査対象水の回収作業時には、検査対象水保存容器を保冷可能な機能を有する容器に収納し、輸送温度 6 ～ 1 8℃で運搬を行う。
- (2) 検査対象水の回収日程については、事前に打合せのうえ決定する。
- (3) その他、本市担当職員と十分打合せのうえ、業務を実施する。

(報告書の提出)

第 6 条 特記仕様書 1 第 1 条 (5) のとおり。

(完了検査)

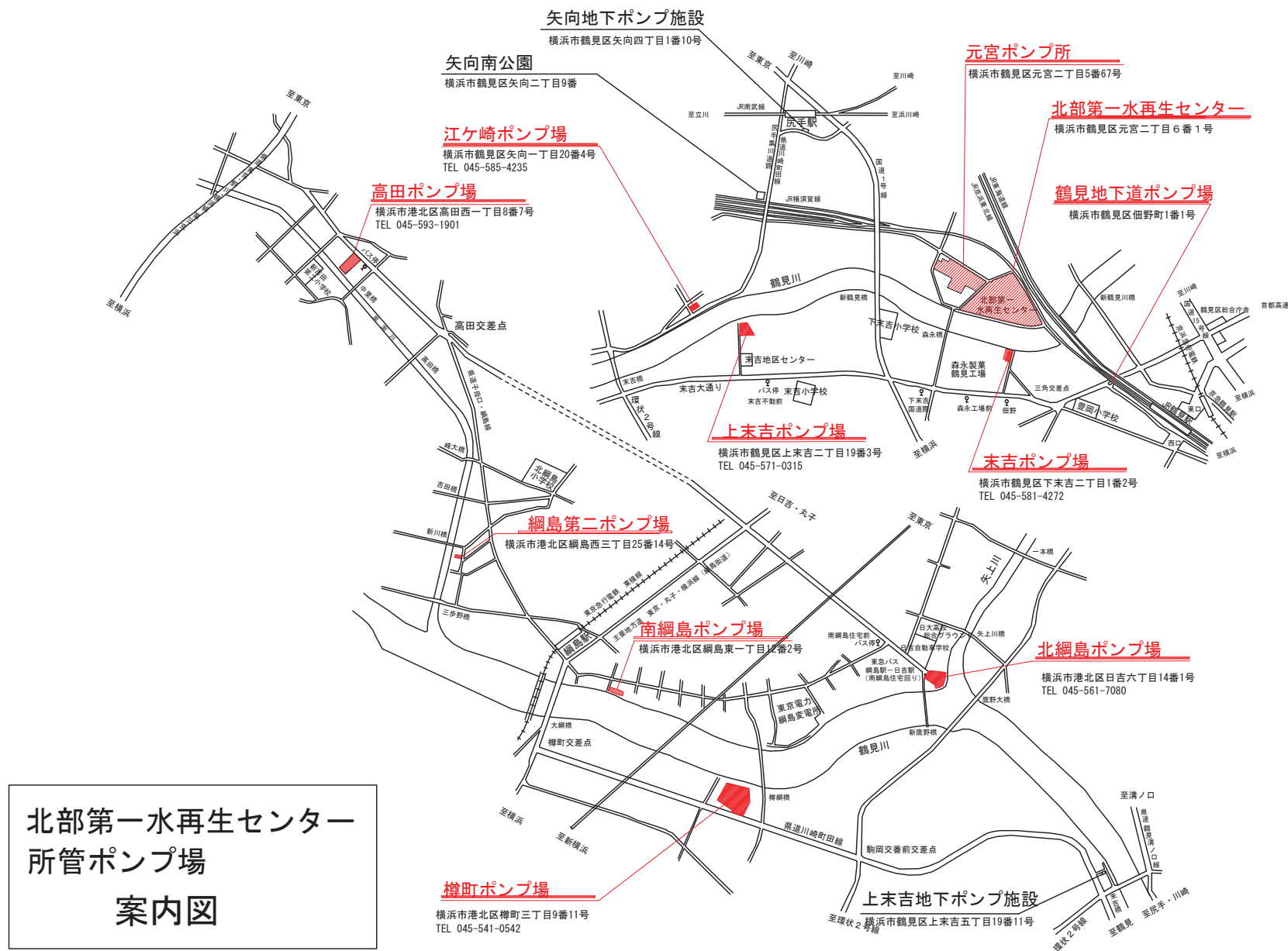
第 7 条 業務共通仕様書 第 8 条のとおり。

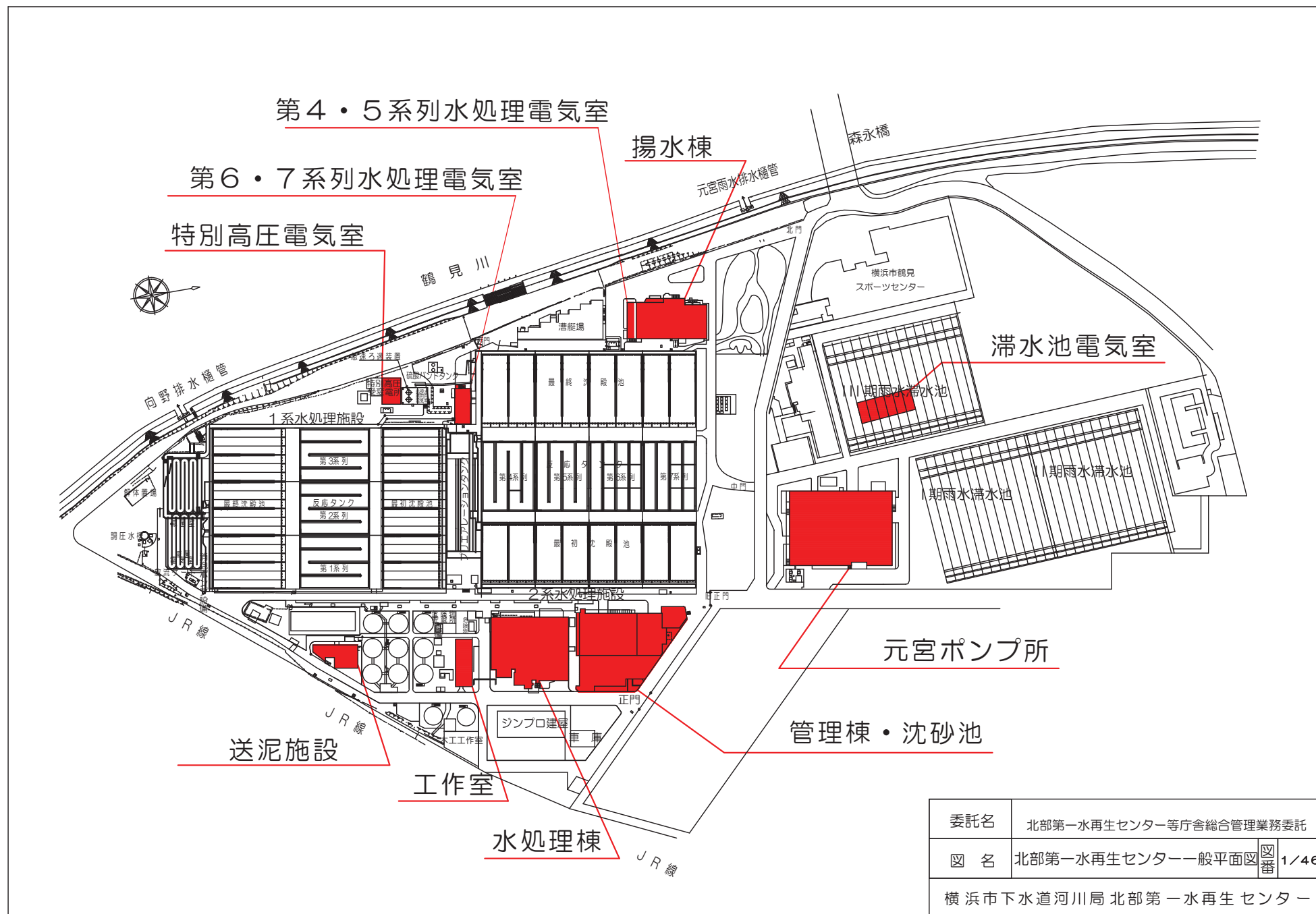
別表－１ 検査対象水数

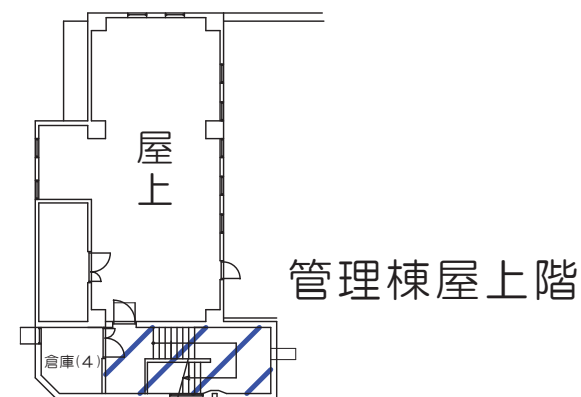
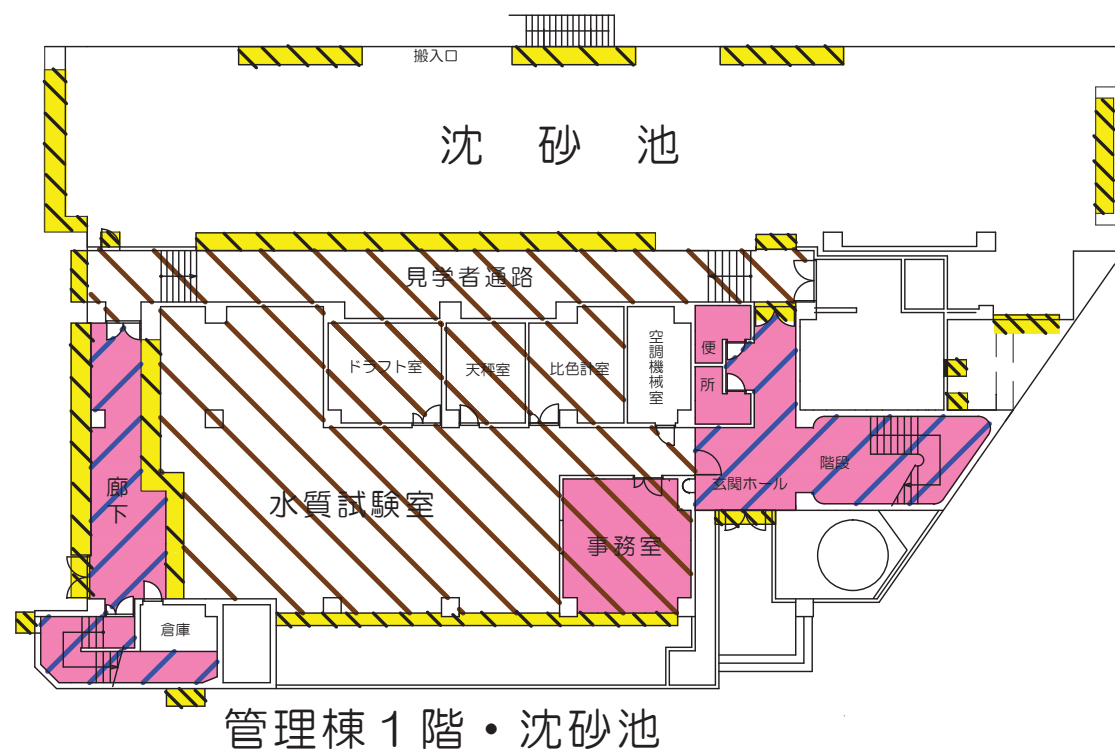
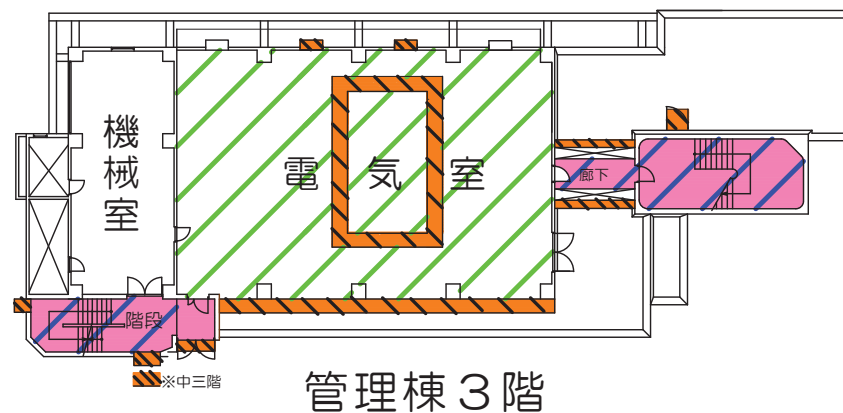
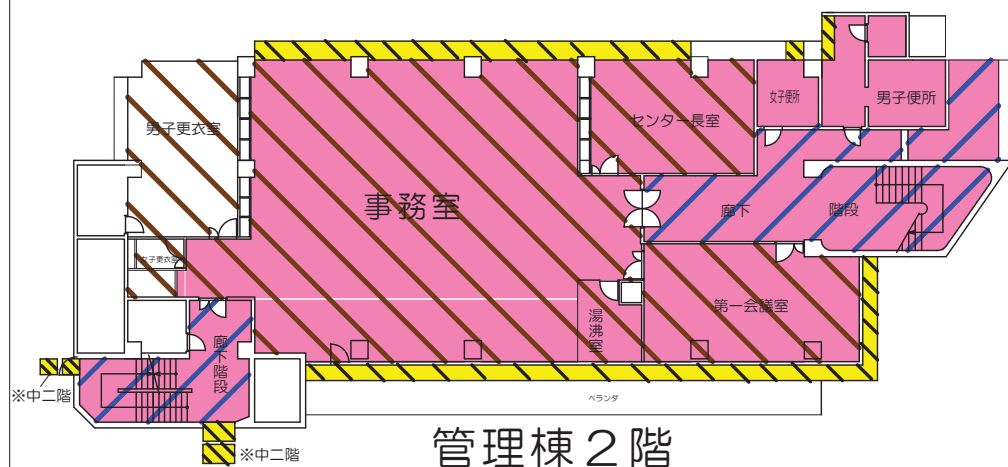
名 称	冷 却 塔 水	加 湿 器 水	給 湯 水	修 景 水 等	合 計
樽町ポンプ場	1	－	－	－	1
高田ポンプ場	1	－	－	－	1
北綱島ポンプ場	2	－	－	－	2
上末吉ポンプ場	1	－	－	－	1
江ヶ崎ポンプ場	1	－	－	－	1
北部第一水再生センター	1	－	－	－	1
北部第一水再生センター（元宮ポンプ所）	1	－	－	－	1

別表－２ 採水場所名称

採水場所		検体区分	検体数
樽町ポンプ場	自家発設備用 (G10・G20)	冷却塔水	1 検体×3 回/年
高田ポンプ場	自家発設備用 (G10・G20)	冷却塔水	1 検体×3 回/年
北綱島ポンプ場	自家発設備用 (G11、G21・EP)	冷却塔水	2 検体×3 回/年
上末吉ポンプ場	自家発設備用 (G10・G20)	冷却塔水	1 検体×3 回/年
江ヶ崎ポンプ場	自家発設備用 (G1・EP)	冷却塔水	1 検体×3 回/年
北部第一水再生 センター	水処理棟屋上 プロワ設備用	冷却塔水	1 検体×3 回/年
	元宮ポンプ所 自家発設備用 (G10・G20)	冷却塔水	1 検体×3 回/年
合計		－	24検体/年

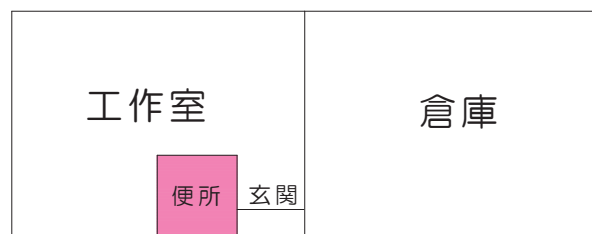
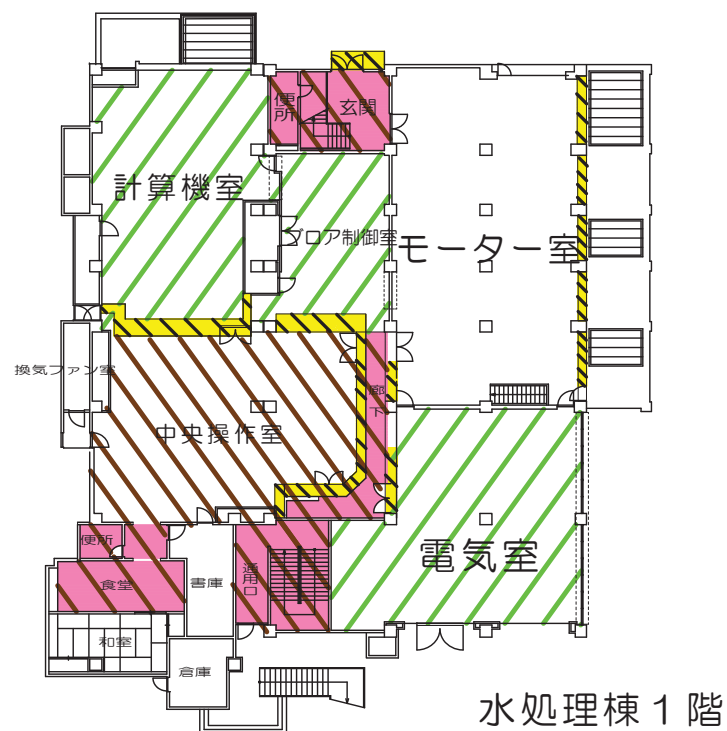






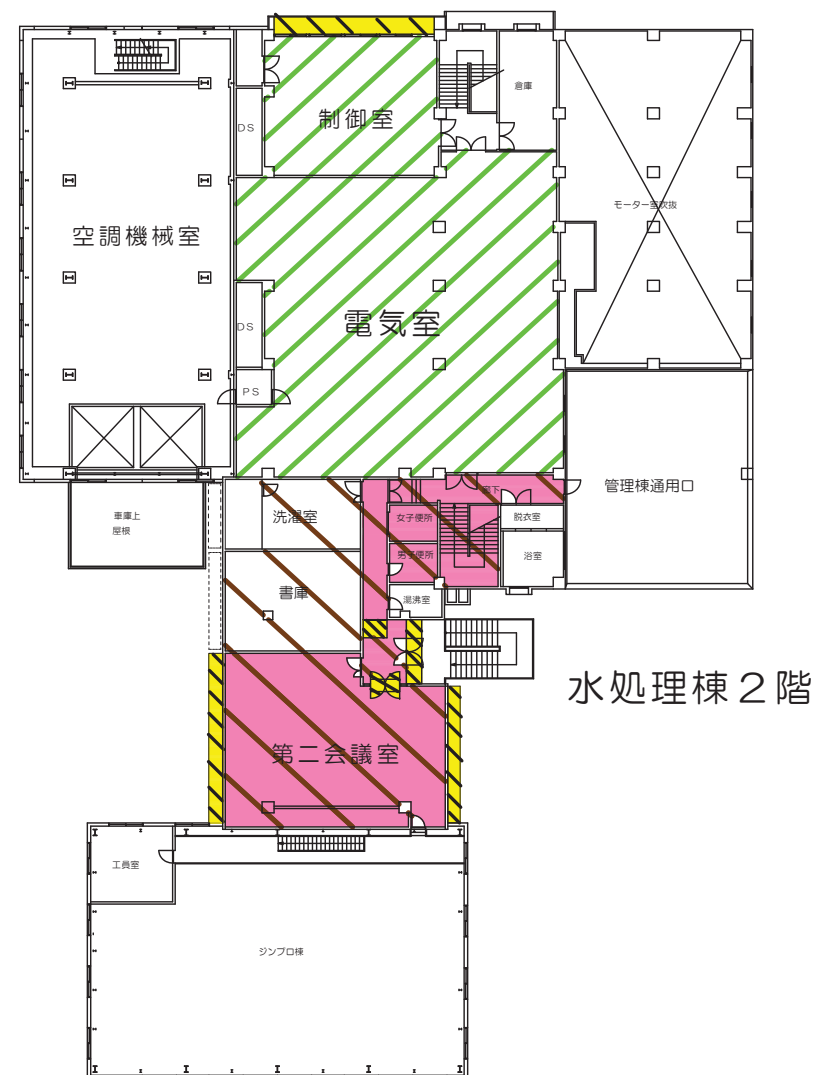
- | | | | |
|-------------|---------|----------------|---------|
| ■ 日常清掃 | (毎日実施) | ■ 窓ガラス清掃1 (内部) | (年2回実施) |
| ■ 定期清掃1 | (年4回実施) | ■ 窓ガラス清掃2 (内部) | (年1回実施) |
| ■ 定期清掃2 | (年2回実施) | | |
| ■ 電気機械室定期清掃 | (年1回実施) | | |

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 管理棟・沈砂池平面図	図番	2/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



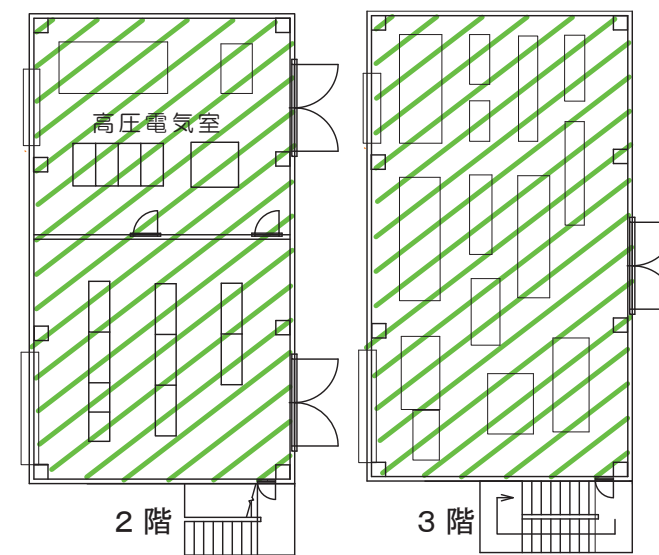
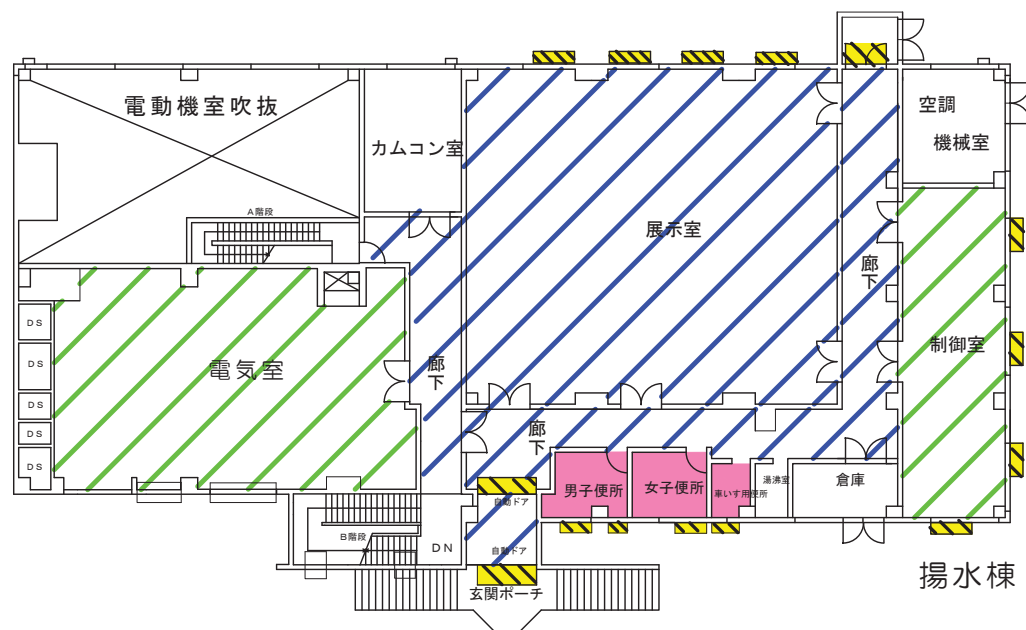
工作室

- | | | |
|---|---------------|-----------|
|  | 日常清掃 | (毎日実施) |
|  | 定期清掃 2 | (年 2 回実施) |
|  | 電気機械室定期清掃 | (年 1 回実施) |
|  | 窓ガラス清掃 1 (内部) | (年 2 回実施) |

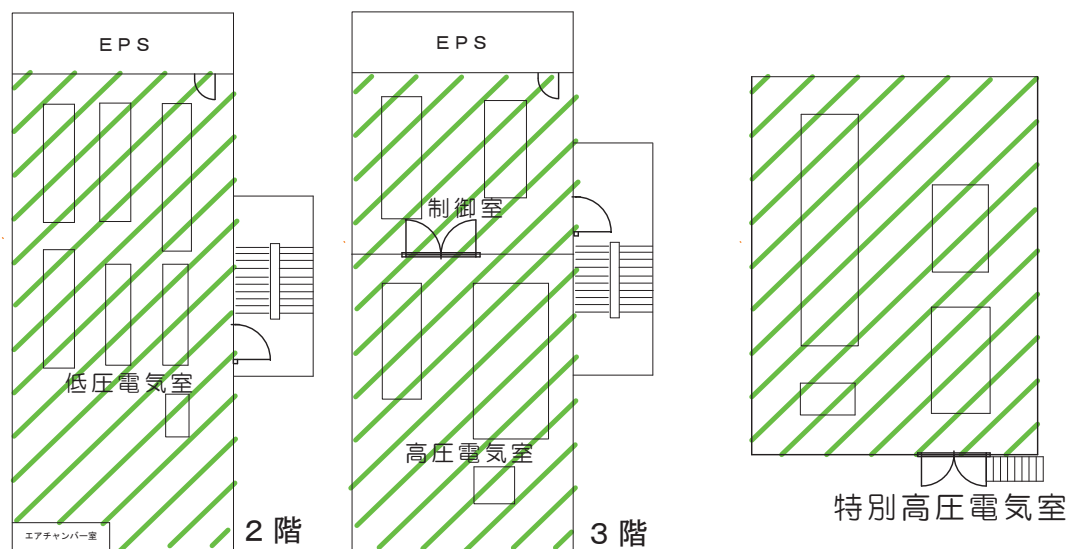


委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 水処理棟・工作室平面図	図番	3/46

横浜市下水道河川局北部第一水再生センター



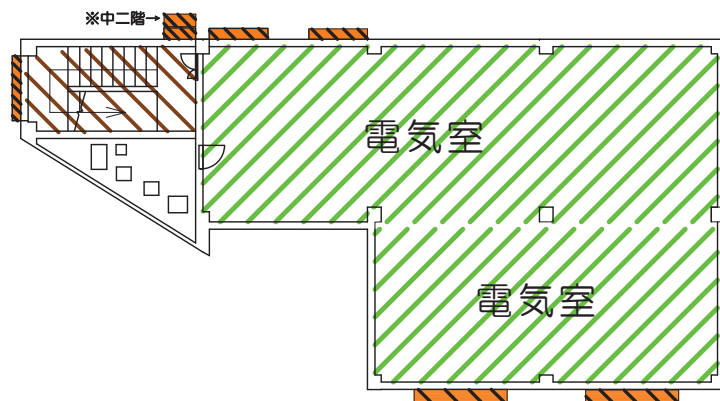
第6・7系列水処理電気室



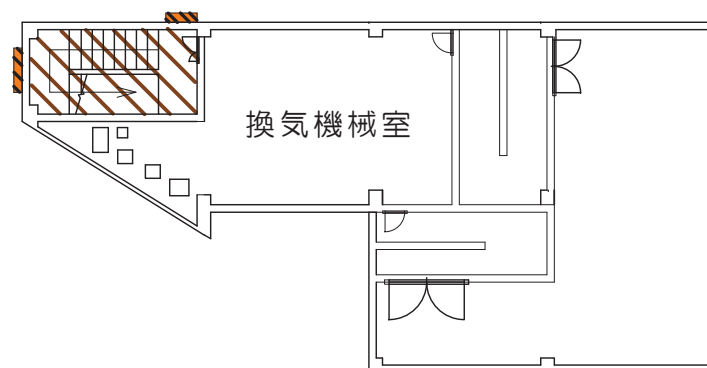
第4・5系列水処理電気室

- | | | |
|--|---------------|---------|
| | 日常清掃 | (毎日実施) |
| | 定期清掃 1 | (年4回実施) |
| | 電気機械室定期清掃 | (年1回実施) |
| | 窓ガラス清掃 1 (内部) | (年2回実施) |

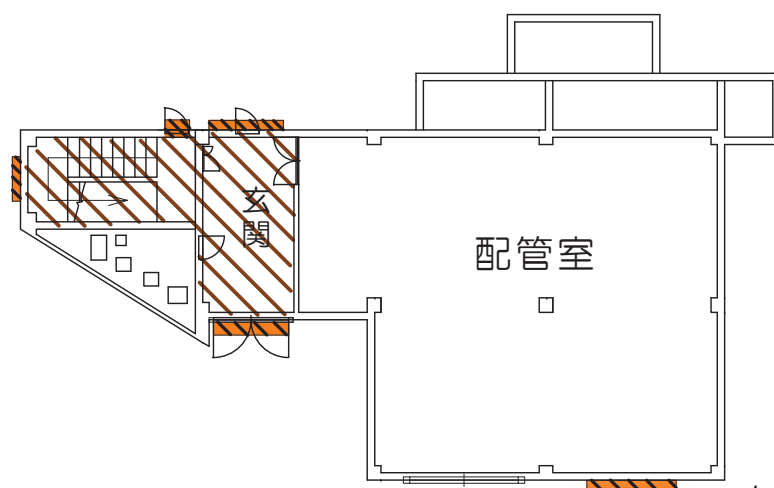
委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 揚水棟・電気室平面図	図番	4/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



2階平面図



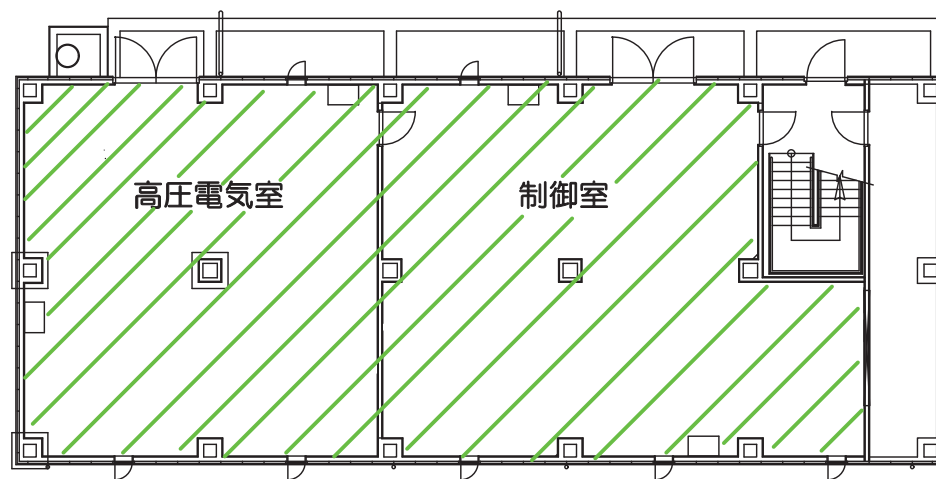
3階平面図



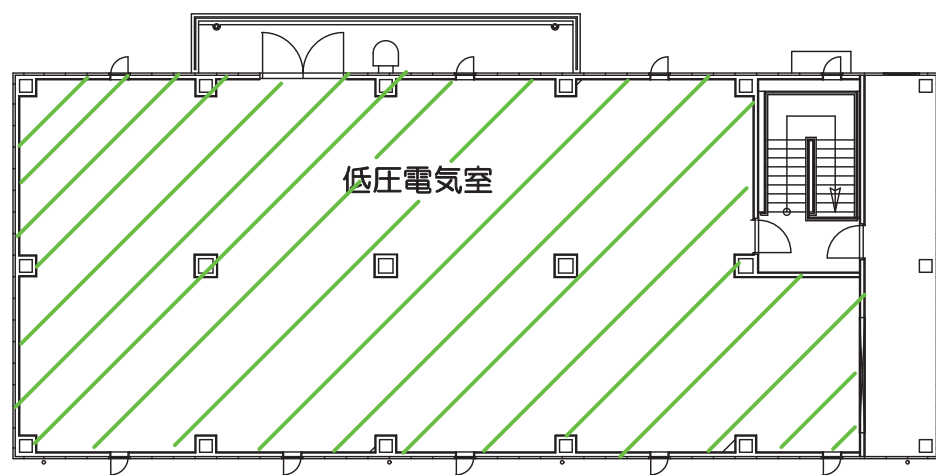
1階平面図

- 電気機械室定期清掃 (年1回実施)
 定期清掃2 (年2回実施)
 窓ガラス清掃2(内部) (年1回実施)

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 送泥施設平面図	図番	5/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



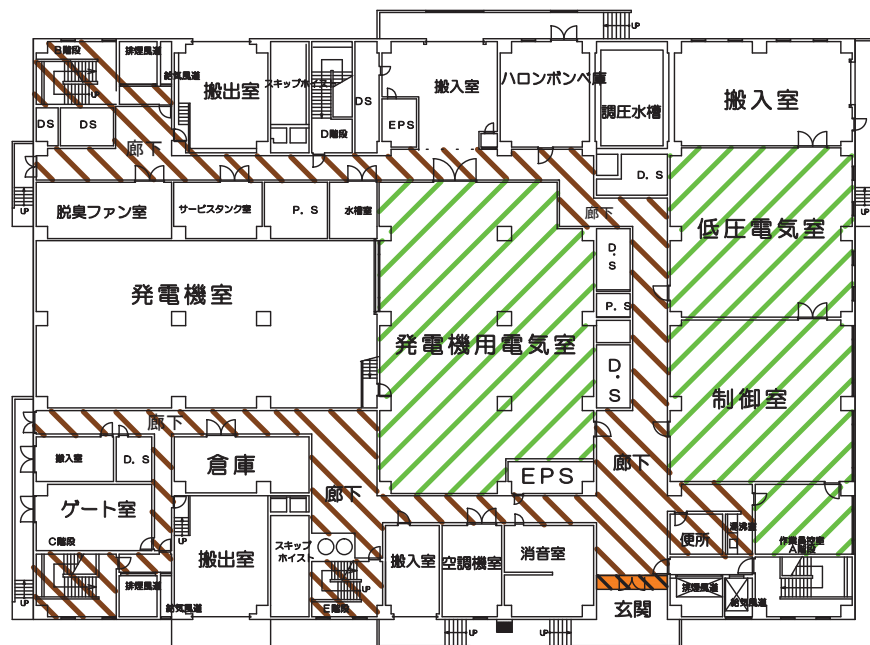
1F 平面図



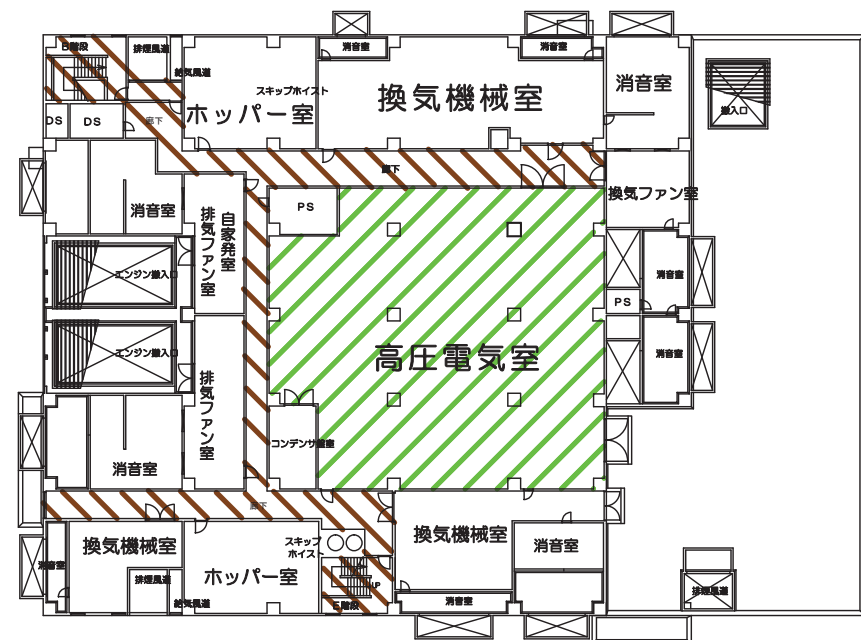
2F 平面図

 電気機械室清掃 (年1回実施)

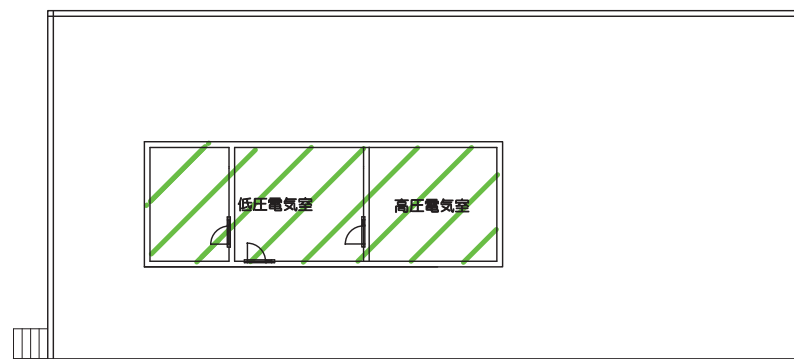
委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 1系統水処理電気棟平面図	図番	6/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



元宮ポンプ所 1 階



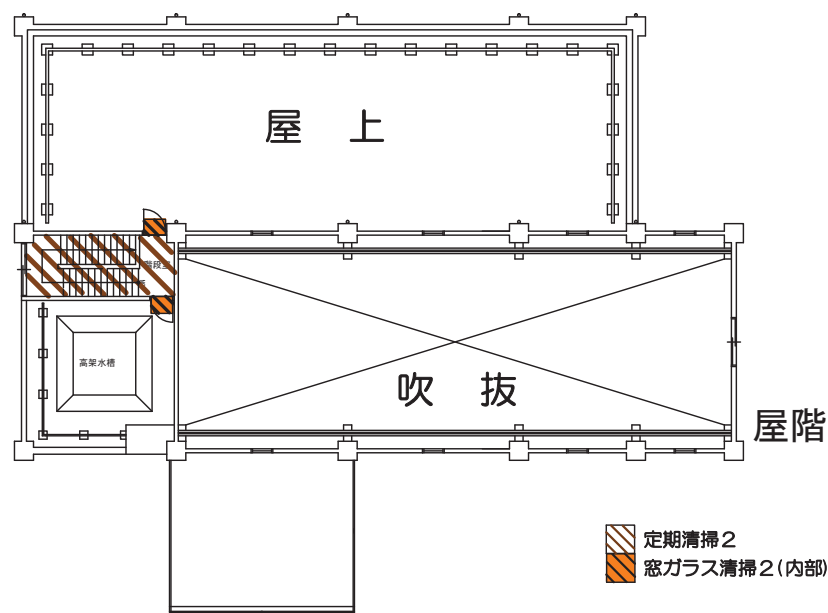
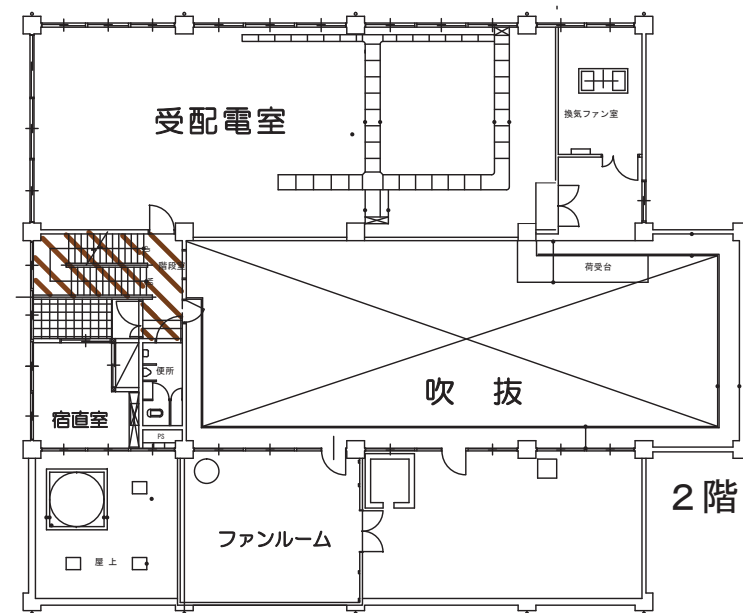
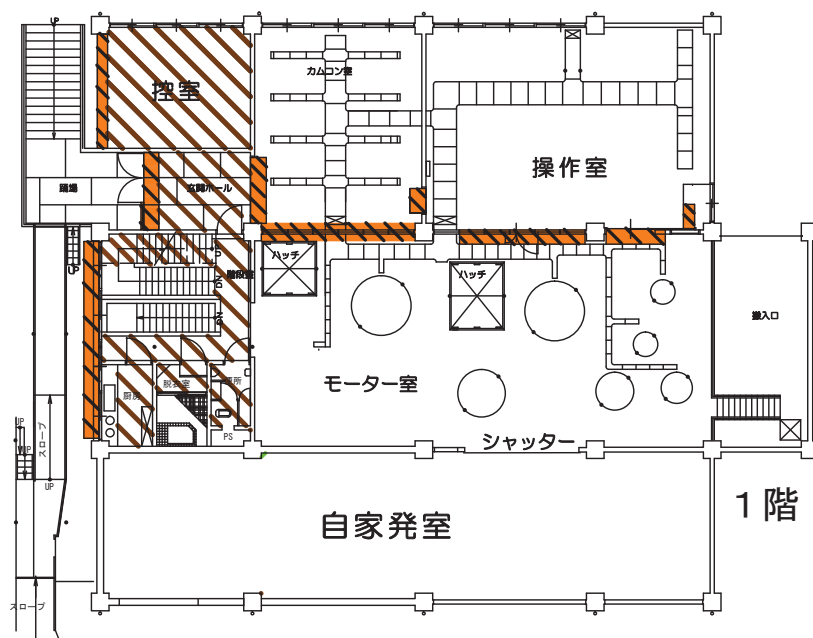
元宮ポンプ所 2 階



滞水池電気室

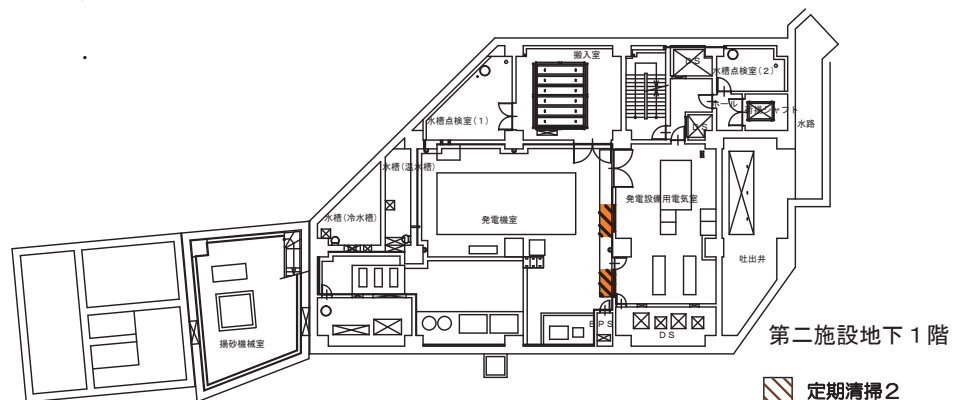
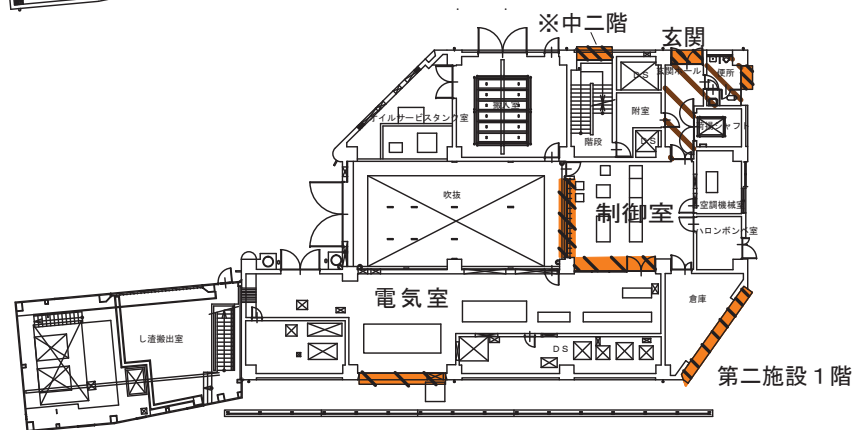
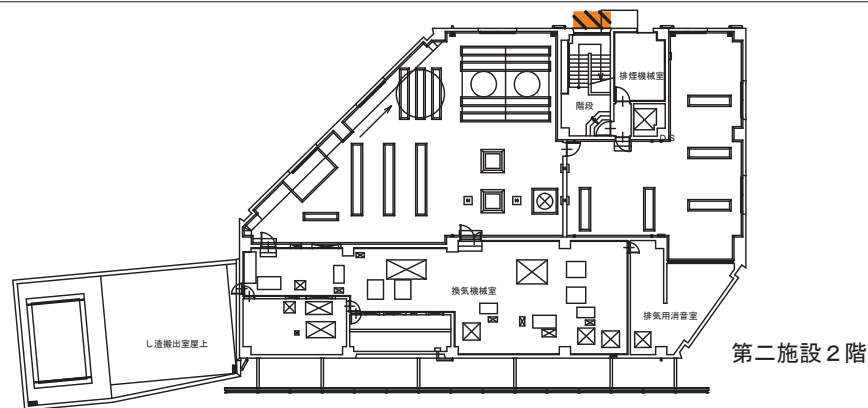
-  電気機械室定期清掃 (年1回実施)
 定期清掃2 (年2回実施)
 窓ガラス清掃2(内部) (年1回実施)

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 元宮ポンプ所・滞水池電気室平面図	図番	7/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			

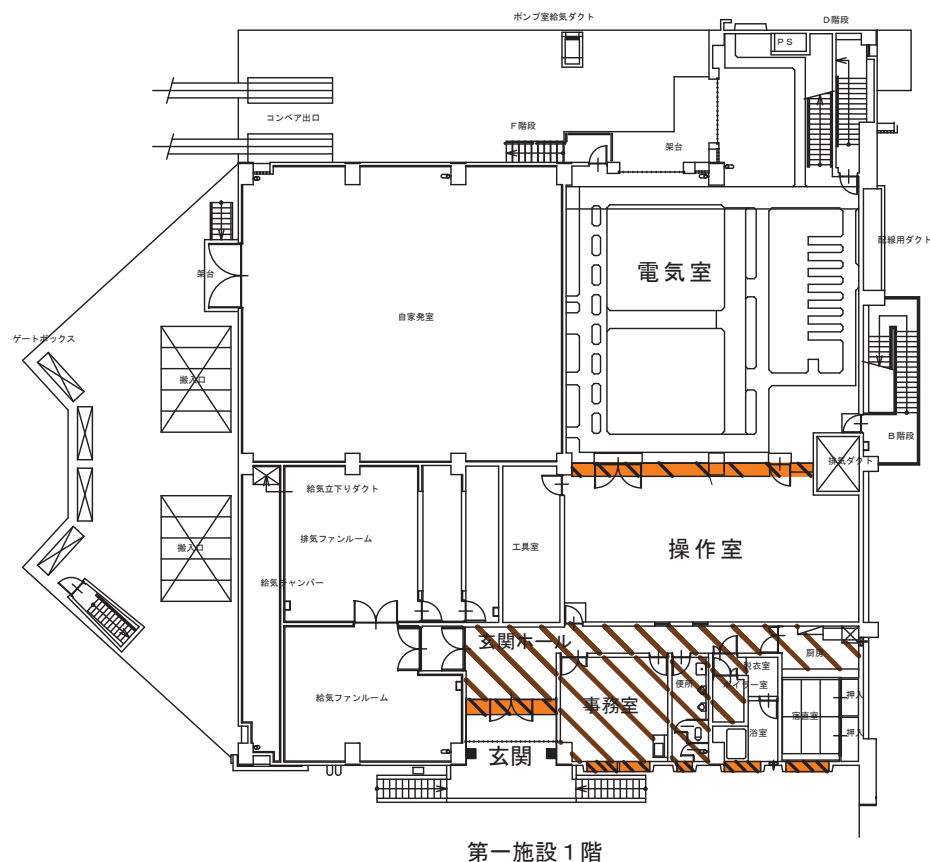


 定期清掃2 (年2回実施)
 窓ガラス清掃2(内部) (年1回実施)

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 末吉ポンプ場平面図	図番	8/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



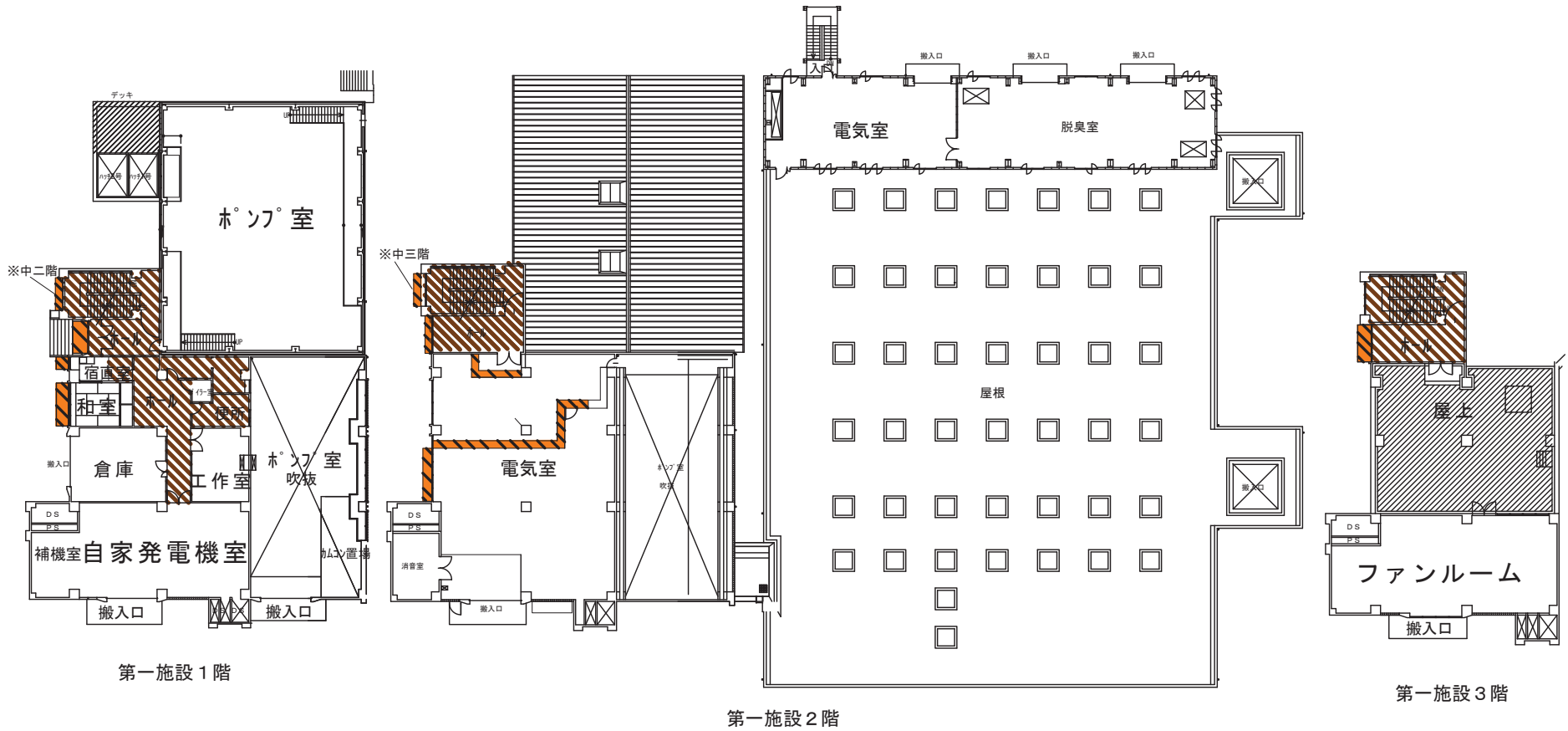
定期清掃2 (年2回実施)
窓ガラス清掃2(内部) (年1回実施)



委託名 北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託

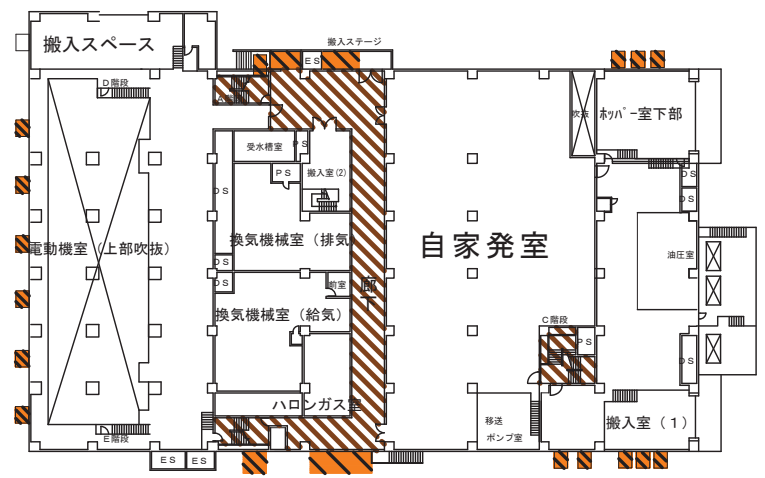
図名 (庁舎清掃業務) 北網島ポンプ場第一・第二施設平面図
図番 9/46

横浜市下水道河川局北部第一水再生センター

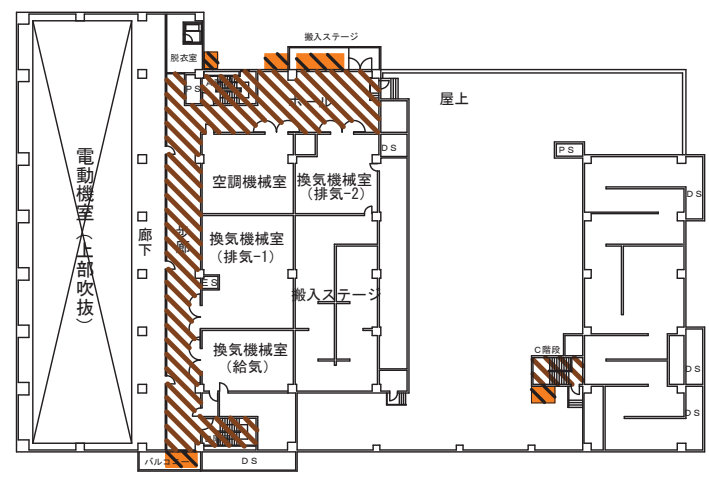


定期清掃2 (年2回実施)
窓ガラス清掃2 (内部) (年1回実施)

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 樽町ポンプ場第一施設平面図	図番	10/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



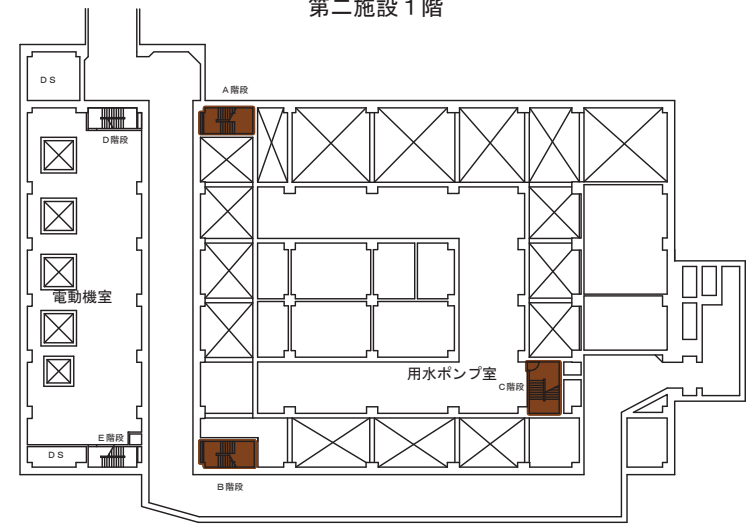
第二施設 1 階



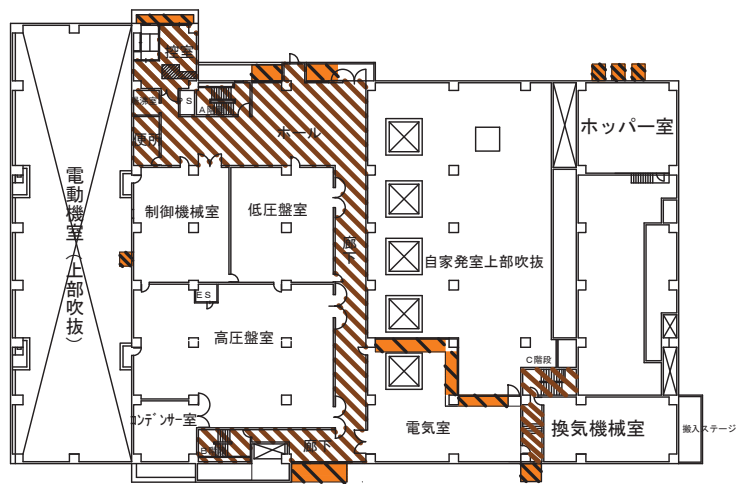
第二施設 3 階



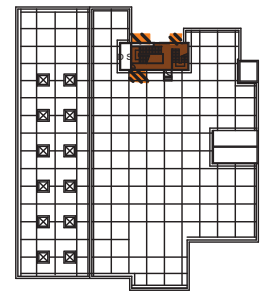
第二施設 PH 1 階



第二施設地下 1 階



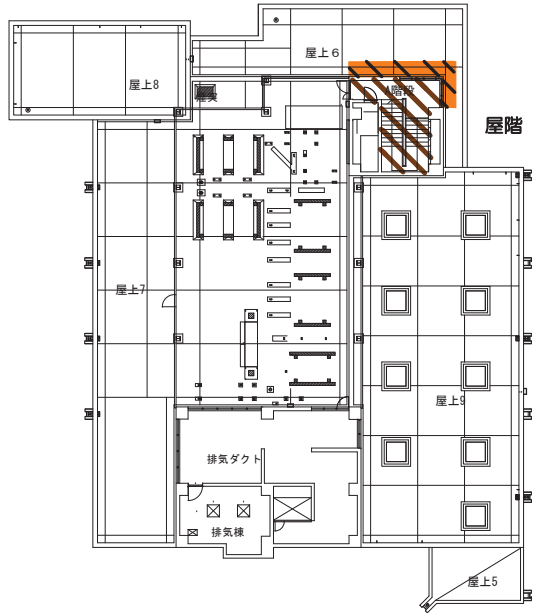
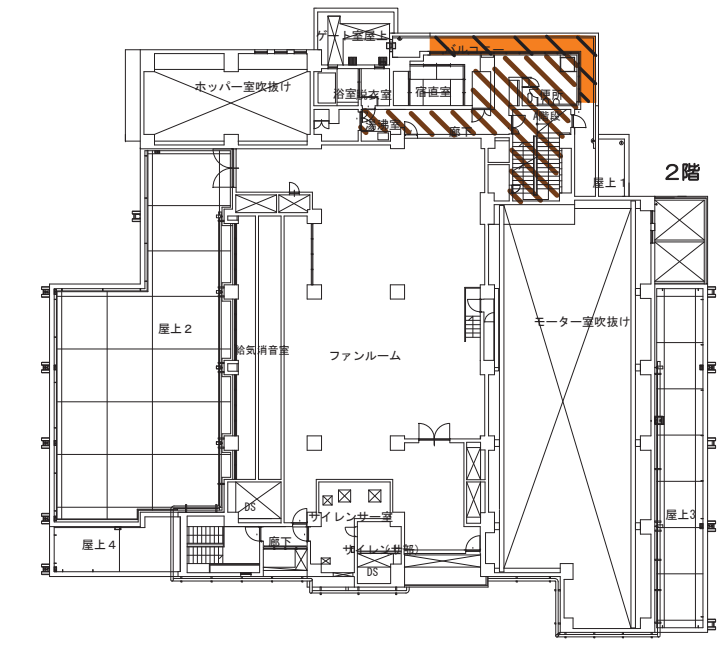
第二施設 2 階



第二施設屋階

- 定期清掃 2 (年 2 回実施)
- 窓ガラス清掃 2 (内部) (年 1 回実施)

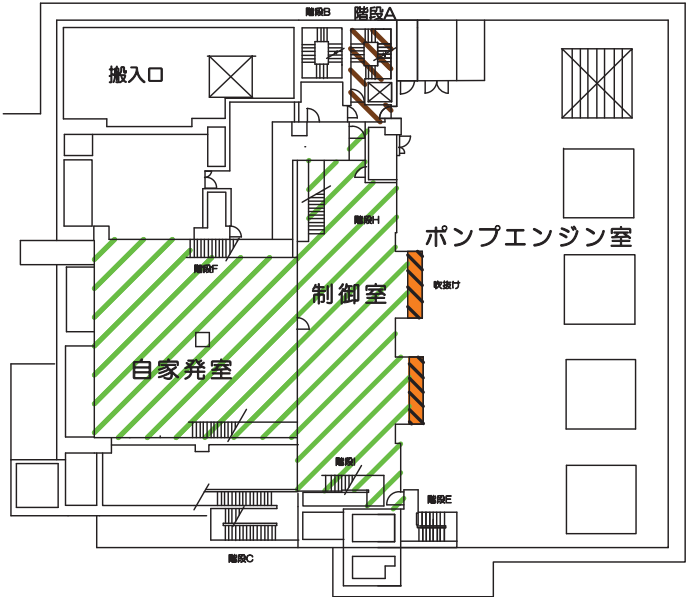
委 託 名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(庁舎清掃業務) 樽町ポンプ場第二施設平面図	図番	11/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



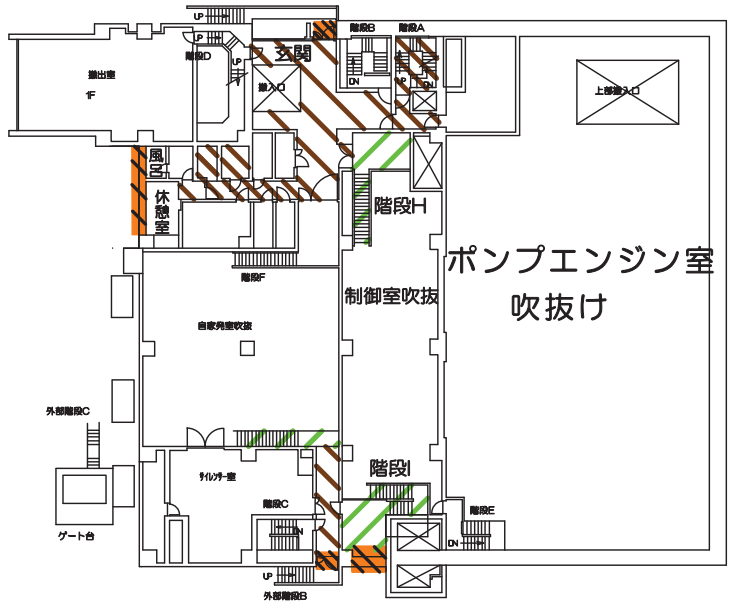
駐車場

- 定期清掃2 (年2回実施)
- 電気機械室定期清掃 (年1回実施)
- 窓ガラス清掃2(内部) (年1回実施)

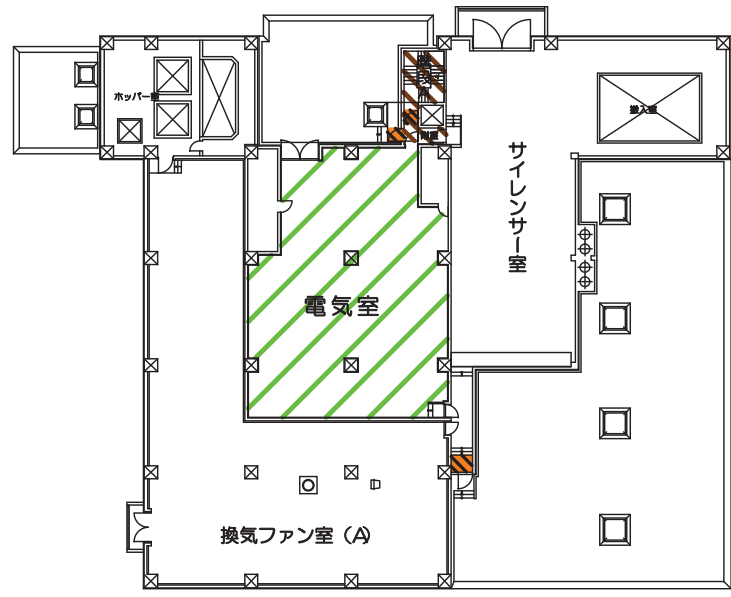
委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務)上末吉ポンプ場平面図	図番	12/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



1階



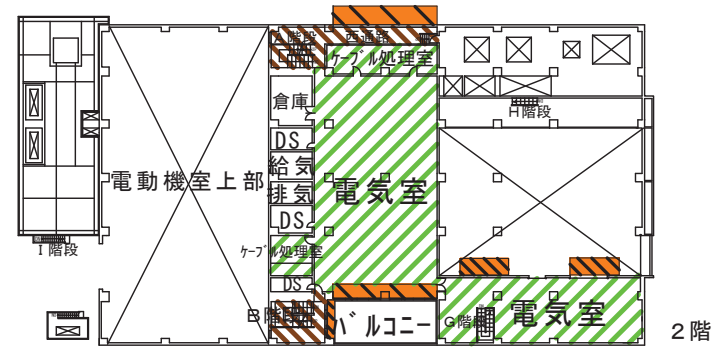
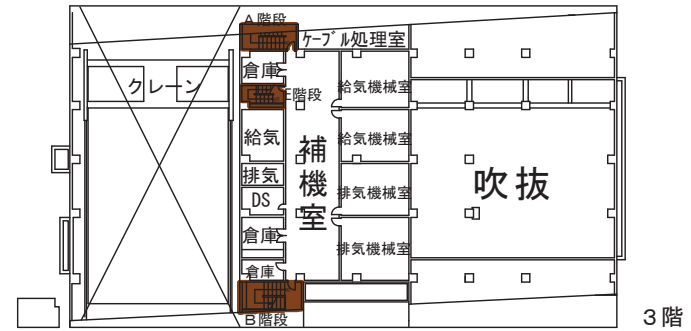
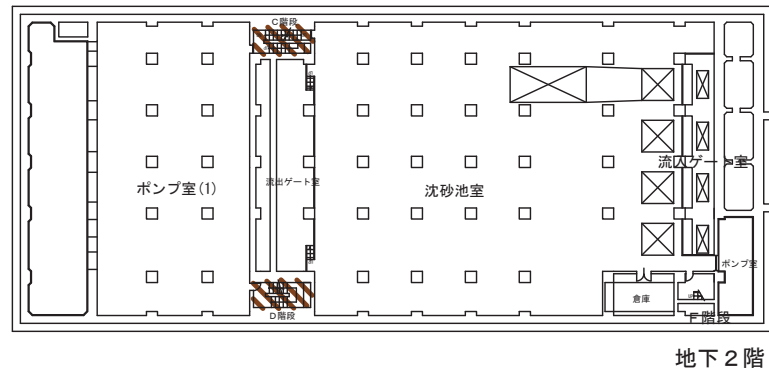
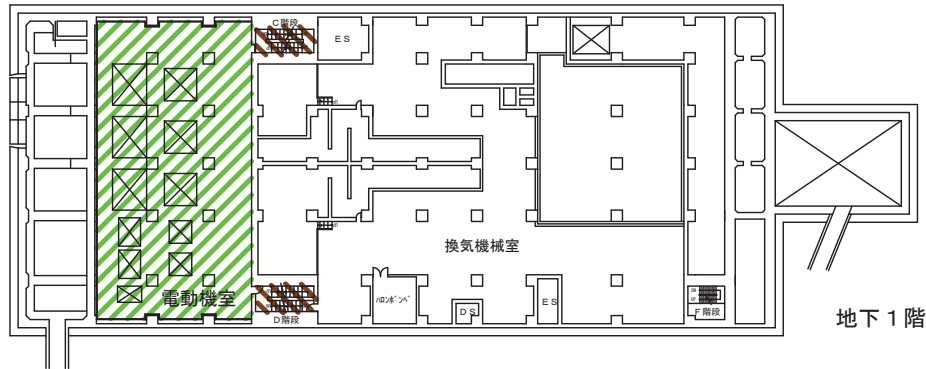
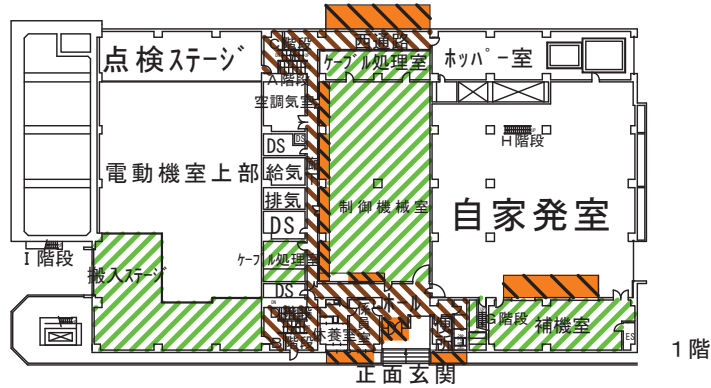
2階



3階

- 定期清掃2 (年2回実施)
- 電気機械室定期清掃 (年1回実施)
- 窓ガラス清掃2(内部) (年1回実施)

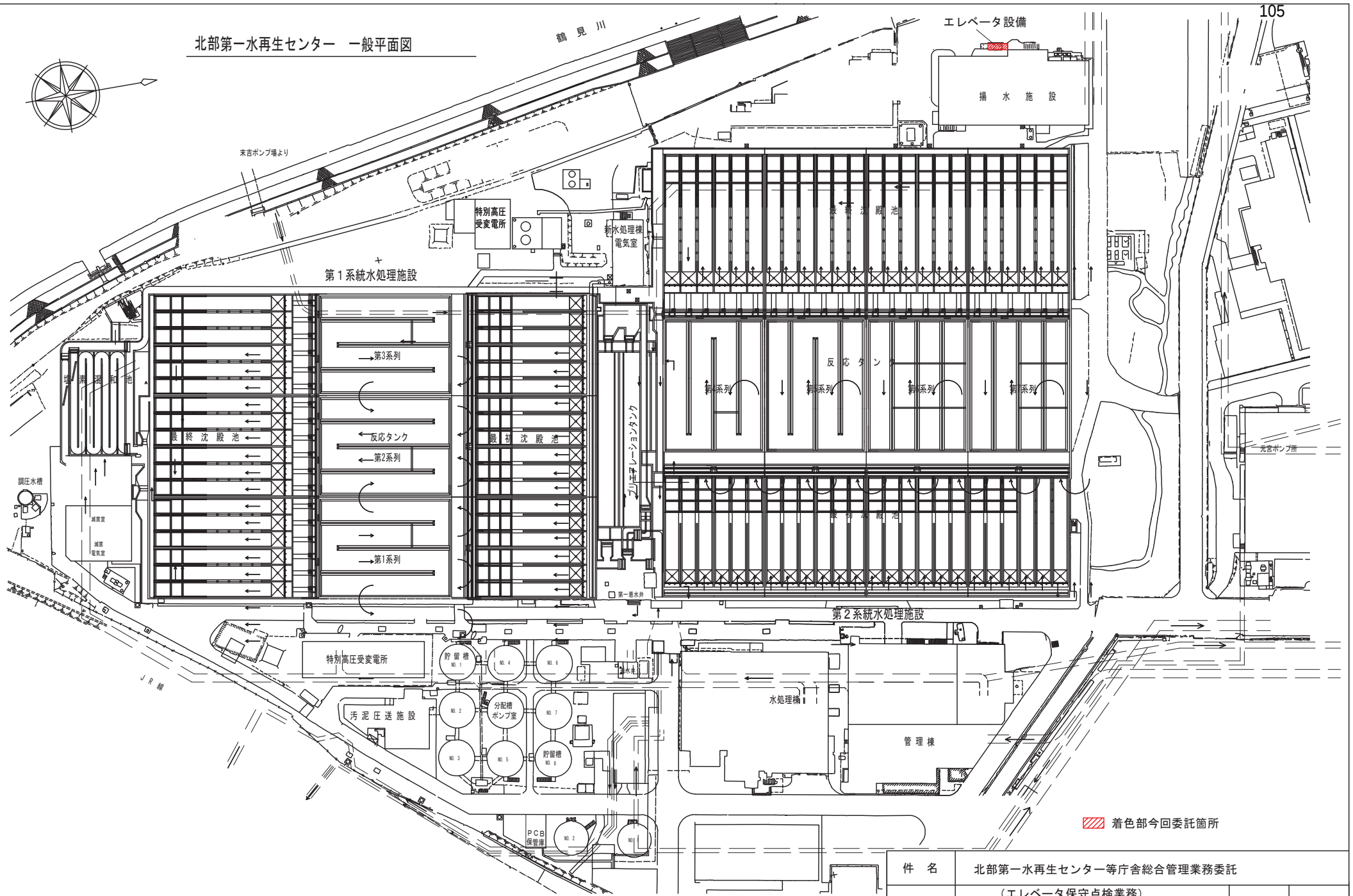
委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 江ヶ崎ポンプ場平面図	図番	13/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			



- 定期清掃2 (年2回実施)
- 電気機械室定期清掃 (年1回実施)
- 窓ガラス清掃2 (内部) (年1回実施)

委 託 名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(庁舎清掃業務) 高田ポンプ場平面図	図 番	14/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			

北部第一水再生センター 一般平面図

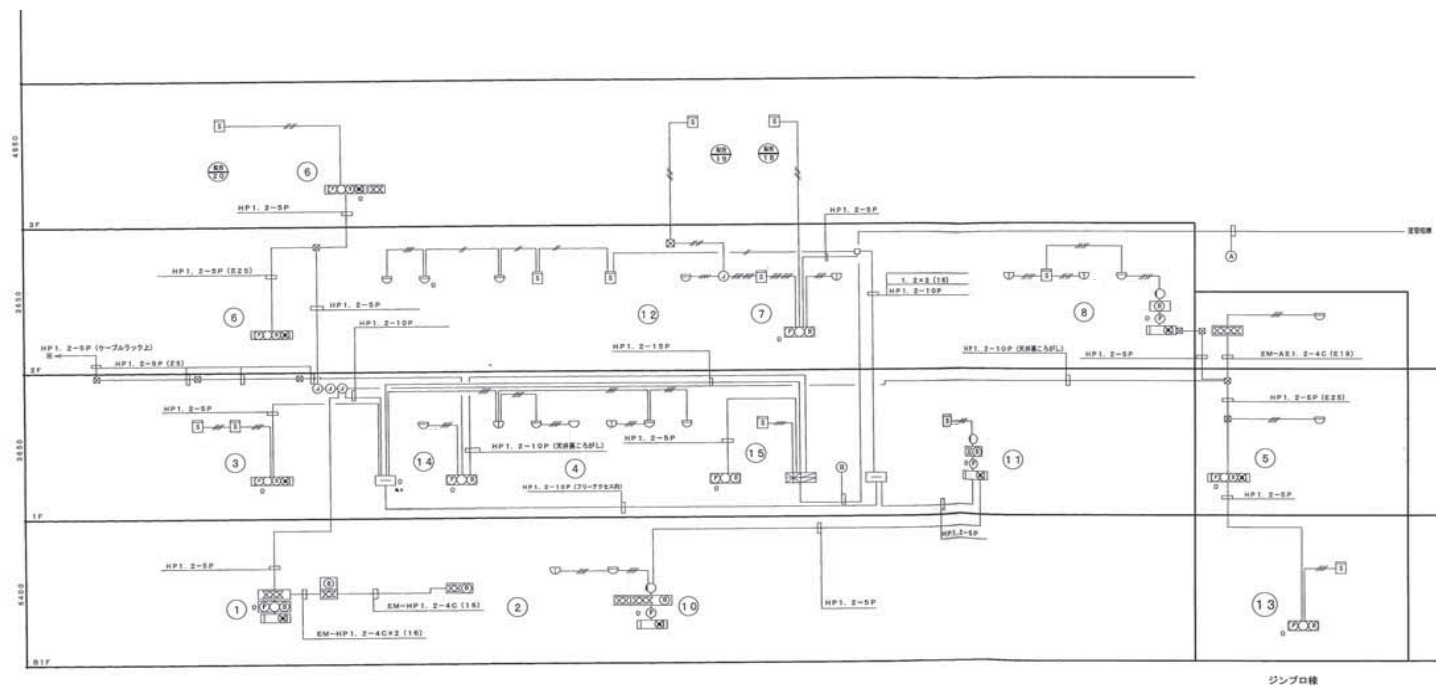


件名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(エレベータ保守点検業務) 北部第一水再生センター平面図	図番	15/46
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター			

北部第一水再生センター平面図



委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務) 北部第一水再生センター平面図	図番	16/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

[illegible]

32

複合型は自立型（戸型1種90同編）表示内訳は下記とする。

统计软件应用	统计软件应用
统计软件应用	统计软件应用

自動文字検索

蕭鐵笛

防火防爆炸

時速 30 公里

防彈機槍

経済学部の学生

A		B	
キープラウラウ内			
管理用 大機	H P 1, 2-20 P	管理用 大機	H P 1, 2-20 P (5.1)
管理用 中機	F P 1, 2-30 C	管理用 中機	F P 1, 2-30 C (6.3)
管理用 小機	F P 1, 2-30 C	管理用 小機	F P 1, 2-30 C (6.3)
管理用 設備用(小機)	F P 1, 2-30 C	管理用 設備用(小機)	F P 1, 2-30 C (6.3)
管理用 表示機	H P 0, 2-30 P	管理用 表示機	H P 0, 2-30 P (5.1)
管理用 表示機	H P 0, 2-20 P	管理用 表示機	H P 0, 2-20 P (5.1)
			H P 1, 2-10 P

特記無き配管配線は下記による

1. 2x2 (16)

1. 2x4 (16)

EM-AE 1, 2-4 G (E 19)

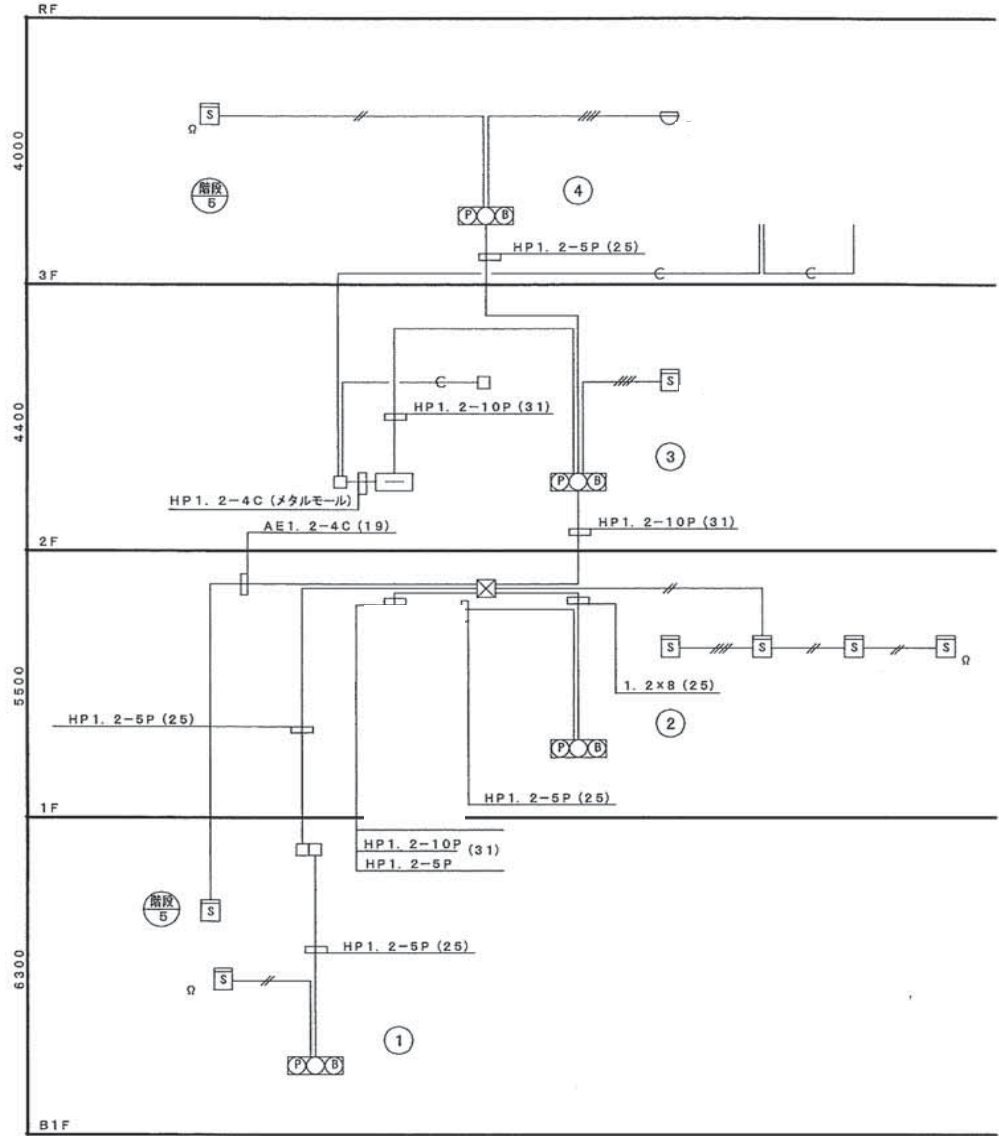
EM-AE 1. 2-4 □ (E 1 9)
EM-AE 1. 2-4 □ x 2

EM-AE1. 2-40X2

Figure 10.10

空氣管 $\times 2$

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(防災設備保守点検業務)北部第一水再生センター 水処理棟防災設備系統図(参考図)	図 番	18/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

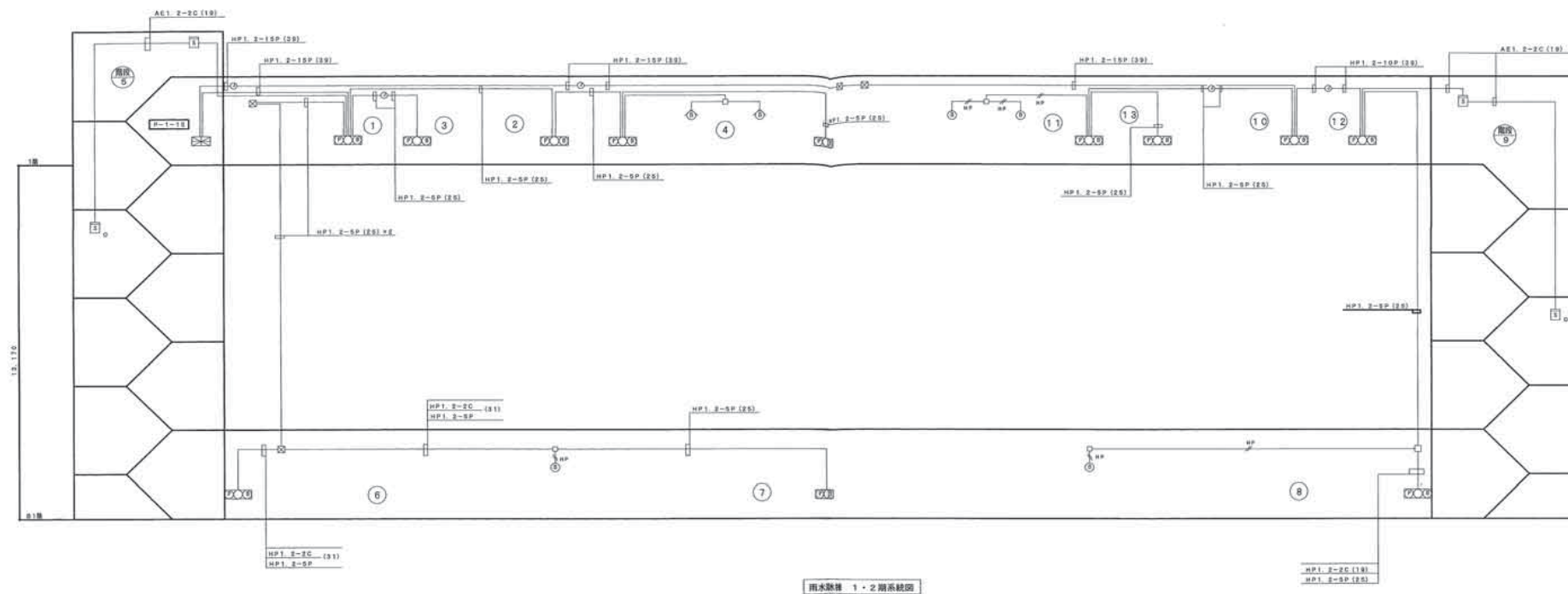


系統図

凡 例			
記 号	名 称	備 考	
	受 信 機	P型1級5回線	
	機器収納箱	⑧ ① ② 収納 露出型	
⑧	電 鈴	DC24V 150Φ	
①	表 示 灯	24V LED	
②	発 信 機	P型1級	
	差動式スポット感知器	2種 露出型	
	光電式スポット型感知器	2種 露出型	
③	光電式スポット型感知器	3種 露出型	
	連動制御盤	1回線	
Ω	終 端 抵 抗 器		
(NO)	警戒区域番号	自動火災報知	
—	配 管 配 線		

特記無き配管配線は下記による	
—	AE1. 2-2C (19)
—	AE1. 2-4C (19)

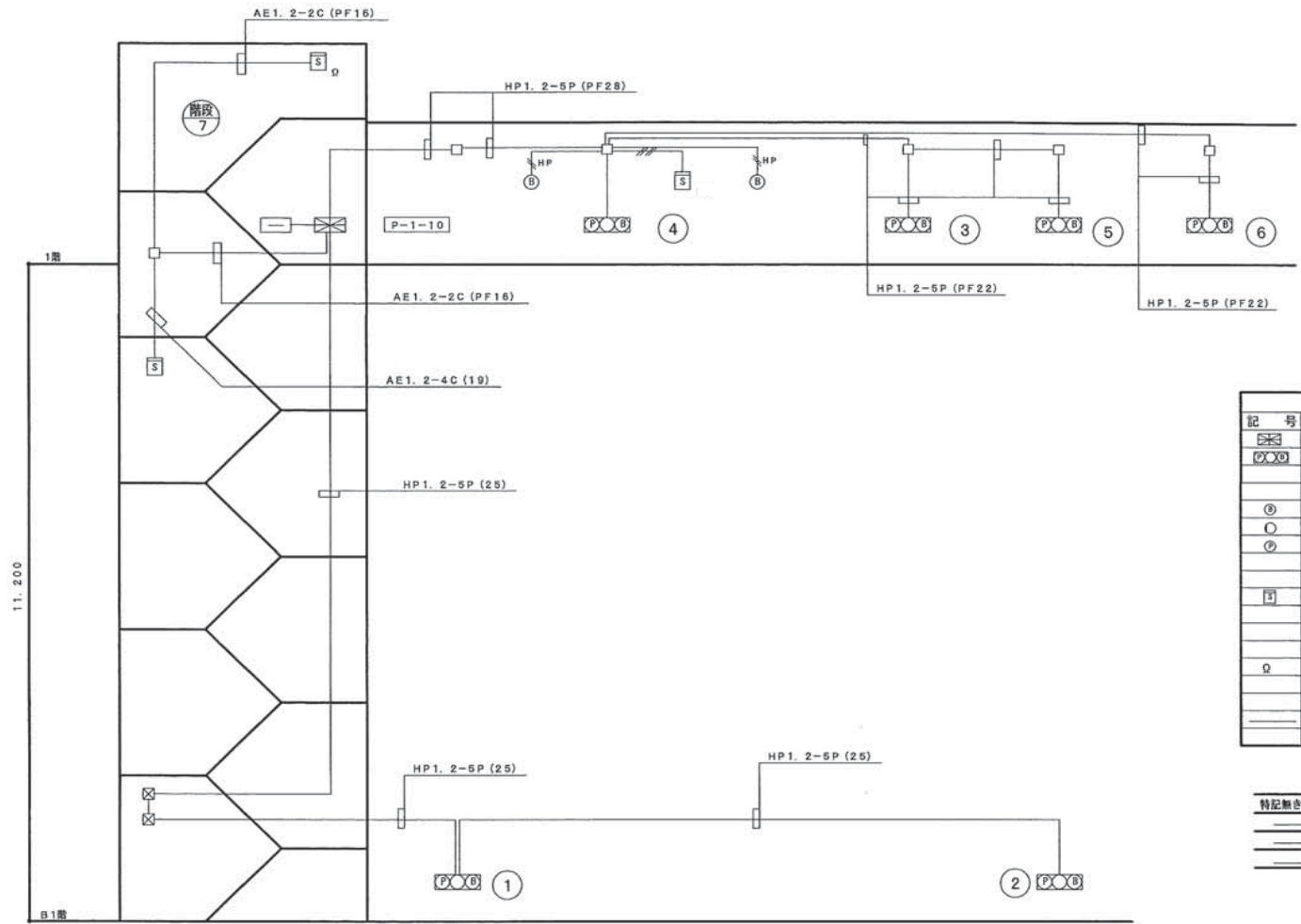
委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(防災設備保守点検業務) 北部第一水再生センター 送泥棟防災設備系統図(参考図)	図 番	20/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



凡		例		
記号	名称	数値	単位	
②	電圧線	P型1線15回線		
③	電流線	①の0.5		
④	電圧	DC24V	直流電	
⑤	電流	DC24V	直流電	
⑥	電圧	24V LED		
⑦	電流線	P型1線		
⑧	消費電力500W型機追加			
⑨	照明器具追加			
⑩	電圧降下			
⑪	電圧降下			
⑫	電圧降下			
⑬	電圧降下			
⑭	電圧降下			
⑮	電圧降下			
⑯	電圧降下			
⑰	電圧降下			
⑱	電圧降下			
⑲	電圧降下			
⑳	電圧降下			
㉑	電圧降下			
㉒	電圧降下			
㉓	電圧降下			
㉔	電圧降下			
㉕	電圧降下			
㉖	電圧降下			
㉗	電圧降下			
㉘	電圧降下			
㉙	電圧降下			
㉚	電圧降下			
㉛	電圧降下			
㉜	電圧降下			
㉝	電圧降下			
㉞	電圧降下			
㉟	電圧降下			
㊱	電圧降下			
㊲	電圧降下			
㊳	電圧降下			
㊴	電圧降下			
㊵	電圧降下			
㊶	電圧降下			
㊷	電圧降下			
㊸	電圧降下			
㊹	電圧降下			
㊺	電圧降下			
㊻	電圧降下			
㊼	電圧降下			
㊽	電圧降下			
㊾	電圧降下			
㊿	電圧降下			

特記無き配管配線は下記による	
	AE1, 2-2C (19)
	HP1, 2-2C (19)

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(防災設備保守点検業務)元宮ポンプ所雨水滞水池 (1・2期)防災設備系統図(参考図)	図 番	22/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

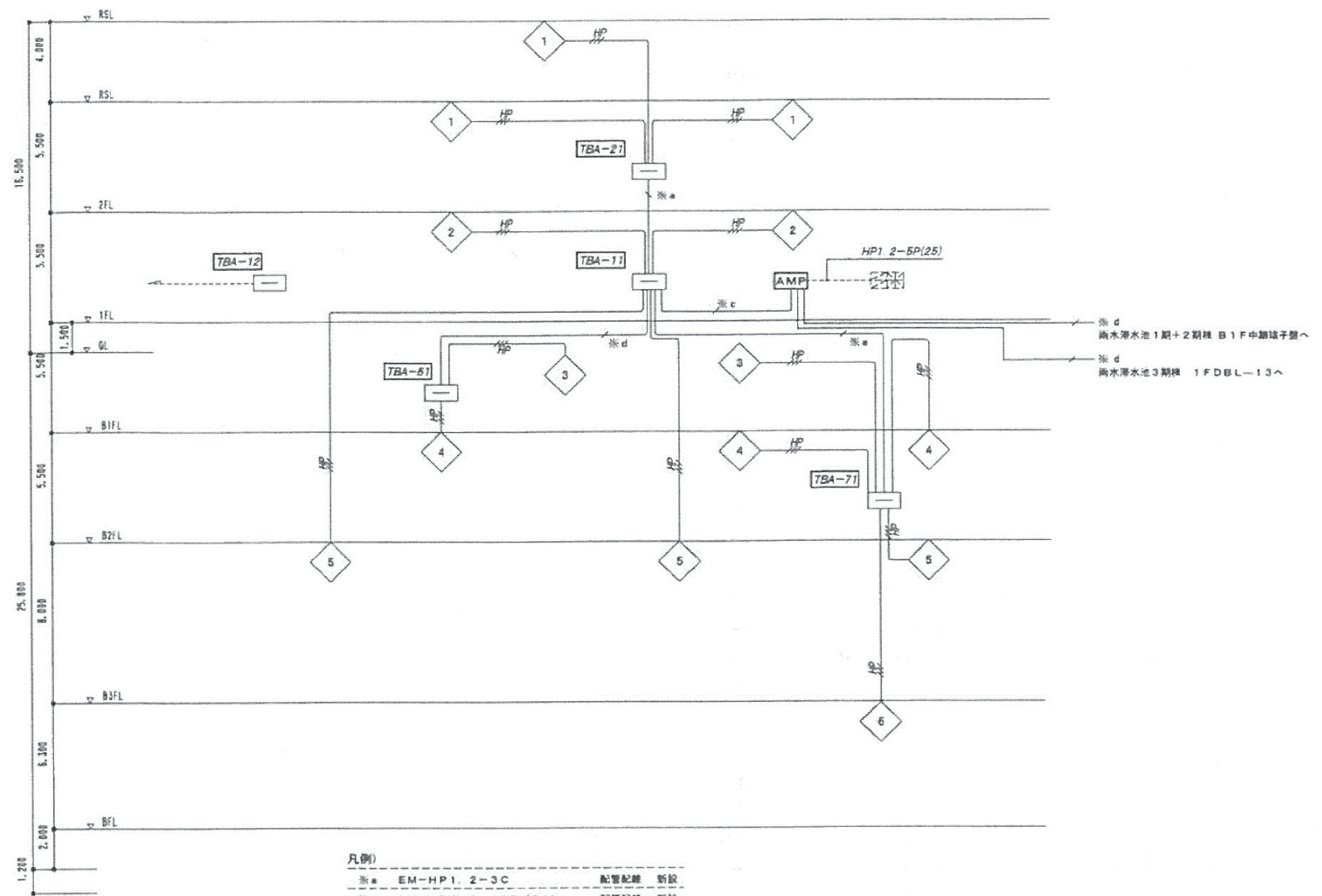


凡 例		考	工事区分
受信機	P型1級10回線		
機器収納箱	③④⑤ 収納		
電 鈴	DC24V 露出型		
表 示 灯	24V LED		
発 信 機	P型1級		
光電式スポット型感知器			
終 端 抵 抗 器			
配 管 配 線			

特記無き配管配線は下記による	
AE1. 2-2C (19)	
AE1. 2-4C (19)	
HP1. 2-2C (19)	

系統図

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(防災設備保守点検業務)元宮ポンプ所雨水滞水池 (3期)防災設備系統図(参考図)	図 番	23/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

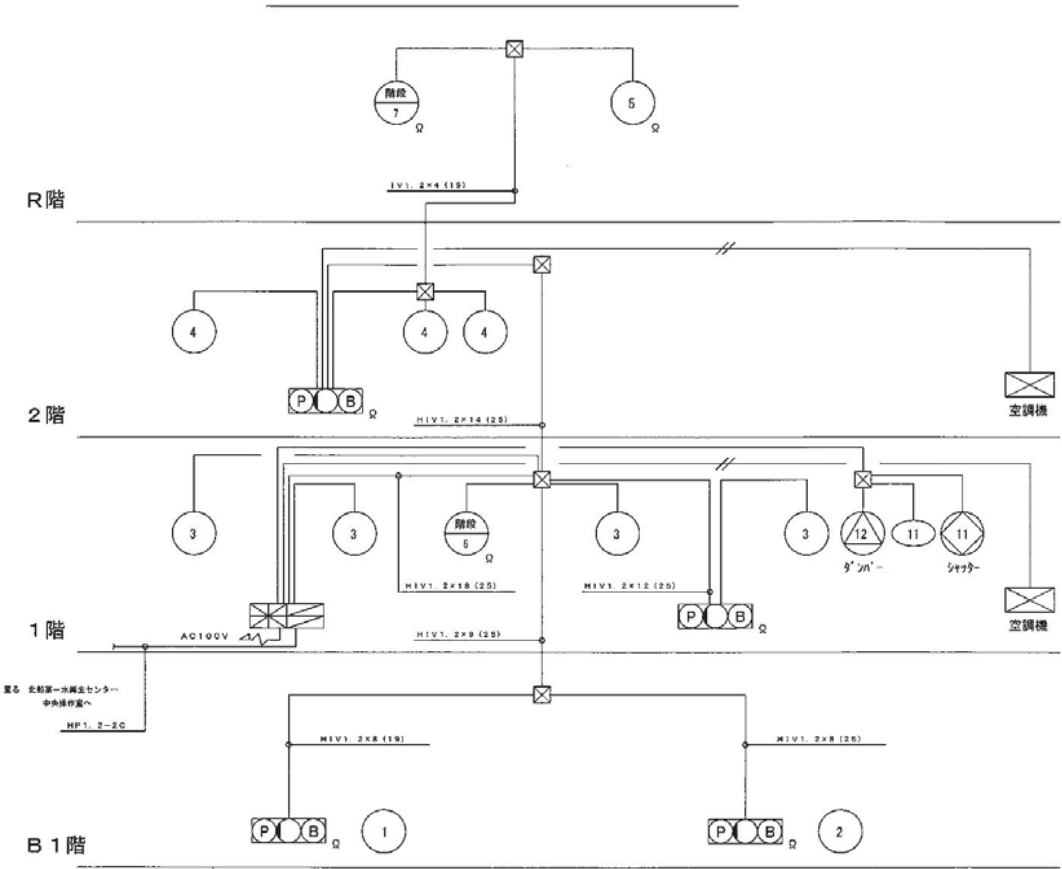


凡例)

※ a	EM-HP1. 2-3C	配管記号	新設
※ c	EM-HP1. 2-10P (31)	配管記号	新設
※ d	EM-HP1. 2-5P	配管記号	新設
※ e	EM-HP1. 2-10P (31)	配管記号	新設

弱電幹線設備 系統図

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務)元宮ポンプ所 非常警報設備系統図(参考図)	図番	24/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



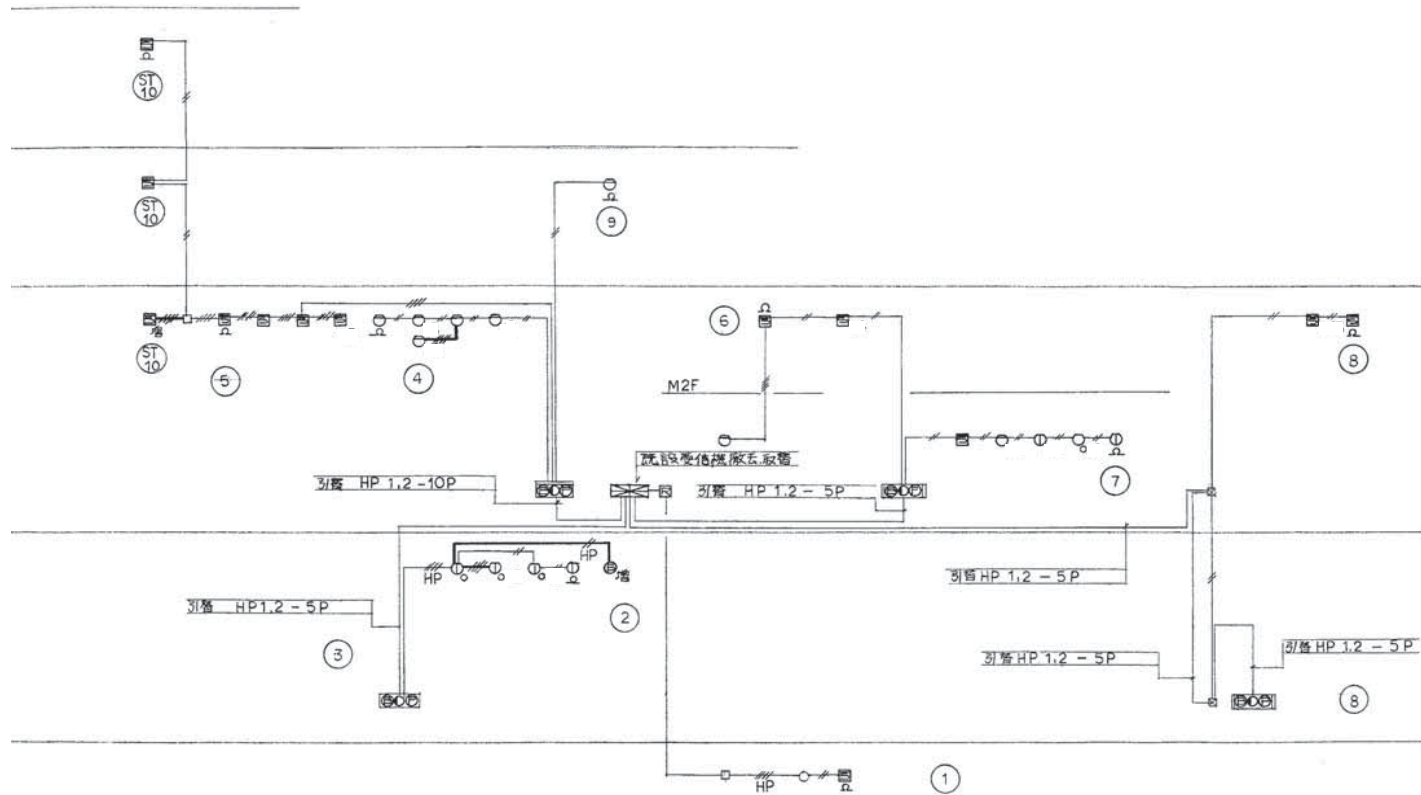
設備 系統図

記号	名称	備考
	複合盤	P型1級 15回路
	機器収容箱	P型1級 収容 露出型
	発信機	P型1級
	表示灯	AC24V, LED
	火災警報ベル	DC24, 10mA, 150Φ
	差動式スポット型感知器	2種
	定温式スポット型感知器	1種 75℃
	定温式スポット型感知器	1種 76℃ 防水型
	光電式スポット型感知器	2種 非常検型
	終端抵抗	10KΩ
	光電式スポット型感知器	3種 非常検型
	電子ブザー	防火シャッター降下警報用
	自動閉鎖装置	防火シャッター
	自動閉鎖装置	防火ダンパー
	空調機	
配管・配線		
	立ち上げ・立ち下げ	
	ジョイントボックス・ジャンクション	
	警戒区域線	
	警戒区域番号	
	専用感知器連動用	防煙機連動用
	動作区域番号	防火シャッター用
	動作区域番号	防火ダンパー用

注記

- 1) 図中特記なき配線・配管は下記とする。
1V1, 2×2 (19) 1V1, 2×4 (19)
- 2) 防火シャッターと防火ダンパーは専用感知器連動とする。

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務)末古ポンプ場 火災報知器設備系統図(参考図)	図番	26/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



自警火災警報器設備系統図

記号	名称	数量
ST 10	複合機 (第二施設用)	P型1台 B.O.両用 設置型
HP	複合機 (第一施設用)	P型1台
ST 10	複合機 (第一施設用)	①②③ 設置 防火仕組品型
①	複合機	P型1台
②	複合機	AC24V, L.E.D.
③	大気管継ぎ目	224, 10m, 150#
④	常動式スポット感温検知器	1 台
⑤	常動式スポット感温検知器	1 台 65℃
⑥	常動式スポット感温検知器	1 台 75℃
⑦	常動式スポット感温検知器	1 台 75℃ 耐火型
⑧	常動式スポット感温検知器	2 台 非常用型
⑨	常動式スポット感温検知器	10KQ
⑩	電子ブザー	3 台 非常用型
⑪	常動式スポット感温検知器	防火シャッター一階下層用
⑫	常動式スポット感温検知器	防火シャッター
⑬	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
⑭	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
⑮	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
⑯	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
⑰	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
⑱	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
⑲	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
⑳	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉑	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉒	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉓	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉔	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉕	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉖	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉗	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉘	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉙	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉚	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉛	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉜	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉝	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉞	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㉟	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊱	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊲	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊳	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊴	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊵	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊶	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊷	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊸	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊹	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊺	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊻	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊼	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊽	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊾	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー
㊿	常動式スポット感温検知器	防火ダンパー

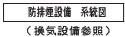
注記

1) 図中特記なき配線・配管は下記とする。

—— 1V1, 2×2 (19) —— 1V1, 2×4 (19)

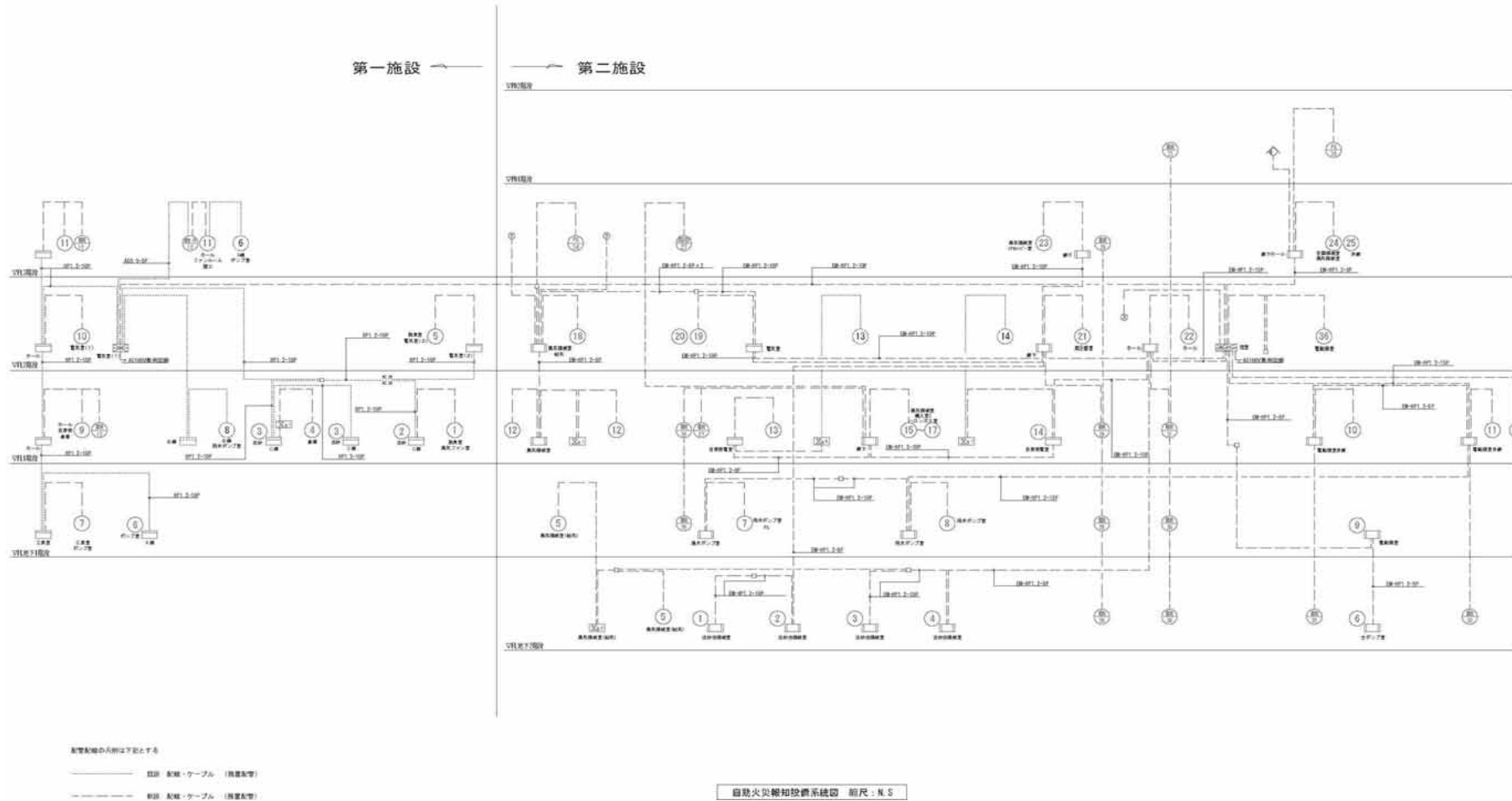
2) 防火シャッターと防火ダンパーは専用感温検知器とする。

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務) 北網島ポンプ場(第一施設) 火災報知器設備系統図(参考図)	図番	27/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

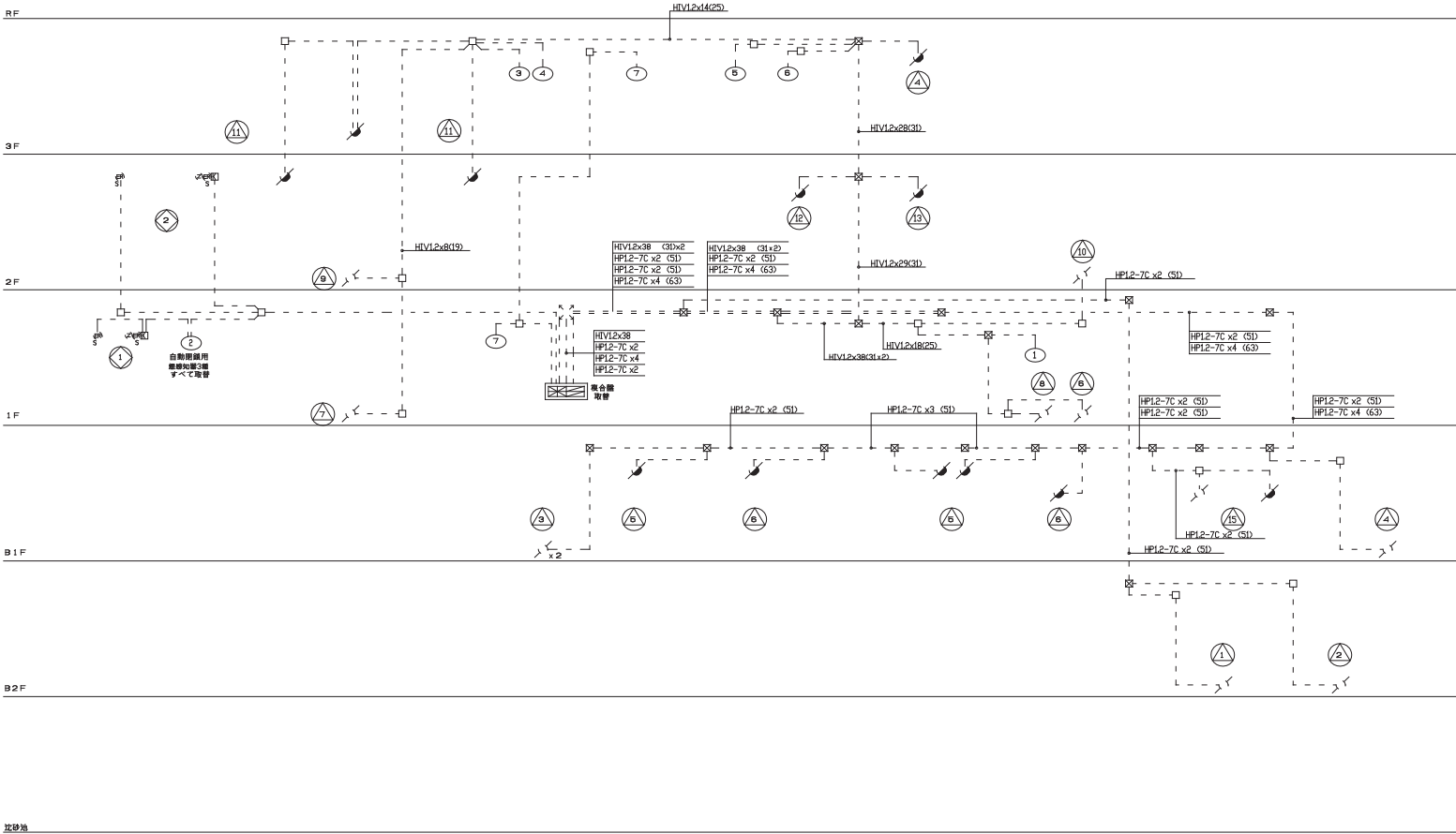


ダンパー運動表	
自発期	ダンパー
⑩	⑩
⑦	⑦
⑧	④ ⑤
⑨	⑤ ⑥
⑩	⑥ ⑦
⑪	⑦ ⑧
⑫	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
⑬	⑥
⑭	⑦ ⑧ ⑨
⑮	⑧
⑯	④ ⑤
⑰	⑤ ⑥
⑱	⑥ ⑦ ⑧ ⑨
⑲	⑦ ⑧
㉑	⑧ ⑨ ⑩
㉒	⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭
㉓	⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭
㉔	⑪ ⑫
①	⑫ ⑬ ⑭
②	⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱
③	⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱
④	⑮ ⑯ ⑰
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉖	
㉗	
㉘	
㉙	
㉚	
㉛	
㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	
㊳	
㊴	
㊵	
㊶	
㊷	
㊸	
㊹	
㊺	
㊻	
㊼	
㊽	
㊾	
㊿	

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(防災設備保守点検業務) 榑町ポンプ場 防排煙設備系統図(参考図)	図 番	29/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

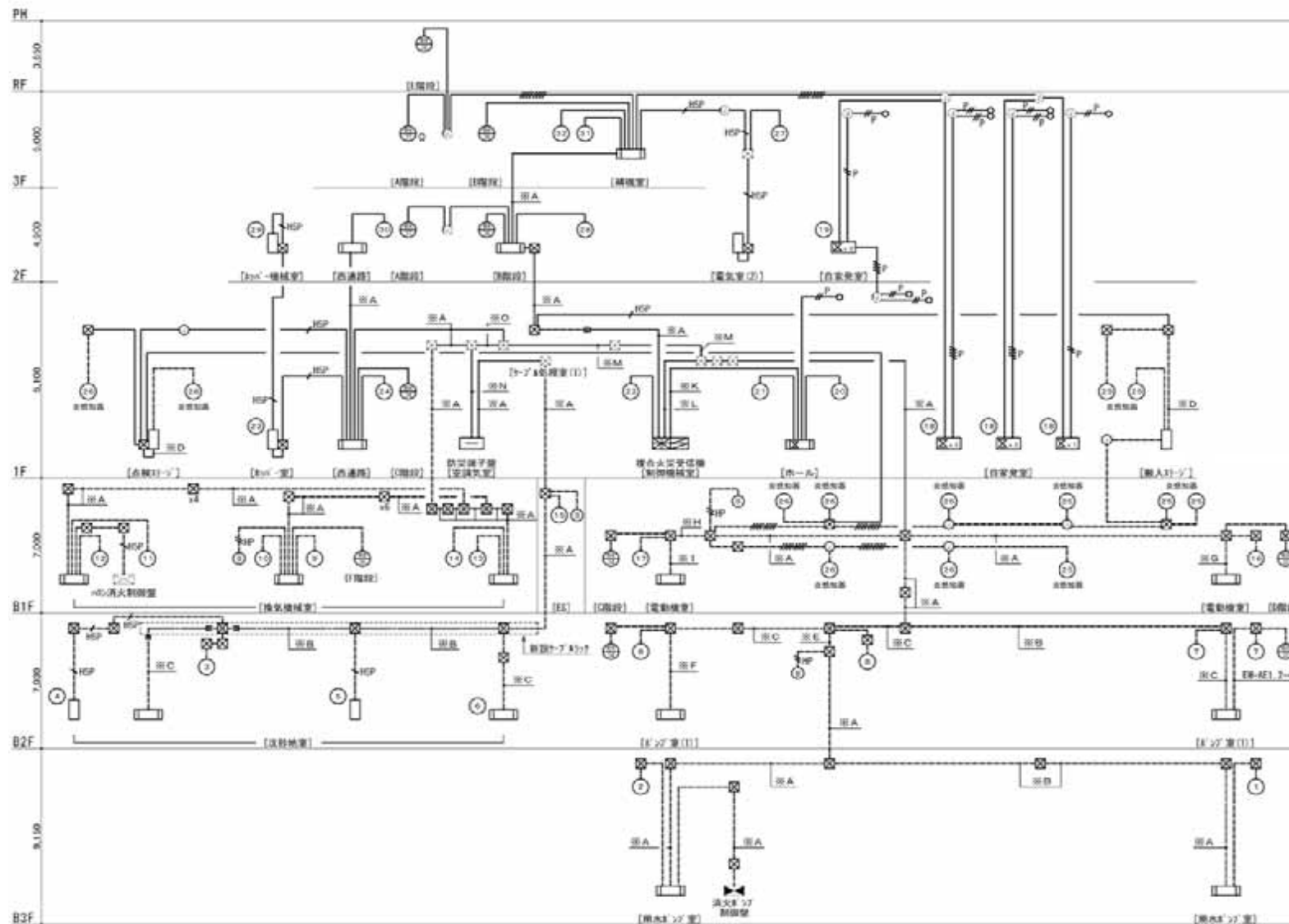


委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務) 榊町ポンプ場 自動火災報知設備系統図(参考図)	図番	30/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



防排煙設備 系統図

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(防排煙設備保守点検業務)高田ポンプ場 防排煙設備系統図(参考図)	図 番	31/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



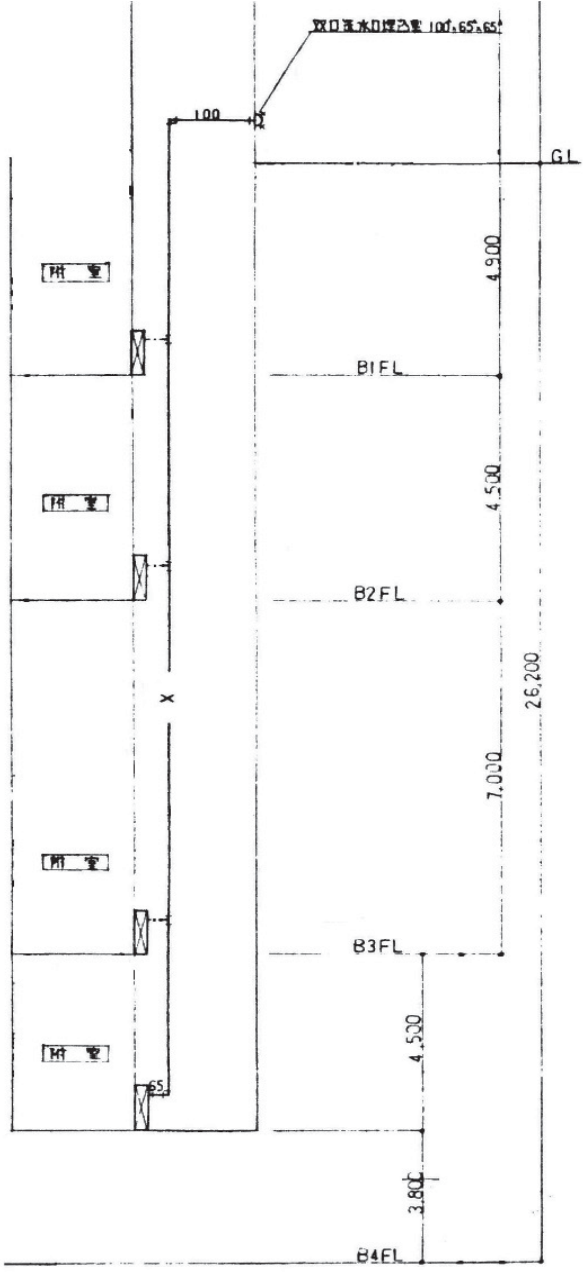
自動火災報知設備系統図 N / S

[illegible]

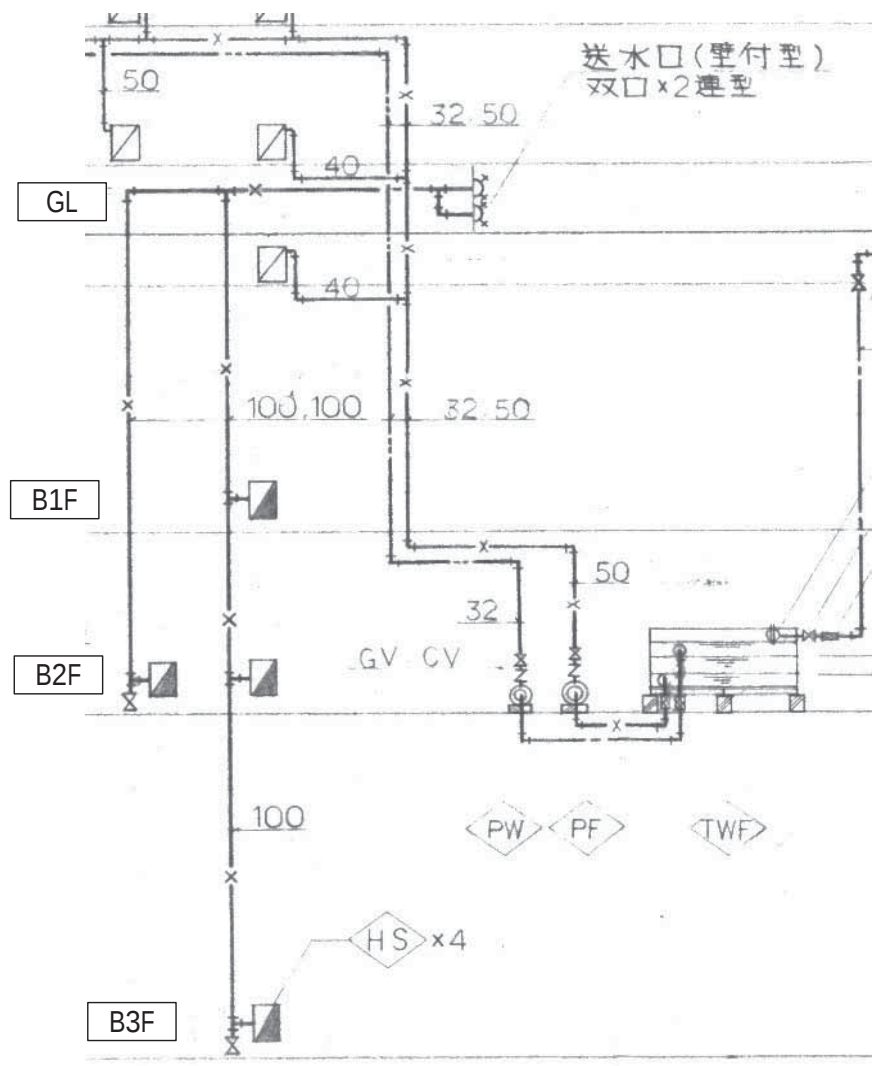
電阻器符號	阻值	標稱阻值
	100 × 10 ³ Ω	0.1M 歐姆
	100 × 10 ² Ω	0.01M 歐姆
	100 × 10 ¹ Ω	0.001M 歐姆
	100 × 10 ⁰ Ω	0.1 歐姆
	10 × 10 ² Ω	0.01 歐姆
	10 × 10 ¹ Ω	0.001 歐姆
	10 × 10 ⁰ Ω	0.0001 歐姆
	1 × 10 ² Ω	0.01 歐姆
	1 × 10 ¹ Ω	0.001 歐姆
	1 × 10 ⁰ Ω	0.0001 歐姆
	0.1 × 10 ² Ω	0.01 歐姆
	0.1 × 10 ¹ Ω	0.001 歐姆
	0.1 × 10 ⁰ Ω	0.0001 歐姆
	0.01 × 10 ² Ω	0.001 歐姆
	0.01 × 10 ¹ Ω	0.0001 歐姆
	0.01 × 10 ⁰ Ω	0.00001 歐姆
	0.001 × 10 ² Ω	0.0001 歐姆
	0.001 × 10 ¹ Ω	0.00001 歐姆
	0.001 × 10 ⁰ Ω	0.000001 歐姆

[illegible]

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	(防災設備保守点検業務) 高田ポン場 自動火災報知設備系統図(参考図)	図 番	32/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

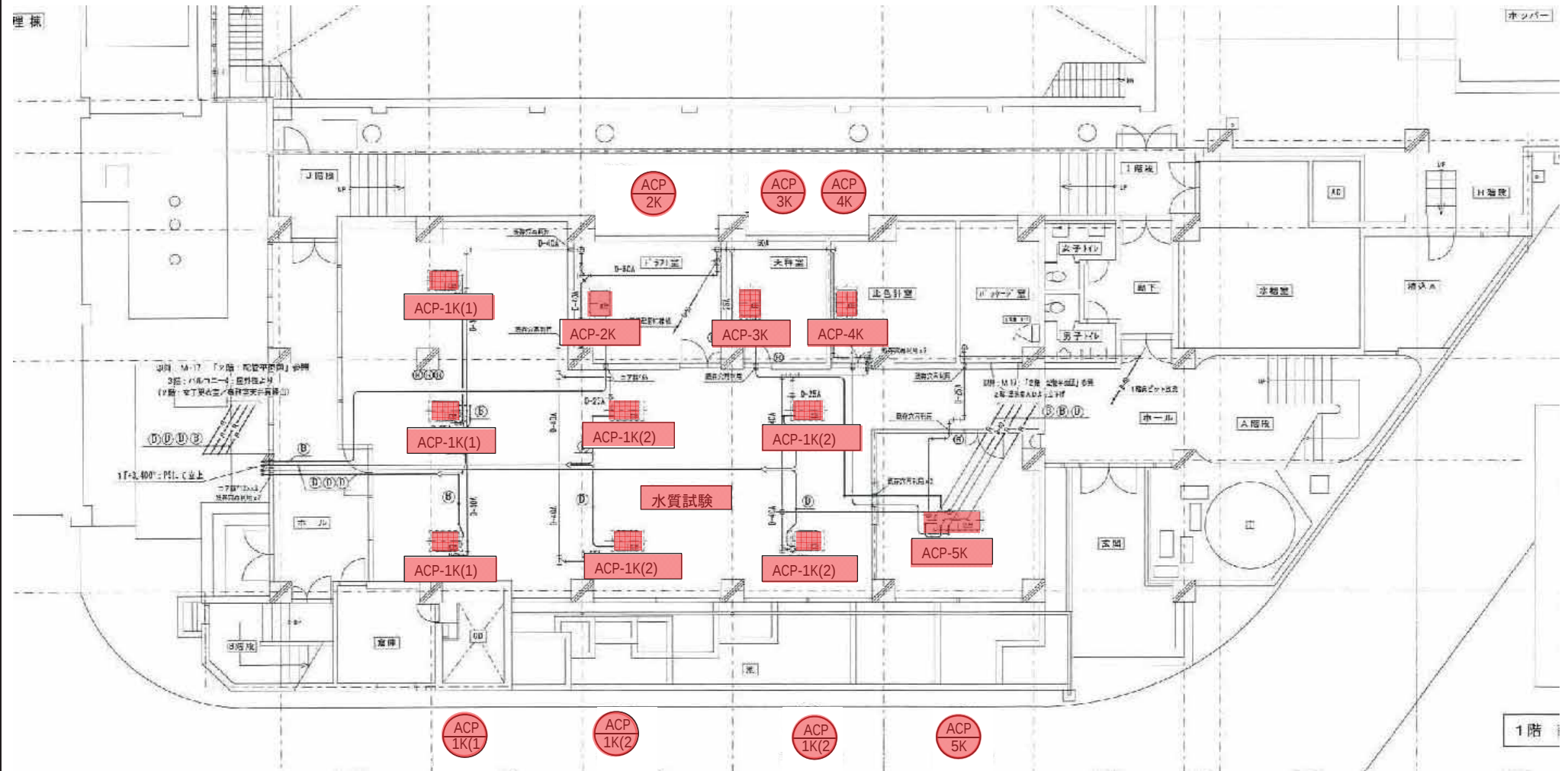


北綱島ポンプ場
(第二施設)



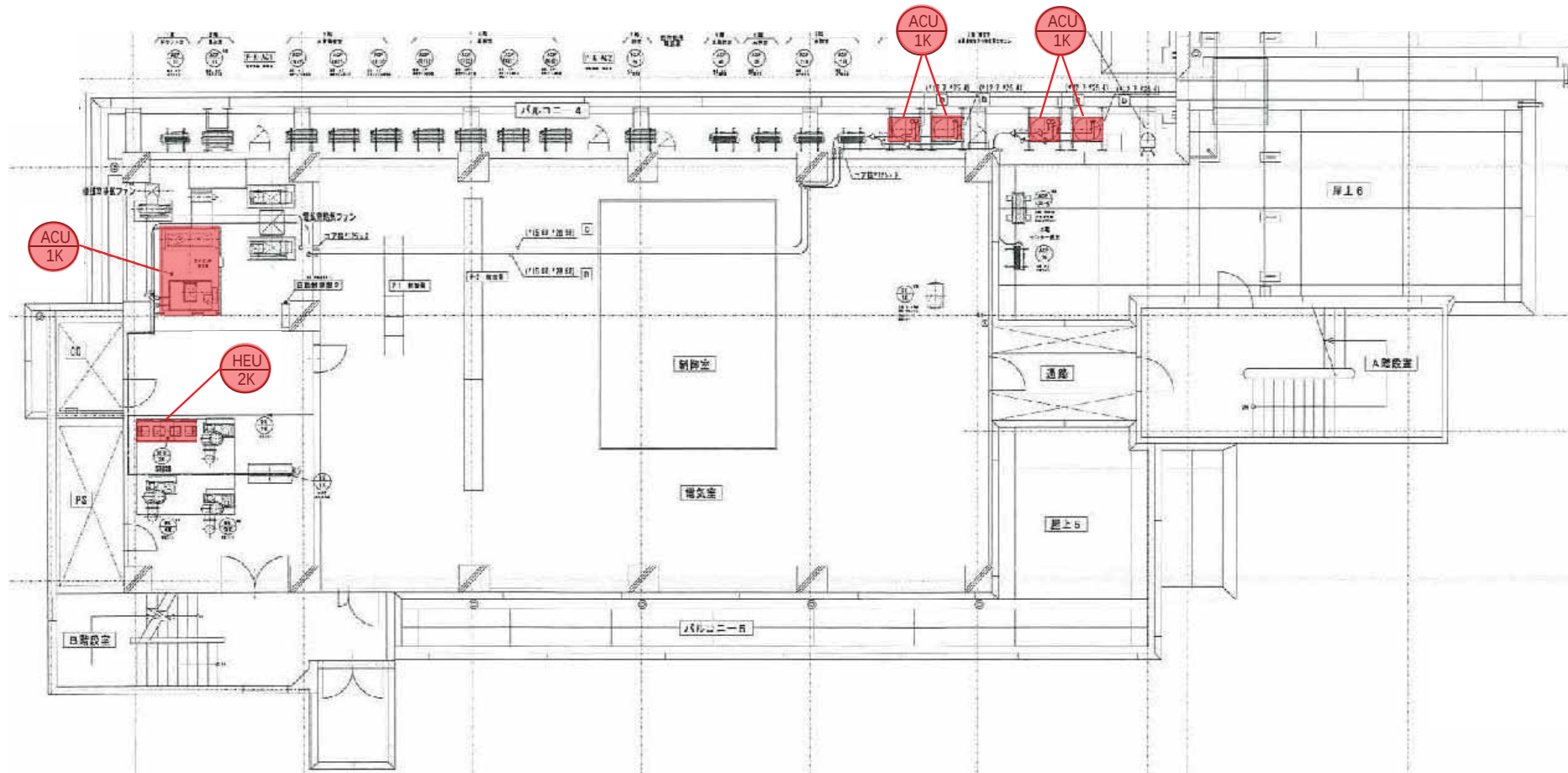
江ヶ崎ポンプ場

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務)連結送水管系統図 (北綱島ポンプ場、江ヶ崎ポンプ場)(参考図)	図番	34/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



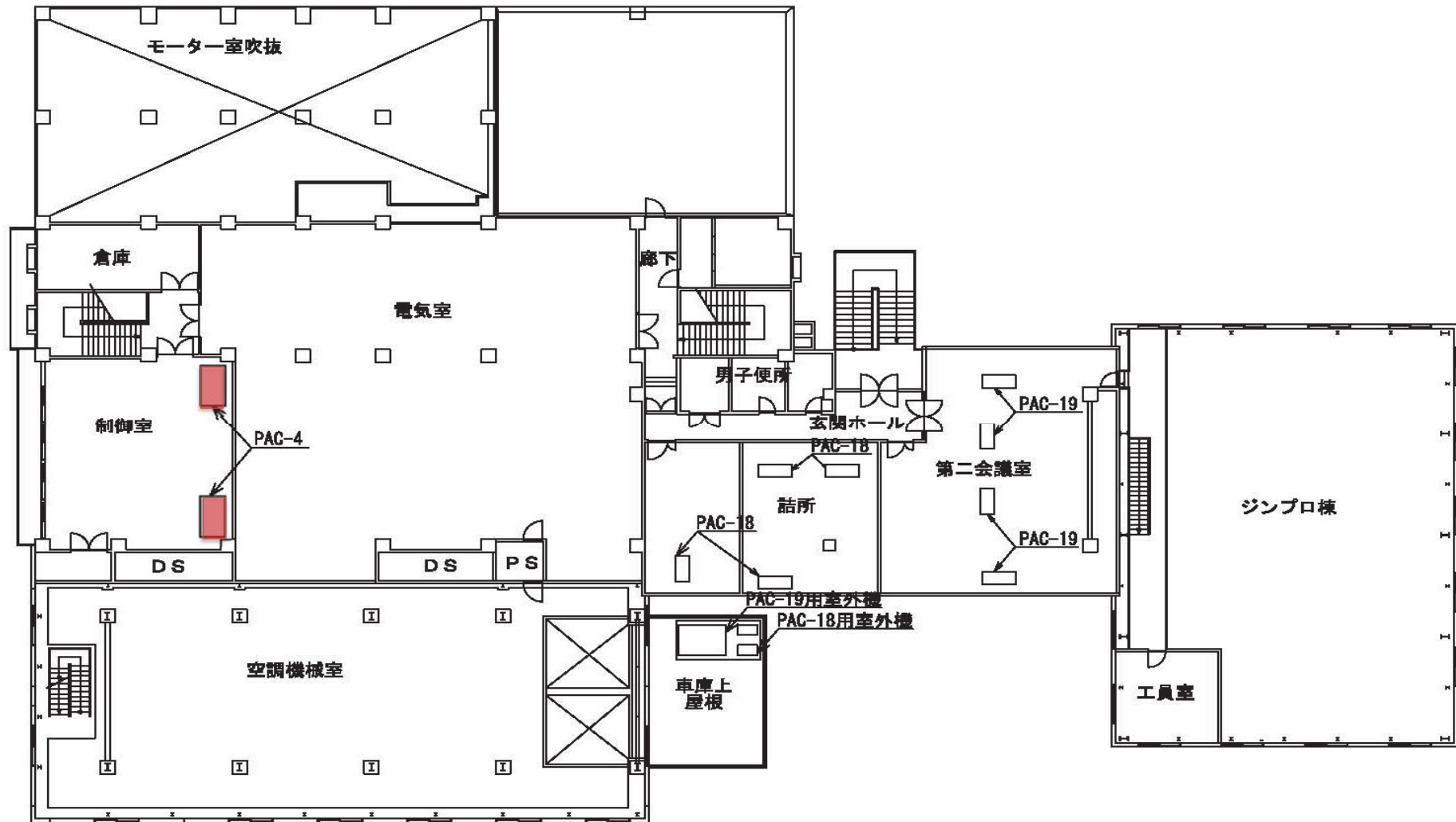
着色部今回履行箇所

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(空調設備保守点検業務) 北部第一水再生センター 管理棟1階空調設備配置図	図番	36/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



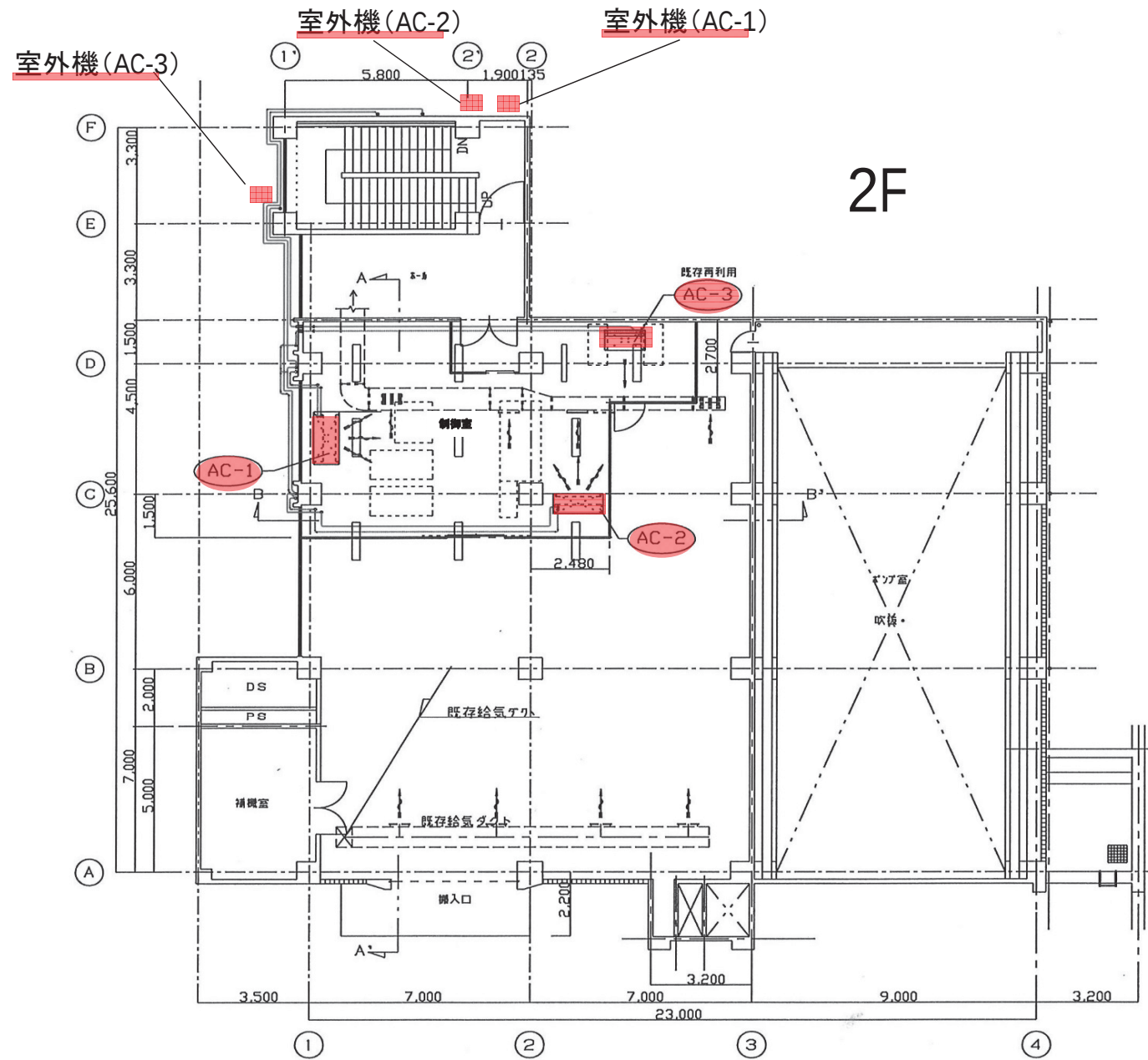
着色部今回履行箇所

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(空調設備保守点検業務) 北部第一水再生センター 管理棟3階空調設備配置図	図番	38/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



着色部今回履行箇所

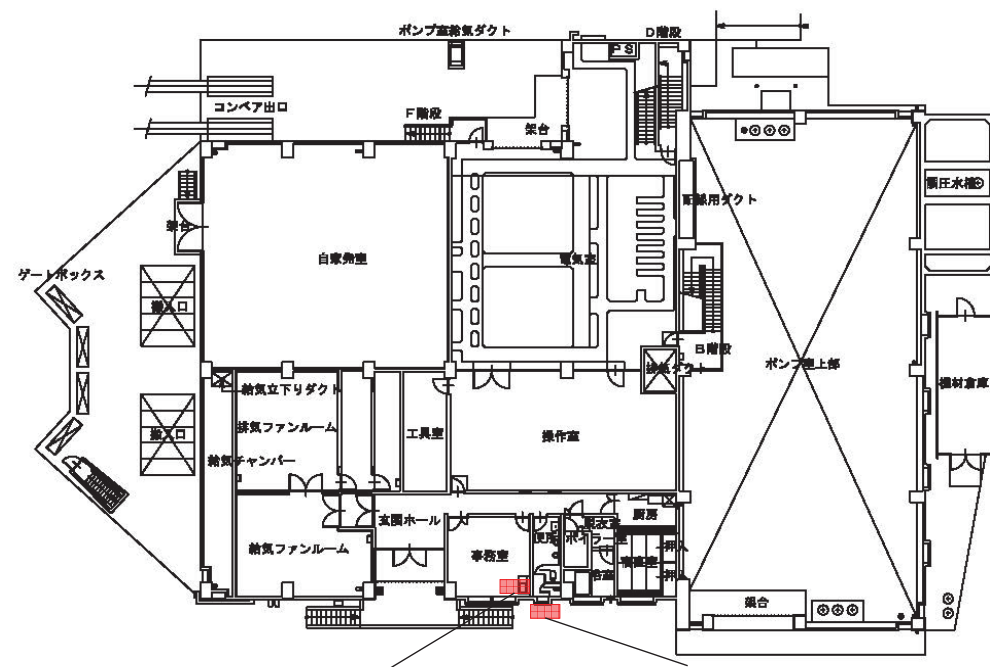
委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(空調設備保守点検業務) 北部第一水再生センター 水処理棟2階空調設備配置図(1)		図番
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター		40/46	



着色部今回履行か所

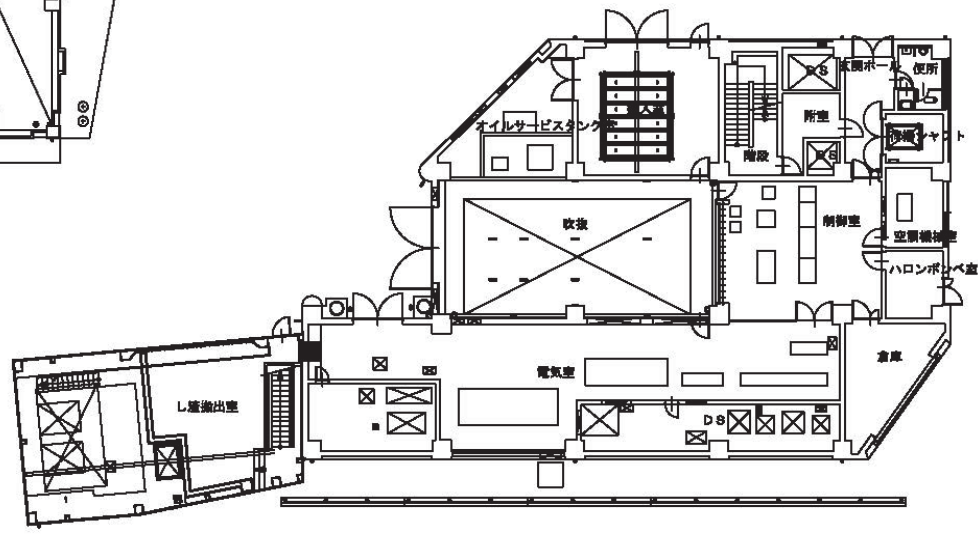
※室外機は全て1階屋外

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(空調設備保守点検業務) 樟町ポンプ場第一施設 空調設備等配置図(平面図)	図番	42/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			



空調設備(事務室用) 室外機(事務室用)

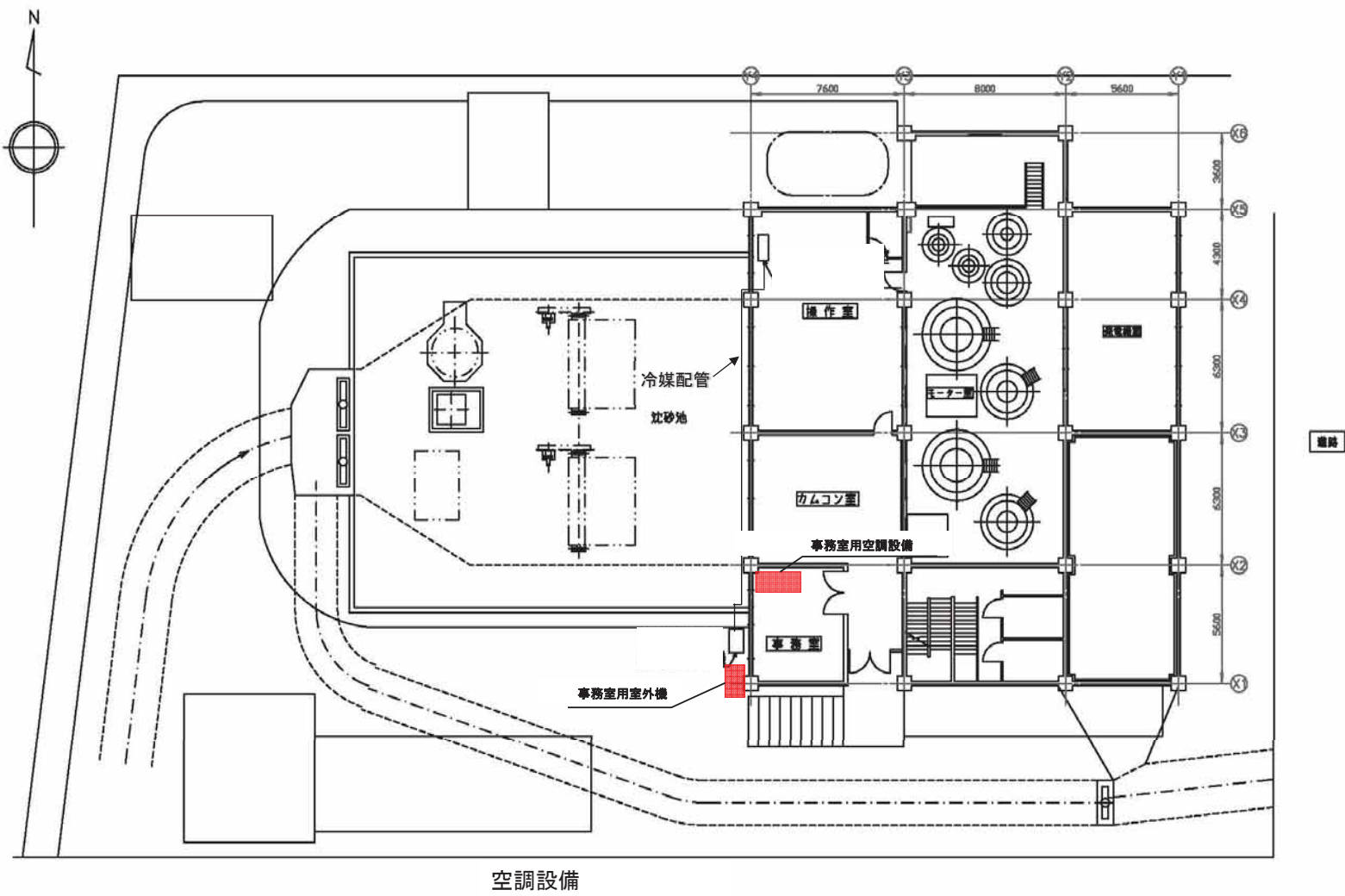
第一施設(1F)



第二施設(1F)

着色部今回履行か所

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(空調設備保守点検業務) 北綱島ポンプ場 空調設備等配置図(平面図)		図番
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター		43/46	



■ 箇所
末吉ポンプ場一般平面図

■ 着色部今回履行箇所

委託名	北部第一水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(空調設備保守点検業務) 末吉ポンプ場空調設備配置図	図番	44/46
横浜市 下水道河川局 北部第一水再生センター			

